

---

---

**第3次江田島市地域福祉計画**  
**（自殺対策計画含む。）**

---

---

— 案 —

令和元（2019）年6月

広島県 江田島市

# ～ 目 次 ～

<b>第1章 総論</b> -----	<b>1</b>
【1】計画策定に当たって -----	1
1 地域福祉とは -----	1
2 地域福祉計画とは -----	3
【2】計画策定の趣旨 -----	4
1 地域福祉計画の策定趣旨 -----	4
2 自殺対策計画の策定趣旨 -----	5
3 一体的な策定 -----	5
【3】地域福祉を取り巻く国や制度の動き -----	6
1 改正社会福祉法の概要 -----	6
2 地域共生社会の実現 -----	8
3 高齢者福祉・介護保険制度の動き -----	10
4 障害者制度の動き -----	11
5 子育て支援制度の動き -----	11
6 生活困窮者自立支援制度の動き -----	12
7 自殺対策の動き -----	13
<b>第2章 第3次江田島市地域福祉計画</b> -----	<b>14</b>
【1】計画の概要 -----	14
1 根拠法について -----	14
2 計画の位置付け -----	16
3 計画の期間 -----	17
4 計画の策定体制 -----	18
【2】数字で見る本市の現状 -----	20
1 人口・世帯の状況 -----	20
2 高齢者の状況 -----	23
3 障害者の状況 -----	28
4 子どもの状況 -----	29
5 地域の状況 -----	33
6 福祉的課題を抱えている人の現状 -----	35
7 犯罪の状況 -----	37
【3】アンケート調査結果等の概要 -----	38
1 アンケート調査結果の概要 -----	38
2 グループインタビュー調査結果の概要 -----	48
3 調査結果等から読み取れる課題 -----	50
【4】第2次計画の検証と評価 -----	54
1 第2次計画の検証と評価の方法 -----	54
2 第2次計画検証結果から読み取れる今後の取組の方向性 -----	54

【5】計画の基本的な考え方-----	59
1 基本理念-----	59
2 施策体系-----	60
【6】施策の展開-----	62
基本施策1 学ぶ～地域福祉の意識づくり-----	62
1 地域福祉への関心を高める啓発の推進-----	62
2 学びの場における福祉教育の推進-----	63
基本施策2 集う～支え合い活動の促進と交流の場づくり-----	65
1 市民主体の地域福祉活動等への支援-----	65
2 地域交流の機会づくり-----	66
3 地域の交流の場づくり-----	67
基本施策3 育む～地域活動の担い手づくり-----	69
1 地域活動やボランティア活動への参加促進-----	69
2 地域活動の担い手の育成と人材の発掘-----	71
基本施策4 つながる～地域活動のつながりづくり-----	72
1 きめ細かな相談支援体制-----	72
2 相談支援機関の連携とネットワークづくり-----	73
基本施策5 つかう～暮らしを支える福祉サービス-----	75
1 福祉サービスの充実と利用促進-----	75
2 権利擁護の推進-----	77
基本施策6 守る～安全・安心な暮らしの確保-----	79
1 防災・防犯対策の推進-----	79
2 人にやさしい共生の生活環境の整備-----	81

### 第3章 江田島市自殺対策計画-----82

【1】江田島市自殺対策計画の概要-----	82
1 計画策定の背景と趣旨-----	82
2 計画の概要-----	84
【2】本市の現状-----	86
1 既存データからみた地域特性-----	86
2 アンケートからみた地域特性-----	89
3 グループインタビュー調査で寄せられた意見-----	102
4 調査結果等から読み取れる課題-----	104
【3】計画の基本的な考え方-----	107
1 基本理念-----	107
2 施策体系-----	108
3 活動目標-----	109

【4】施策の展開 -----	111
基本施策1 知る～理解の促進と意識の醸成 -----	111
基本施策2 育む～こころの健康づくりと支援者の養成 -----	113
基本施策3 つなぐ～相談支援体制の充実 -----	116
基本施策4 支える～自殺を予防する環境づくり -----	120
<b>第4章 計画の推進 -----</b>	<b>124</b>
【1】計画の推進体制 -----	124
1 庁内推進体制の充実 -----	124
2 関係機関・地域団体・事業所等との連携の強化 -----	124
【2】計画の進行管理 -----	124
1 計画の進行管理 -----	124
<b>資料編 -----</b>	<b>未</b>

# 第1章 総論

## 【1】計画策定に当たって

### 1 地域福祉とは

○「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して幸せな生活を送ることができるよう、人と人とのつながりを大切にし、助け合い、支え合いながら、日常生活の様々な困りごとや不安を、市民一人ひとりが主体となって解決していく取組です。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して幸せな生活を送るために市民一人ひとりが主役となって、自治会や各種団体、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、行政などが連携し、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合い、支え合いの関係を築きながら様々な生活課題を解決していく取組のことを言います。

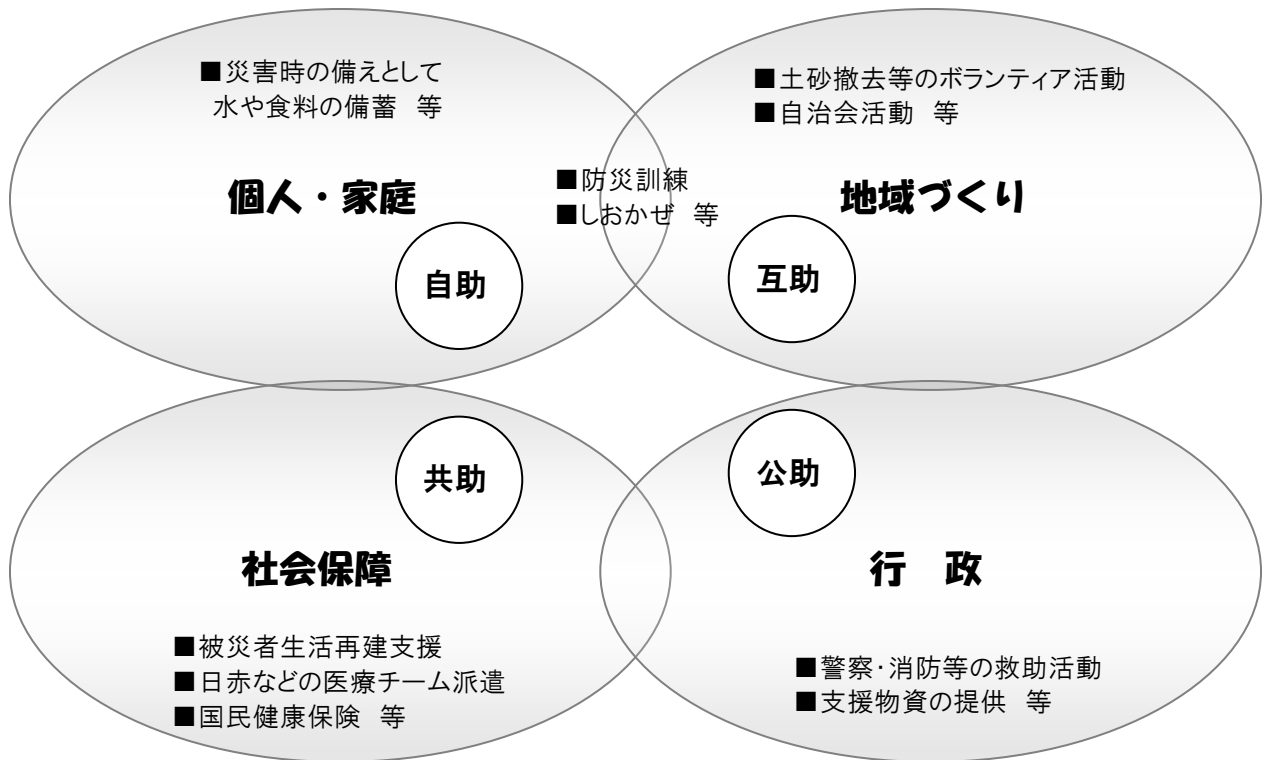
そのためには、日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決し（自助）、個人や家族内で解決できない問題は、近隣やボランティア、NPOなどの活動で解決する（互助）。さらに、介護保険制度、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や保健・医療・福祉・その他の公的なサービスの提供など、行政でなければできないことは行政が解決する（公助）といった、重層的な取組が必要です。

#### 【自助・互助・共助・公助】

<b>自助</b>	○個人や家族など、自分でできることは自分で行う
<b>互助</b>	○隣近所や友人・知人とお互いに支え合い・助け合う
<b>共助</b>	○社会保障制度などに基づく、地域の事業所や社会福祉法人等による支え
<b>公助</b>	○保健・医療・福祉など公的な制度に基づく、行政でなければできないサービスの提供

【自助・互助・共助・公助の展開イメージ】

例：本市の「災害時の備え」について



## 2 地域福祉計画とは

### (1) 地域福祉計画

○「地域福祉計画」とは、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの取組により、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画で、市が策定します。

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画で、社会福祉法第107条に基づき、本市が策定します。地域の様々な問題、住民の困りごとや不安に向き合い解決するために、行政からの公的な支援だけでなく、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの取組により地域福祉を推進するための計画です。

「地域福祉計画」では、国の計画策定ガイドラインにおいて、次の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。

#### 【地域福祉（支援）計画策定ガイドライン】

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

### (2) 地域福祉活動計画と自殺対策計画

○「自殺対策計画」とは、全ての市民が、自殺対策に関する必要な支援を受けることができるよう、「生きることの包括的な支援」としてその取組をとりまとめた計画です。

「地域福祉」に関連の深い計画として「地域福祉活動計画」「自殺対策計画」があります。「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条に基づき、江田島市社会福祉協議会が中心となり策定する、民間の行動計画です。

地域福祉の推進に向けて、「市民」と「地域で福祉活動を行う者（社会福祉協議会）」「福祉事業を営む者（福祉サービス提供事業者）等」が協働して行動するための、実践的取組を示した計画です。「地域福祉計画」は、この「地域福祉活動計画」と連携を図ります。

一方、「自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、本市が策定する計画です。全ての市民が、自殺対策に関する必要な支援を受けることができるよう、「生きることの包括的な支援」としてその取組をとりまとめた計画で、「地域福祉計画」と一体的に策定します。

## 【2】計画策定の趣旨

---

### 1 地域福祉計画の策定趣旨

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化、高齢者世帯の増加などを要因として、地域におけるつながり意識の希薄化、地域活動の担い手不足など、地域で支え合う力の低下が問題となっています。

また、住民の生活が複雑かつ多様化する中で、子どもや高齢者への虐待、いじめ、引きこもり、孤独死、景気の低迷を背景とした生活困窮者の増加や定職を持たない若者の増加など、様々な社会問題も顕在化しています。

さらに、複合的な福祉問題を抱えた世帯や、制度の狭間にあることから適切な福祉サービスを受けられない世帯など、新たな福祉課題が生じています。

このような新たな地域課題への対応を見据え、将来に向けて、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度による公的なサービスだけでなく、地域の絆によって住民が相互に支え合い、助け合う活動が活発に展開されていくことが重要です。

本市では、平成26(2014)年3月に「第2次江田島市地域福祉計画」を策定し、「“お互いさま”でつながる 新たなえたじまコミュニティ」を基本理念として地域福祉を推進してきました。

特に、地域で支え合う環境づくりや、地域で集い、話し、学べる場づくり、そして適切に福祉サービスを受けることができ、安心して生活できる環境づくりに目標を定め、様々な取組を推進してきました。

今後、増大する課題を解決するためには、地域福祉のより一層の推進が必要となっています。

本市では、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、「第3次江田島市地域福祉計画」を策定します。

この計画は、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。



## 2 自殺対策計画の策定趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10（1998）年に年間 3 万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成 18（2006）年の「自殺対策基本法」の施行を契機に、総合的な自殺対策の取組が推進されてきました。その結果、平成 22（2010）年以降、自殺者数は減少で推移し、平成 28（2016）年には 2 万 1 千人台まで減少しました。

しかし、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされている現状にあります。

平成 28（2016）年 4 月には「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策を新たに「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

本市では、これまで「健康江田島 2 1 計画」において、「こころの健康」分野の取組を進める中で自殺対策を図ってきましたが、新たに自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として「江田島市自殺対策計画」を策定し、本市の自殺対策の指針として位置付けます。

## 3 一体的な策定

自殺対策と地域福祉は密接に関連していることから、「第 3 次江田島市地域福祉計画」と「江田島市自殺対策計画」を、一体的に策定します。

### 「第 3 次江田島市地域福祉計画」

- 地域での助け合い・支え合い活動の推進
- 地域活動・ボランティア活動の活性化
- 福祉教育の充実
- 福祉に関する情報提供の充実
- 相談支援体制の充実と強化
- 権利擁護の利用・虐待防止の推進
- 福祉サービスの充実
- 福祉の支援ネットワークの構築
- 福祉を担う人材づくり・・・など

### 「江田島市自殺対策計画」

- 市民への周知と啓発
- こころの健康づくり
- 自殺対策を支える人材の育成
- 相談支援体制の充実と強化
- 支援ネットワークの構築・・・など

## 【3】地域福祉を取り巻く国や制度の動き

### 1 改正社会福祉法の概要

- 「社会福祉法」では、「包括的な支援体制の整備」が求められています。「包括的」とは、単に制度に基づく支援を提供するだけでなく、一人ひとりの生活課題に合わせ、隣近所や地域全体で支え合う仕組みを含めた、幅広い支援のことを言います。

平成 29 (2017) 年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。

改正後の社会福祉法では、市町村は、包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第 107 条）に努めるものとされています。

#### 【包括的な支援体制の整備】

第百六条の三 市町村は次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする

社会福祉法（抜粋）

地域福祉を取り巻く現状と課題及び体制整備の考え方として、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」(平成 29 (2017) 年 9 月 12 日)において次のような内容が示されています。

#### 【地域福祉をめぐる現状と課題】

##### ●世帯の複合課題

- ・高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050 問題」）
- ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）
- ・障害者の親が高齢化し介護を要する世帯
- ・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯

##### ●制度の狭間にある課題

- ・制度の対象外，基準外，一時的なケース

##### ●自ら相談に行く力がない

- ・頼る人がいない，自ら相談に行くことが困難
- ・社会的孤立・排除，一例である「ごみ屋敷」，地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり）

##### ●地域の福祉力の脆弱化

- ・少子高齢化や人口減少の進行，自治会の加入率減少などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化

##### ●新たな地域課題

- ・単身世帯の増加，賃貸住宅への入居時の保証の問題，入院時の対応や看取り，死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要

## 2 地域共生社会の実現

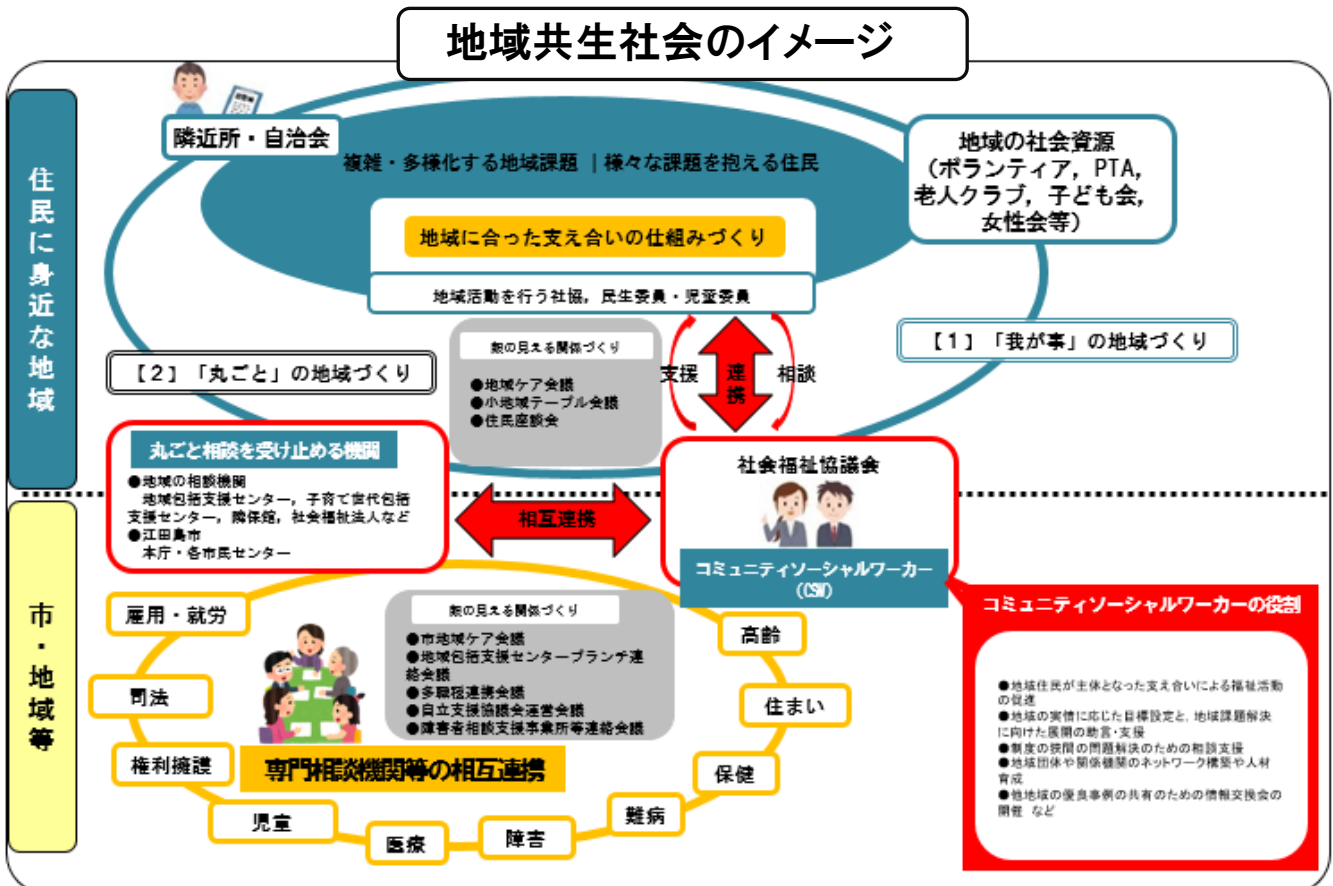
○これまで「福祉」と言えば、社会的に弱い立場の人を「行政が支援するもの」と、とらえられていました。これからは、支える側と支えられる側に分かれるのではなく、誰もが役割を持って活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。

社会福祉法の一部改正により、これからの地域福祉の在り方として、住民や関係機関と行政が協力して、様々な分野にわたる地域の生活課題を把握し、包括的な支援体制を整備することが盛り込まれました。

地域共生社会とは、高齢者、障害者、子育て家庭など、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を越えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が、「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、地域を支えていく社会とされています。

これからは「地域共生社会の実現」に向けた、「縦割り」ではなく「丸ごと」、「他人事」ではなく「我が事」として、一人ひとりの暮らしを支える地域づくりが必要です。

【地域共生社会のイメージ】





### 3 高齢者福祉・介護保険制度の動き

- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- 国では、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる令和7（2025）年までの整備を目指しています。

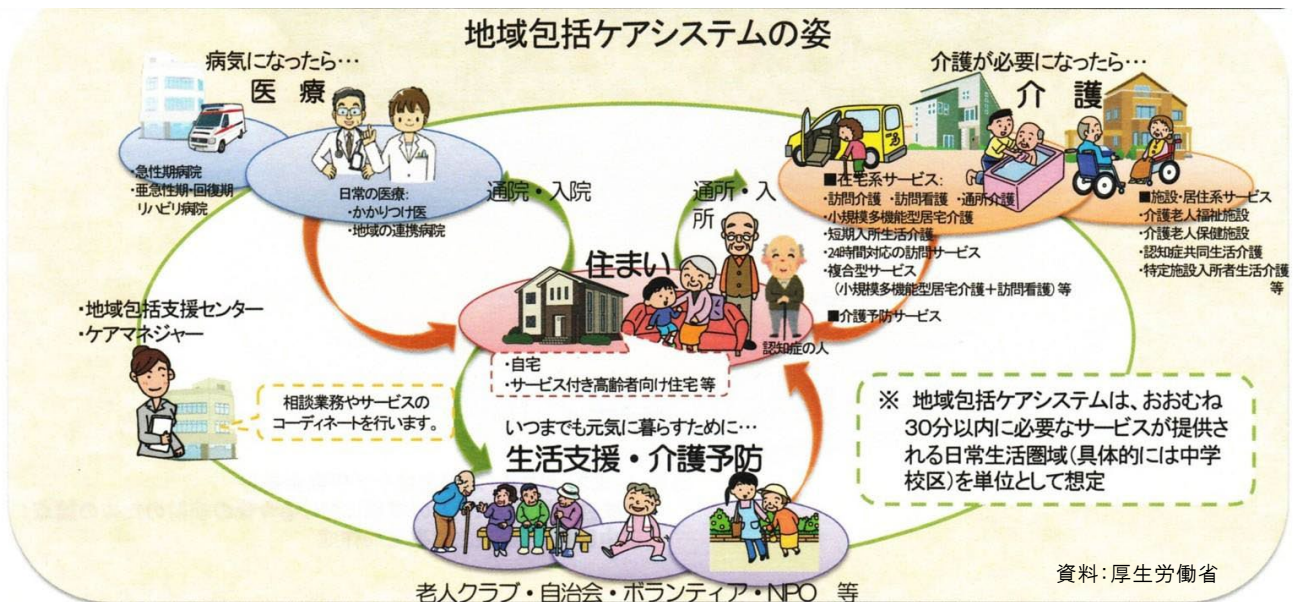
我が国の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

国においては、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる令和7（2025）年までに構築することを目指しています。

平成30（2018）年度からスタートした第7期介護保険事業は、現制度に沿って進められた地域包括ケアシステムを確立し、具体化させていくための重要な時期とされています。

本市の「江田島市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（えたじま いきいき 百年プラン）」においては、「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」を基本理念とし、支援や介護が必要になっても、地域で安心して生活できる環境づくりを目指して「私らしい江田島暮らし（地域居住）の実現」を基本目標として定めています。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】





## 4 障害者制度の動き

- 「障害者総合支援法」の改正により、サービス提供の充実や障害者の雇用の促進、障害者の差別の解消に向けた取組など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

平成 28 (2016) 年 5 月に成立した「障害者総合支援法」の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障害児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成 25 (2013) 年 6 月には「障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）」の改正（平成 28 年 4 月一部施行）や、平成 25 (2013) 年 6 月「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の成立（平成 28 年 4 月施行）など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては「江田島市障害者計画」及び「江田島市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等の様々な障害者支援施策に取り組んでいます。

## 5 子育て支援制度の動き

- 「子ども・子育て支援新制度」に基づき、妊娠期から学童期まで、切れ目のない子育て家庭への支援体制づくりが進められています。

平成 27 (2015) 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野で、子育て支援体制の構築が求められています。

本市においては、平成 27 (2015) 年 3 月に策定した「江田島市 子ども・子育て支援事業計画」において、「～健やかな子どもの育成をめざして～地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま」を基本理念とし、就学前の保育及び教育を適切に提供できる施設整備をはじめ、妊娠、出産から学童期に至るまでの、相談や情報提供機能の充実、子育て世代包括支援センターの開設など、総合的な子育て支援の環境づくりに取り組んでいます。

今後、保育の必要性の認定を受けた 3～5 歳までの全ての子どもを対象に、幼稚園、認可保育所、認定こども園などの無償化をはじめ、様々な施策が展開される予定です。

## 6 生活困窮者自立支援制度の動き

○生活困窮者に対する相談支援や経済的支援に加え、複合的な課題に対する包括的な支援体制の構築が進められています。

平成 27 (2015) 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることが定められました。

直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援など、これまで福祉分野で十分に行えていなかった支援を加え、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

【資料／生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について】

### 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

#### 連携通知<sup>(注)</sup>で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成27年3月27日付け事務連絡)等

・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用  
・求職者支援制度の活用  
・就労訓練事業における適切な労働条件の確保

・地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出  
・地域のネットワーク強化等

・住居に関する課題への連携した対応

・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)  
・子ども・若者総合相談センターとの連携

・多重債務者に対する専門的な支援との連携

・必要に応じ、生活保護へのつなぎ、生活保護脱却後の困窮者制度の利用(連続的な支援)

・ひとり親家庭等福祉対策、児童福祉施策(福祉事務所、児童養護施設等)

・ひとり親家庭特有の課題や、複合的な課題への連携した対応  
・児童養護施設退所後の子どもの支援等

・本人の意向を踏まえつつ、障害の可能性や世帯の生活課題への連携した対応  
・障害者支援に係る専門性の生活困窮者支援への活用  
・認定就労訓練事業の担い手確保等

・介護保険制度の要介護、要支援にとどまらない、世帯の生活課題への連携した対応  
・地域ネットワークの整備等に係る連携等

・納付相談に訪れる者のつなぎ  
・国民年金保険料免除制度の周知等

・子どもの状況の背景にある世帯の生活課題への対応  
・高等学校等の修学支援等

・農林水産分野における就労の場の確保

・矯正施設出所者に対する自立相談支援機関の情報提供等

※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については自治体においても引き続きご検討いただきたい。

資料：厚生労働省



## 7 自殺対策の動き

○自殺対策は「生きることの包括的な支援」として新たに位置付けられ、地方自治体に自殺を防ぐための計画の策定が義務付けられました。

国においては、平成 29 (2017) 年に新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、社会における「生きることの阻害要因 (リスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因 (自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることを目指しています。

自殺総合対策大綱では、その基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」と設定し、「生きることの包括的な支援として推進する」をはじめとする 5 つの基本方針を定めた上で、12 項目の重点施策を推進することとしています。(自殺総合対策大綱の概要については、第 3 章に示しています。)

また、地方自治体には、自殺を防ぐための計画の策定が義務付けられました。

## 第2章 第3次江田島市地域福祉計画

### 【1】計画の概要

#### 1 根拠法について

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括的な計画として、市町村が策定する「市町村地域福祉計画」です。

#### 【社会福祉法 第107条】

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には，同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は，市町村地域福祉計画を策定し，または変更しようとするときは，あらかじめ，地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに，その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は，定期的に，その策定した市町村地域福祉計画について，調査分析及び評価を行うよう努めるとともに，必要があると認めるときは，当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

「社会福祉法」では、第4条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

#### 【社会福祉法 第4条】

第四条 地域住民<sup>※1</sup>、社会福祉を目的とする事業を営業者<sup>※2</sup>及び社会福祉に関する活動を行う者<sup>※3</sup>は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民<sup>※4</sup>が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法（抜粋）

※1：地域で生活を営む全ての住民。

※2：社会福祉法人、福祉サービスの提供をはじめとする、広範な社会福祉を目的とする事業を営業者NPO法人や民間企業、生協、農協等の事業者及び行政等。

※3：ボランティア、NPO、民生委員・児童委員等の地域で福祉活動を行う人及びグループや団体。

※4：福祉サービスを必要としている全ての人。（現在、サービスを利用していない人も含む。）

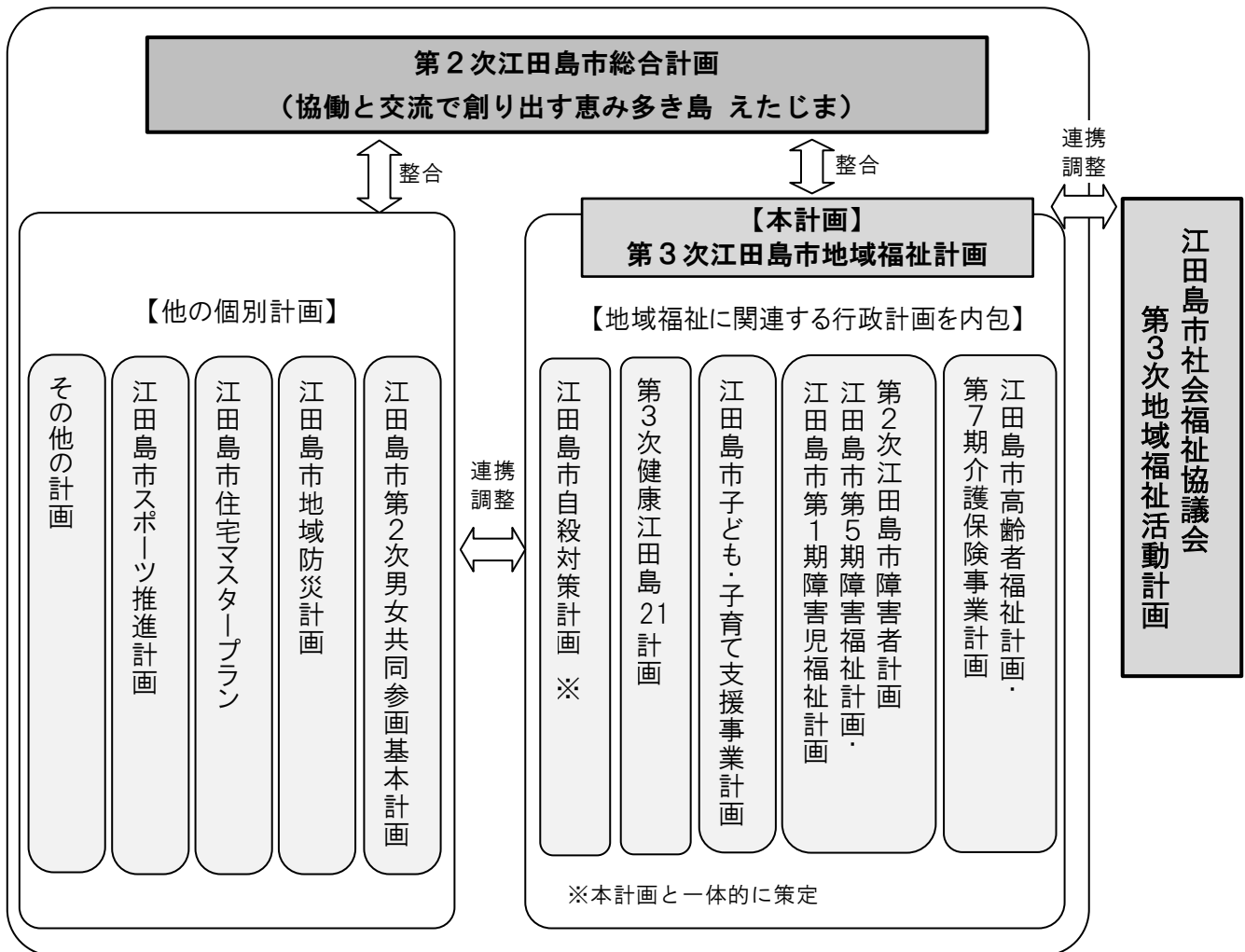
## 2 計画の位置付け

本計画は、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるもので、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

現状は、高齢者、障害者、子どもといった対象別に計画が策定され、それぞれ根拠法が異なっていますが、これらに共通する事項を本計画に盛り込むことで、関連する計画との調和を図ります。福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の「上位計画」として位置付けることで、制度の縦割りではない包括的支援を推進できる仕組みの構築を目指します。

そのため、本計画では、国や県の考え方及び本市の「第2次江田島市総合計画」を踏まえ、他部門における個別計画の策定や見直しにおいては、本計画の理念や目標に照らして行うとともに、整合性、関連性に配慮します。

【計画の位置付け】



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間とします。ただし、計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて取組内容を柔軟に見直すこととします。

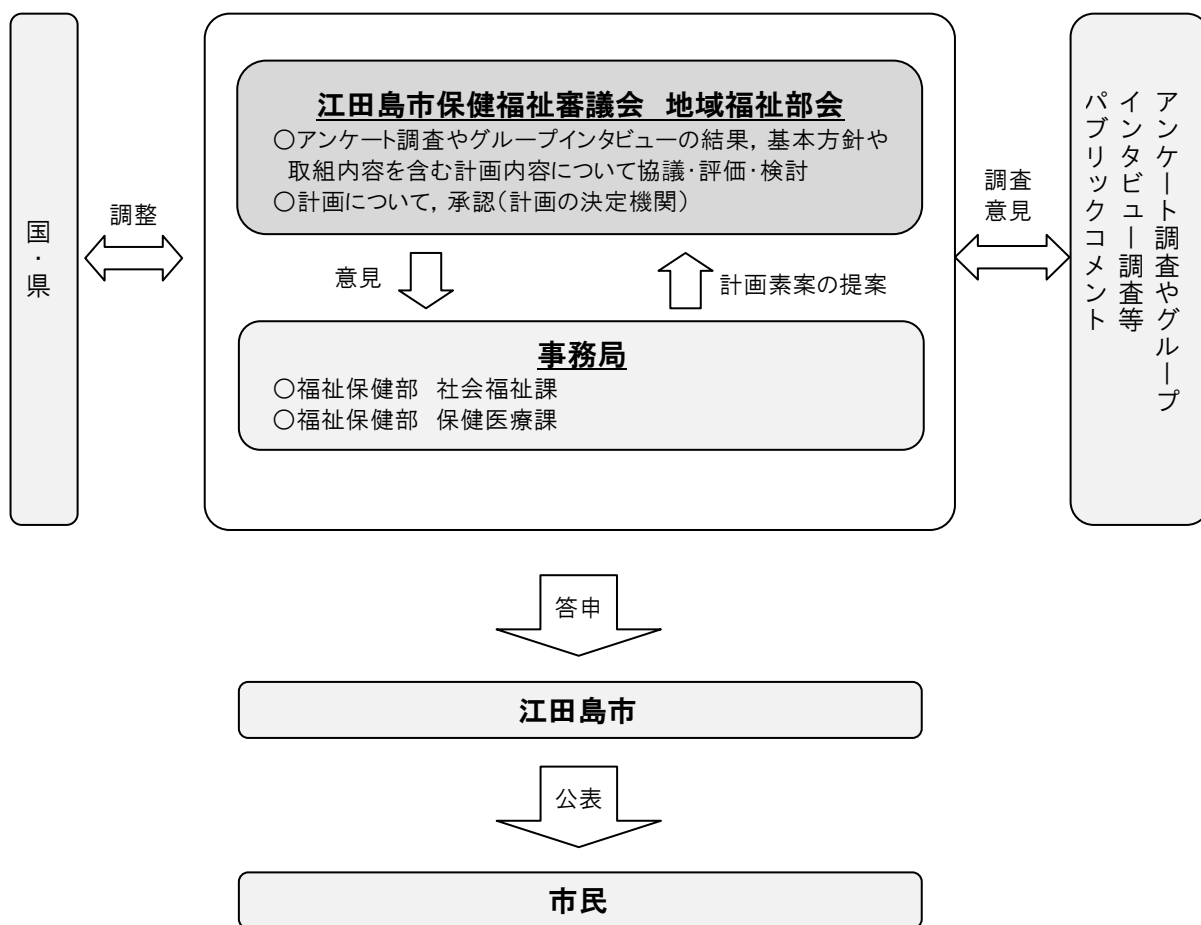
#### 【関係計画の計画期間】

計画名	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
江田島市地域福祉計画	第2次		第3次 地域福祉計画(本計画)				
江田島市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第6期	第7期			第8期		
江田島市障害福祉計画	第4期	第5期			第6期		
江田島市子ども・子育て 支援事業計画	第1期			第2期			
健康江田島21計画	第2次	第3次					
江田島市自殺対策計画 (本計画と一体的に策定)			第1次				

## 4 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、アンケート調査及びグループインタビュー調査等を通じて、市民や関係機関・団体等の実態や意見等を把握するとともに、各種団体や組織の関係者などから構成される「江田島市保健福祉審議会 地域福祉部会」において、本計画の内容についての協議・評価・検討を行いました。

また、計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。



## (1) アンケート調査の概要

調査名称	江田島市 地域福祉の推進に関する住民意識調査	江田島市 小・中学生の日常生活に関するアンケート調査
調査対象	18歳以上の市民	市立の小学校及び中学校に通学する小学5年生以上の児童・生徒
調査方法	郵送による調査票の配布・回収	各学校を通じた配付，回収
調査期間	平成30（2018）年9月	平成30（2018）年7月
配布数	2,500人	660人
有効回収数	916人	626人
有効回収率	36.6%	94.8%

## (2) グループインタビュー調査の概要

調査名称	江田島市 地域福祉に関するグループインタビュー
調査対象 (グループ属性)	(1) 自治会・女性会・老人クラブ・民生委員・児童委員グループ (2) 養護教諭グループ (3) 商工会グループ (4) 子育て世代グループ (5) ケアマネジャーグループ (6) 社会福祉協議会グループ
調査方法	座談会形式の小集団面接調査（グループインタビュー調査） ※1グループ当たり4～7名
調査期日	平成30（2018）年11月14日（水）～11月16日（金）

## 【2】数字で見る本市の現状

### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成 30 (2018) 年 3 月末現在 23,593 人であり、平成 25 (2013) 年から約 2,500 人の減少 (平成 25 (2013) 年を 100.0 とした場合 90.4) となっています。近年、人口減少が顕著に進行しており、1 世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成 25 (2013) 年の 2.03 人から平成 30 (2018) 年で 1.91 人となっています。

#### 【人口・世帯数の推移】

	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
人口(人)	26,087	25,572	25,040	24,627	24,124	23,593
世帯数(世帯)	12,828	12,741	12,584	12,597	12,507	12,348
世帯人員(人/世帯)	2.03	2.01	1.99	1.95	1.93	1.91
人口増減率(%)	100.0	98.0	96.0	94.4	92.5	90.4
世帯数増減率(%)	100.0	99.3	98.1	98.2	97.5	96.3

注：増減率は、平成 25 (2013) 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳 (各年 3 月末現在) (外国人を含む。)

#### (2) 地区別人口・世帯数

地区別人口及び世帯数は、江田島地区が 8,292 人、4,453 世帯と最も多くなっています。平成 25 (2013) 年からの推移では、全ての地区において、人口及び世帯数が減少しています。

#### 【地区別人口・世帯数の推移】

	江田島地区	能美地区	沖美地区	大柿地区	合計
人口(人)	8,292	5,200	3,176	6,926	23,594
世帯数(世帯)	4,453	2,585	1,753	3,557	12,348
世帯人員(人/世帯)	1.86	2.01	1.81	1.95	1.91
人口増減率(%)	89.2	93.1	91.7	90.4	90.7
世帯数増減率(%)	95.4	97.3	98.3	95.6	96.3

注：増減率は、平成 25 (2013) 年から平成 30 (2018) 年にかけての増減割合。

資料：住民基本台帳 (平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在) (外国人を含む。)



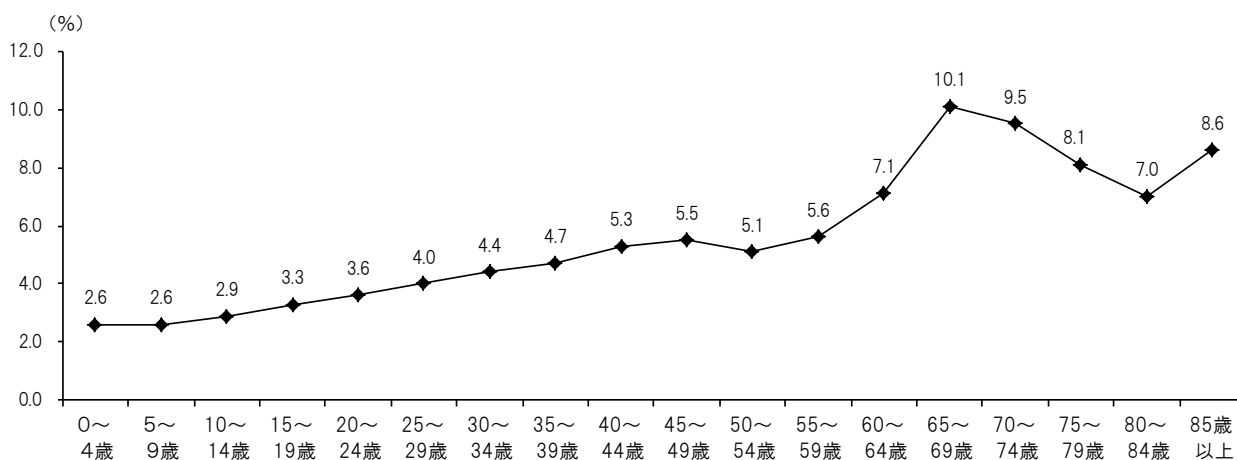
### (3) 年齢別人口

本市の年齢構成を5歳階級別にみると、60歳以上の人口構成比が高く、特に「団塊の世代」に当たる65～69歳が最も高くなっています。

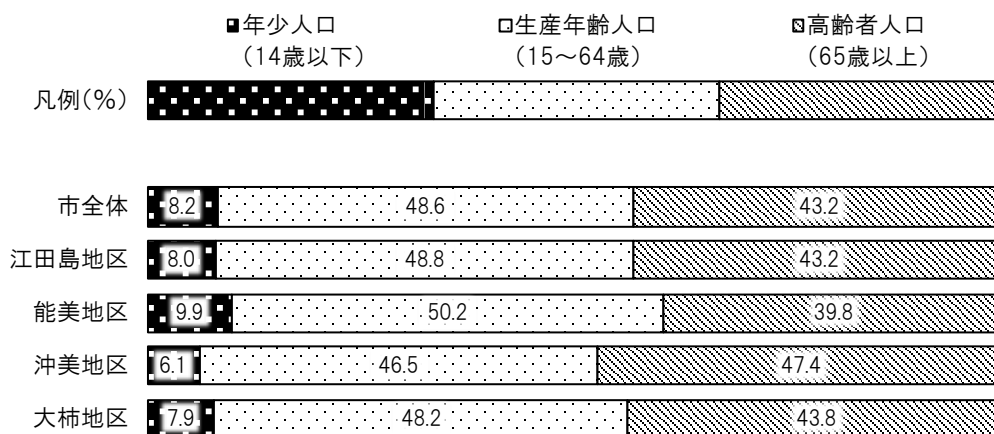
3区分別人口構成比をみると、本市では「年少人口（14歳以下）」の比率が8.2%、「生産年齢人口（15～64歳）」が48.6%、「高齢者人口（65歳以上）」いわゆる高齢化率が43.2%となっています。

地区別でみると、能美地区では年少人口比率がやや高く、沖美地区では高齢化率が他の地区に比べて高くなっています。

【年齢5歳階級別人口構成比（江田島市）】



【地区別年齢3区分別人口構成比】

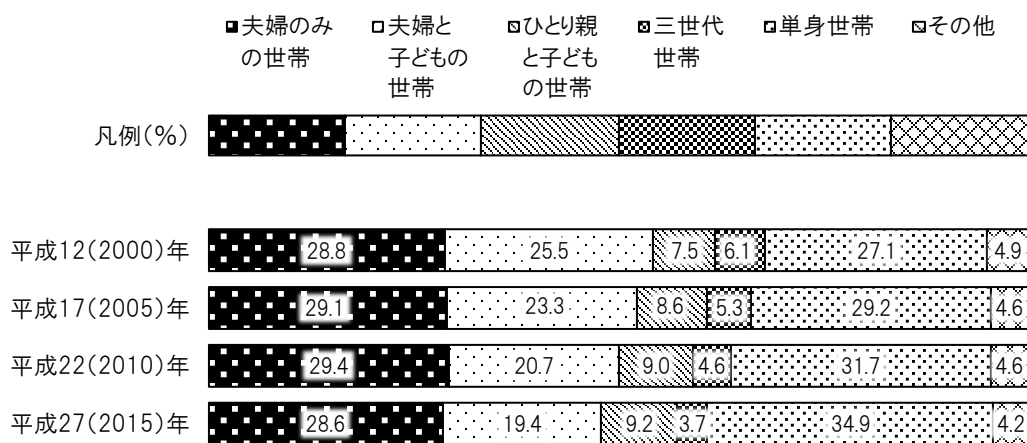


資料：住民基本台帳（平成30（2018）年3月末現在）（外国人を含む。）

#### (4) 世帯の状況

世帯構成について、平成12(2000)年から平成27(2015)年までの推移で見ると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」は増加傾向にあります。一方、「夫婦と子どもの世帯」は減少傾向にあります。また、世帯人員が多い「三世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料：国勢調査

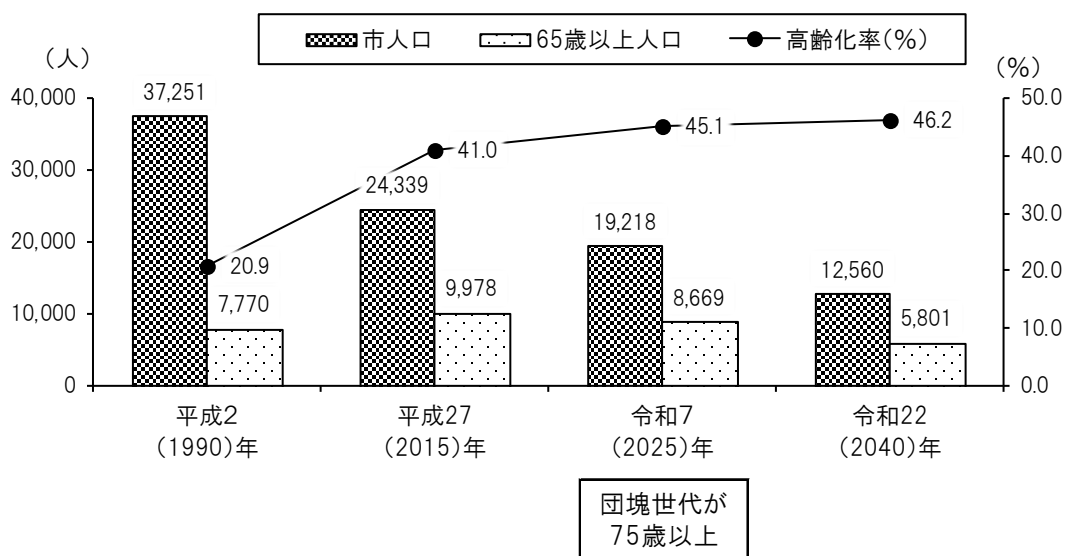
## 2 高齢者の状況

### (1) 高齢者人口の将来推計

本市の今後の人口動向について、国立社会保障・人口問題研究所による推計結果では、本市全体の人口は減少が続きます。

高齢者人口も減少で推移すると予測されていますが、団塊世代が75歳以上に移行する令和7（2025）年では、高齢者人口は9,000人を切るものの、高齢化率は増加で推移すると予測されています。

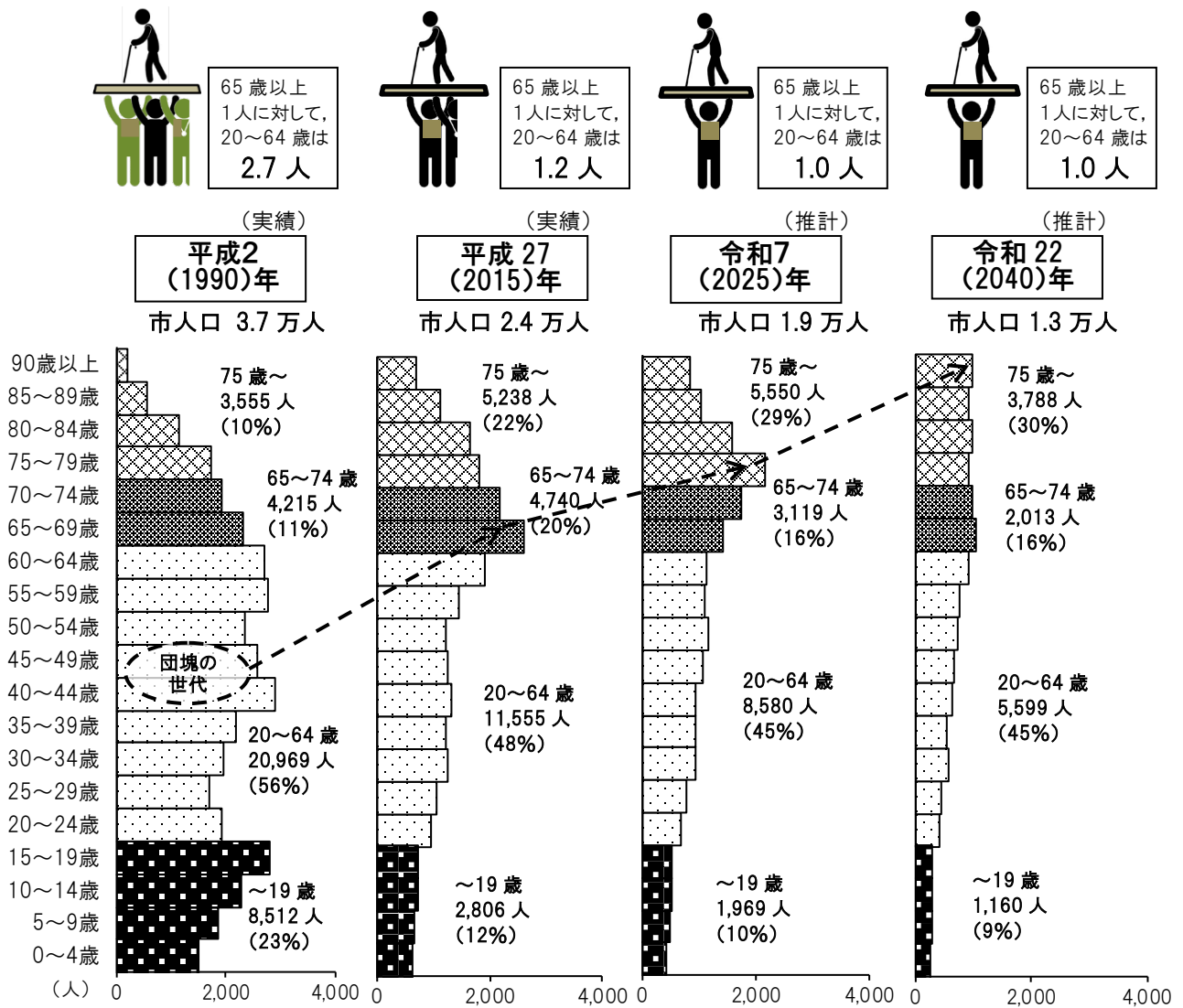
【江田島市の高齢者人口将来推計】



資料：国立社会保障・人口問題研究所

本市の人口構造の変化をみると、平成27（2015）年は1人の高齢者を1.2人で支える構造が、少子高齢化が一層進行し、団塊の世代が後期高齢者に移行する令和7（2025）年には、1人の高齢者を1.0人で支える構造になると想定されています。

【江田島市の人口ピラミッドの変化（1990～2040年）】



資料: 国勢調査結果及び国立社会保障・人口問題研究所資料より作成

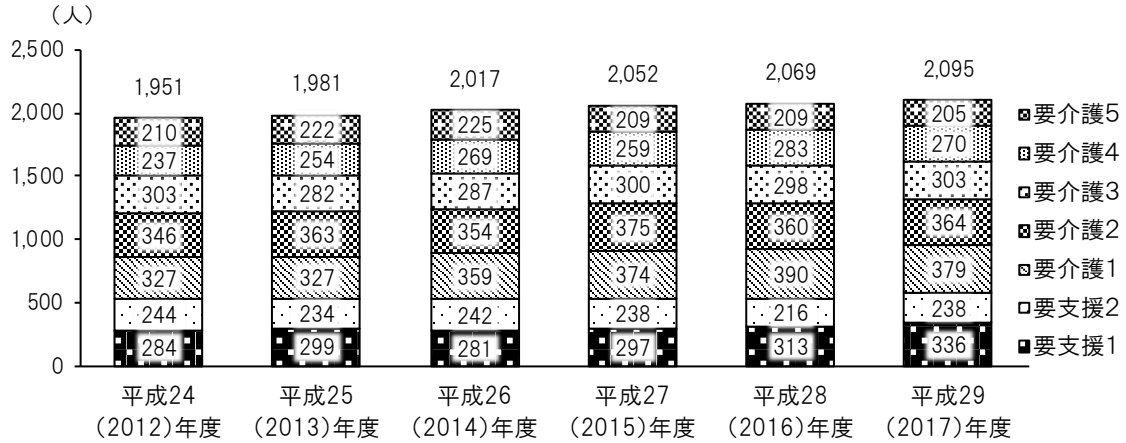
## (2) 高齢者介護の現状

### ① 要介護認定者数の推移

介護保険の対象者となる、要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は、平成 29 (2017) 年度で 2,095 人となっており、近年は緩やかな増加で推移しています。

要介護度別でみると、要介護 1 が最も多く、次いで要介護 2，要支援 1 の順となっています。

【要介護等認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

### ② 圏域別要介護等認定者数

本市では、日常生活圏域として江田島・能美・沖美・大柿の4つの圏域（合併前旧町単位）を設定しています。圏域別の要介護等認定率は2割前後となっており、能美圏域では18.6%と最も低くなっています。

【圏域別認定者数】

	江田島圏域	能美圏域	沖美圏域	大柿圏域
第1号被保険者数(人)	3,575	2,070	1,504	3,032
要介護等認定者数(人)	745	384	301	638
要介護等認定率(%)	20.8	18.6	20.0	21.0

資料：介護保険事業状況報告(平成 30(2018)年3月末現在)

### ③地域ケア会議開催状況

本市の地域ケア会議開催回数は、平成 29（2017）年度で 6 回となっています。

#### 【地域ケア会議開催状況】

	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度
開催回数(回)	5	6

資料:高齢介護課事業報告(平成 30(2018)年3月現在)

### ④認知症サポーター養成講座開催状況

認知症サポーター養成講座は、平成 29（2017）年度に 6 回開催しており、参加人数及びサポーター養成講座修了者数は前年度を上回っています。

#### 【認知症サポーター養成講座開催状況】

	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度
開催回数(回)	5	6
延べ参加人数(人)	139	180
サポーター養成講座修了者の累計(人)	858	1,038

資料:高齢介護課

### (3) 通いの場所

市内の通いの場所数について、平成 29（2017）年度は 57 箇所、参加者数は 876 人となっており、前年度から増加しています。

#### 【通いの場所数と参加者人数】

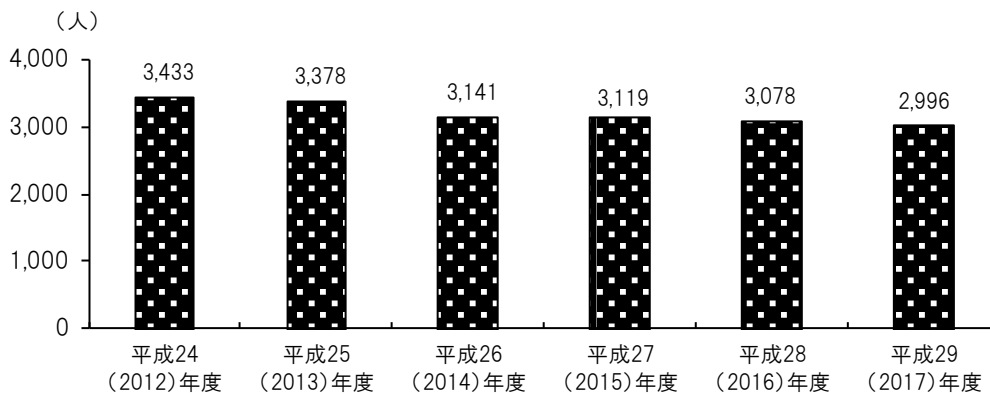
	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度
通いの場所数	27	52	57
通いの場の参加者人数(人)	431	766	876

資料:高齢介護課

#### (4) 老人クラブ会員数の推移

本市の老人クラブ会員数は、近年緩やかな減少傾向にあり、平成 29 (2017) 年度の会員数は 2,996 人となっています。

【老人クラブ会員数の推移】

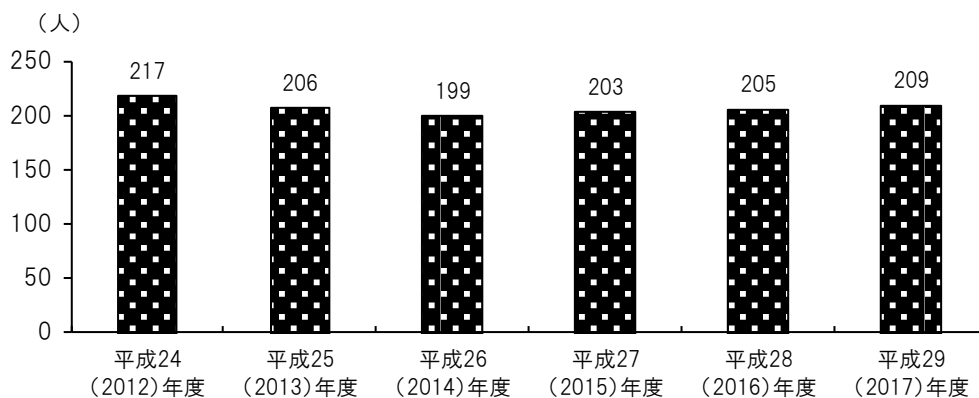


資料:福祉行政報告例(各年度末現在)

#### (5) シルバー人材センター会員数の推移

本市のシルバー人材センター会員数は、平成 29 (2017) 年度は 209 人となっており、近年は緩やかな増加で推移しています。

【シルバー人材センター会員数の推移】



資料:シルバー人材センター総会資料(各年度末現在)

### 3 障害者の状況

#### (1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、平成 30 (2018) 年では 2,041 人となっており、前年から減少しています。手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳所持者数」が 1,531 人と最も多く、全体の 75.0%を占めています。「療育手帳所持者数」は 290 人(全体に占める構成比 14.2%)、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は 220 人(同 10.8%)となっています。

障害者手帳所持者数のうち 18 歳未満については、身体障害者手帳所持者数が 10 人、療育手帳所持者数が 34 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 6 人で、延べ 50 人となっています。

#### 【障害者手帳所持者数の推移】

	身体障害者手帳 所持者数	療育手帳所持者数	精神障害者保健福祉 手帳所持者数	合計
平成 29(2017)年	1,638	279	213	2,130
平成 30(2018)年	1,531	290	220	2,041

うち 18 歳未満の障害者手帳所持者数

平成 30(2018)年	10	34	6	50
--------------	----	----	---	----

資料:社会福祉課

#### (2) 特別支援学校（県立学校）児童・生徒数

本市の広島県立呉特別支援学校江能分級の児童・生徒数は、平成 30 (2018) 年で小学部が 1 人、中学部が 3 人、高等部が 6 人となっており、緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

本市の小学校・中学校における特別支援学級の児童・生徒数については平成 30 (2018) 年で小学校が 34 人、中学校が 6 人となっており、近年、小学校の児童数は増加傾向にあります。

#### 【特別支援学校（県立学校）児童・生徒数】

	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
小学部(人)	5	4	3	1	3	1	1
中学部(人)	1	2	5	7	7	1	3
高等部(人)	6	7	7	9	10	8	6

注:児童生徒数は江田島市、呉市音戸町及び呉市倉橋町の児童生徒

資料:学校教育課

#### 【特別支援学級児童・生徒数】

	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
小学校(人)	17	17	22	22	25	28	34
中学校(人)	6	8	6	5	5	6	6

資料:学校教育課

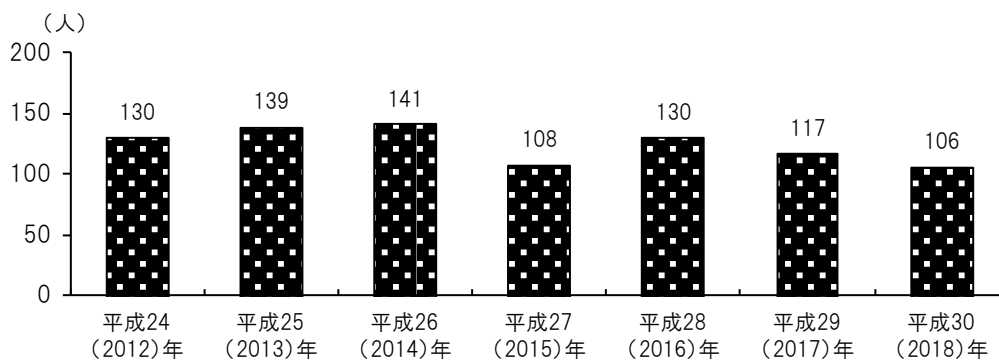


## 4 子どもの状況

### (1) 年間出生数の推移

本市の出生数は、増減を繰り返しながら推移しており、平成30(2018)年は106人となっています。

【出生数の推移】

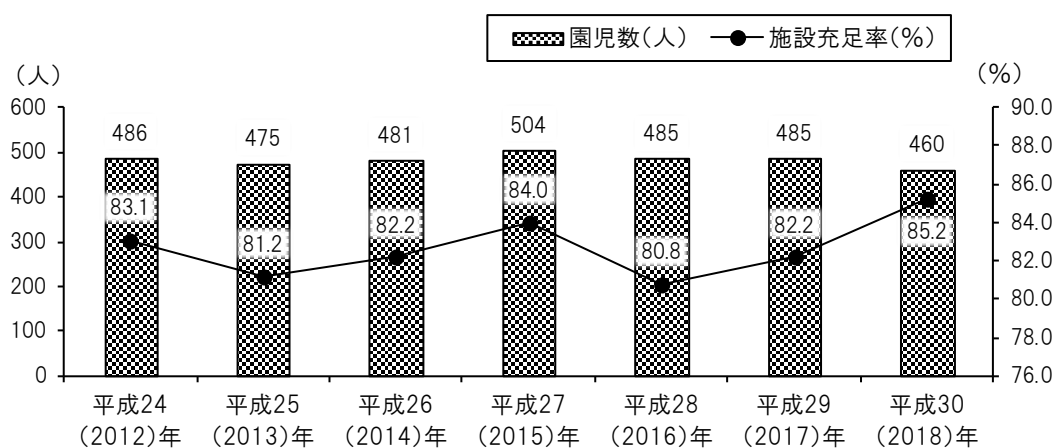


資料:市民生活課

### (2) 子育て支援施設の利用状況

平成30(2018)年4月1日現在、市内にある保育施設は6園となっています。市の入園児童数は、おおむね横ばいで推移していましたが、平成30(2018)年では460人と減少しています。また、施設充足率は増加傾向にあり、平成30(2018)年は85.2%となっています。

【保育施設入園児童数の推移】



資料:子育て支援課(各年4月1日現在)

本市の保育園入園児童数は減少傾向にあり、認定こども園入園児童数は増加で推移しています。

【保育園入園児童数の推移】

	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
0歳～2歳	63	74	50	27
3歳～5歳	218	184	151	82
合計	281	258	201	109

【認定こども園入園児童数の推移】

	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
0歳～2歳	54	54	69	98
3歳～5歳	169	173	215	253
合計	223	227	284	351

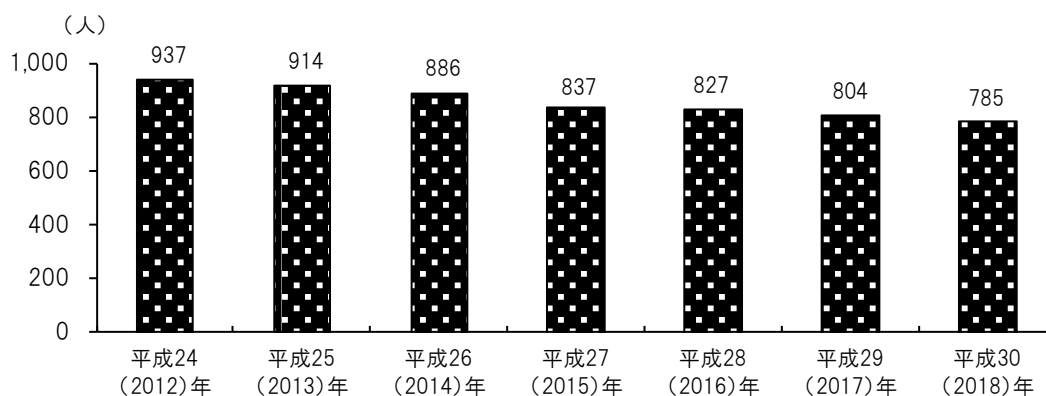
資料:子育て支援課(各年4月1日現在)

(3) 小中学校児童・生徒数の推移

① 小学校児童数の推移

市内の小学校は、平成 30 (2018) 年で 7 校、児童数は 785 人となっており、児童数は減少傾向にあります。

【小学校児童数の推移】

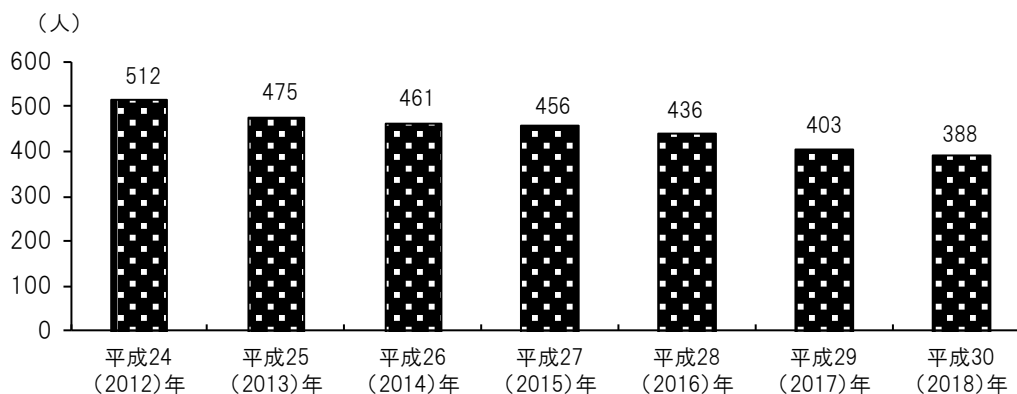


資料:教育委員会(各年5月1日現在)

## ②中学校生徒数の推移

市内の中学校は、平成 30 (2018) 年で 4 校、生徒数は 388 人となっており、生徒数は毎年減少で推移しています。

【中学校生徒数の推移】



資料:教育委員会(各年5月1日現在)

## (4) 子育て支援センターの利用状況

子育て支援センターの利用者数については、近年、減少で推移していましたが、平成 30 (2018) 年度は増加に転じ 7,834 人となっています。

【子育て支援センターの利用状況】

	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
子育て支援センター事業 延べ利用人数(人)	12,918	11,925	11,071	9,767	7,285	7,834

資料:子育て支援課,平成 26(2014)年度以降は主要施策(各年度3月末現在)

## (5) 放課後児童クラブの利用状況

平成 30 (2018) 年度の放課後児童クラブは、市内 9 か所で実施しており、登録児童数は増加で推移していましたが、平成 29 (2017) 年度に減少に転じ、平成 30 (2018) 年度は 245 人となっています。

【放課後児童クラブの利用状況】

	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
実施か所数(か所)	8	8	9	9	9	9
登録児童数(人)	187	210	234	266	253	245

資料:生涯学習課(各年度5月1日現在)

## (6) 母子保健の状況

### ① 妊婦健診

妊婦一般健診の受診者数は、増減を繰り返しながら推移しており、平成30(2018)年度は144人となっています。

#### 【妊婦一般健診の実施状況】

		平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度
受診者数	延べ(人)	1,735	1,593	965	1,243	1,175	1,053
	実利用(人)	152	101	127	180	172	144

資料:保健医療課(各年度3月末現在)

### ② 母子保健事業

平成25(2013)年度からの推移でみると、1歳6か月児や3歳6か月児などの健診受診率は増加していますが、乳児健診の受診率は減少しています。

#### 【母子保健事業状況】

(単位:%)

	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度
乳児健診(集団健診)受診率	94.5	96.5	91.3	94.4	95.0	90.6
1歳6か月児健診(集団健診)受診率	94.4	91.2	94.4	97.3	85.8	96.8
3歳6か月児健診(集団健診)受診率	93.1	92.1	91.5	95.9	88.8	96.2
5歳児健康相談(集団健診)受診率	89.3	97.4	93.2	93.7	93.0	91.5
乳幼児等訪問指導者数(人)	175	172	179	139	141	135

資料:保健医療課(各年度3月末現在)

## 5 地域の状況

### (1) 自治会数の推移

市内の自治会数は、横ばいで推移しており、平成 29 (2017) 年度は 31 の自治会が組織されています。

#### 【自治会数の推移】

	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
自治会数	31	31	31	31	31	31

資料：地域支援課

### (2) 自主防災組織数の推移

自主防災組織数については、緩やかに増加していましたが、平成 30 (2018) 年は 28 組織と、平成 29 (2017) 年から大きく増加しています。

#### 【自主防災組織数の推移】

	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
自主防災組織数	6	7	7	8	8	8	28

資料：危機管理課

### (3) 避難行動要支援者<sup>注1</sup>の推移

本市の避難行動要支援者数は、近年、増加で推移しており、平成 30 (2018) 年では 4,614 人となっています。

#### 【避難行動要支援者の推移】

(単位：人)

	平成 24 (2012)年	平成 25 (2013)年	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年	増減率 (%) <sup>注2</sup>
江田島市	2,815	3,072	3,293	3,512	3,786	4,144	4,614	63.9
江田島圏域	1,021	1,098	1,179	1,251	1,353	1,481	1,624	59.1
能美圏域	557	618	668	708	745	837	943	69.3
沖美圏域	376	423	455	490	533	576	648	72.3
大柿圏域	861	933	991	1,063	1,155	1,250	1,399	62.5

注1 【避難行動要支援者】高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

注2 増減率は、平成 24(2012)年を基準とした場合の平成 30(2018)年の増減割合を示す。

資料：社会福祉課

#### (4) 女性会数の推移

女性会数は、横ばいで推移しており、平成 29 (2017) 年度は 15 の女性会が組織されています。

##### 【女性会数の推移】

	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
女性会数	15	15	15	15	15	15

資料: 庁内資料

#### (5) 社会福祉協議会会員数等の推移

社会福祉協議会の一般会員数は、平成 29 (2017) 年度において 8,503 世帯、加入率は 70.0% となっており、近年、加入率は緩やかな増加傾向にあります。一方、賛助会員数は、減少で推移しています。

##### 【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	増減率 (%) <sup>注</sup>
一般会員数(世帯)	8,569	8,739	8,516	8,329	8,410	8,503	-0.8
加入率(%)	66.8	68.6	67.5	67.0	68.3	70.0	4.8
賛助会員数(世帯)	358	488	385	363	329	283	-20.9

注: 増減率は、平成 24(2012)年度を基準とした場合の平成 29(2017)年度の増減割合を示す。

資料: 社会福祉協議会

## 6 福祉的課題を抱えている人の現状

### (1) 生活保護世帯数・人員等の推移

本市の生活保護世帯数は、緩やかな減少で推移しており、平成 29（2017）年度は 168 世帯となっています。また、保護人員も平成 26（2014）年度以降減少に転じ、平成 29（2017）年度で 202 人となっています。世帯類型別では、高齢世帯が 7 割近くを占め高くなっています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

（単位：世帯）

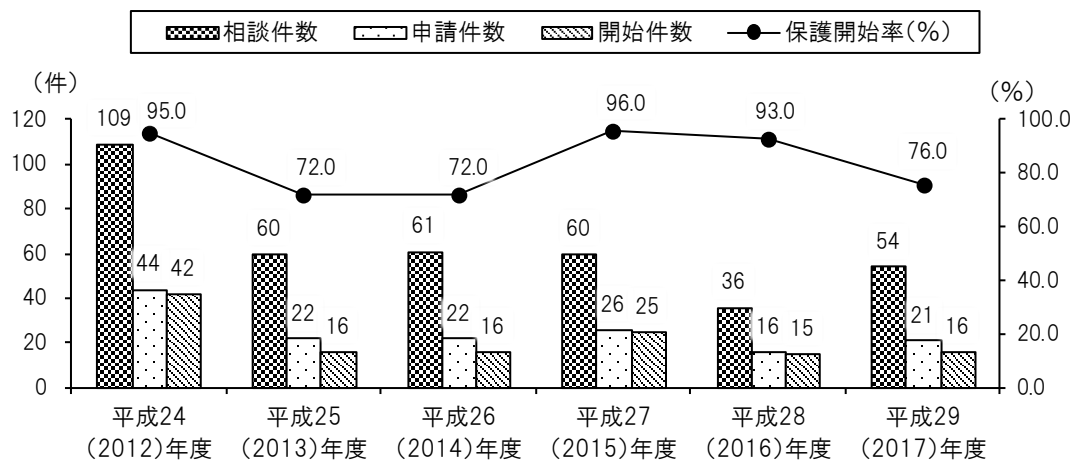
	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度
受給世帯数 全体	225	229	204	186	179	168
高齢世帯	119	124	114	112	118	113
傷病障害世帯	72	69	62	52	49	43
母子世帯	8	11	9	6	1	0
その他世帯	26	25	19	16	11	12
保護人員(人)	290	298	265	241	218	202

資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

### (2) 生活保護相談件数等の推移

本市の生活保護相談件数は、横ばいで推移していましたが、平成 28（2016）年度は減少に転じ、平成 29（2017）年度では 54 件と増加しています。また、保護開始率については、増減しながら推移しており、平成 29（2017）年度は 76.0%と低下しています。

【生活保護相談件数等の推移】



資料：社会福祉課

### (3) 児童扶養手当受給世帯等の推移

本市の児童扶養手当受給世帯は、平成 29（2017）年度では 166 世帯、そのうち 18 歳以下の子どもは 249 人となっており、近年は減少で推移しています。

【児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移】

	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	増減率 (%)
児童扶養手当受給世帯	194	205	203	192	173	166	-14.4
18 歳以下の子どもの数	314	325	331	303	264	249	-20.7

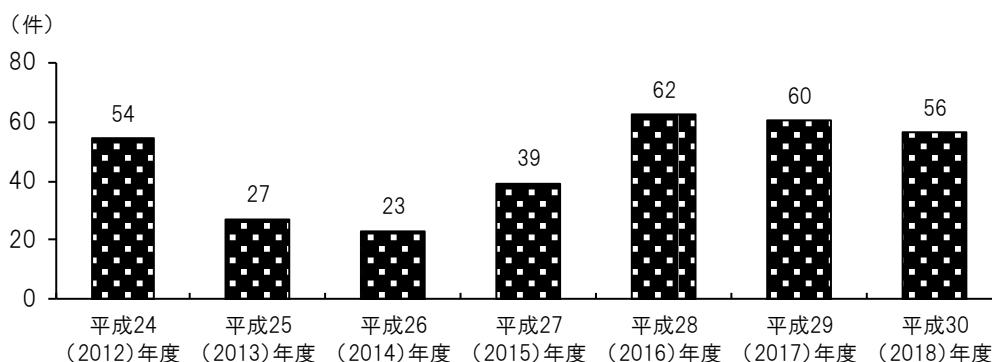
注：増減率は、平成 24(2012)年度を基準とした場合の平成 29(2017)年度の増減割合を示す。

資料：社会福祉課

### (4) 児童虐待の状況

本市の児童虐待相談件数については、増減を繰り返しながら推移しており、平成 30（2018）年度では 56 件となっています。

【児童虐待相談件数の推移】



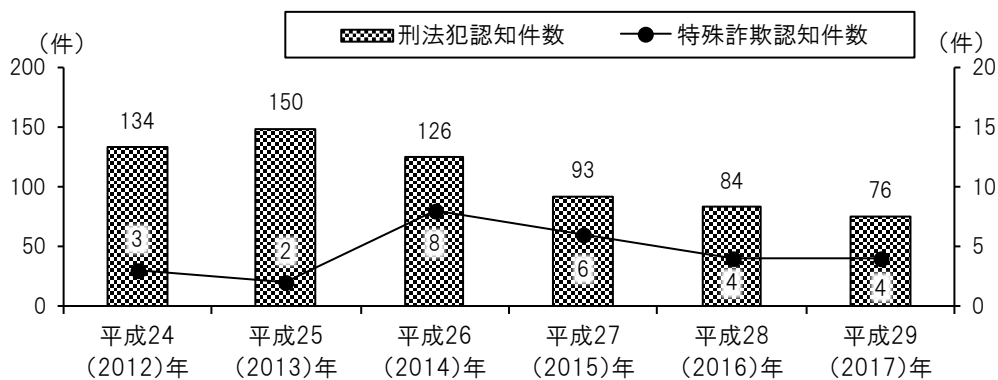
資料：主要施策(各年3月末現在)



## 7 犯罪の状況

本市の刑法犯認知件数は、平成 26 (2014) 年以降減少しており、平成 29 (2017) 年は 76 件と、平成 25 (2013) 年に比べ、約半数となっています。また、特殊詐欺認知件数は、平成 29 (2017) 年は 4 件となっています。

【刑法犯及び特殊詐欺認知件数の推移】



資料:危機管理課

## 【3】アンケート調査結果等の概要

### 1 アンケート調査結果の概要

本市では、本計画策定に当たり、市民アンケート調査（江田島市 地域福祉の推進に関する住民意識調査）及び小中学生アンケート（江田島市小・中学生の日常生活に関するアンケート調査）を実施しています。

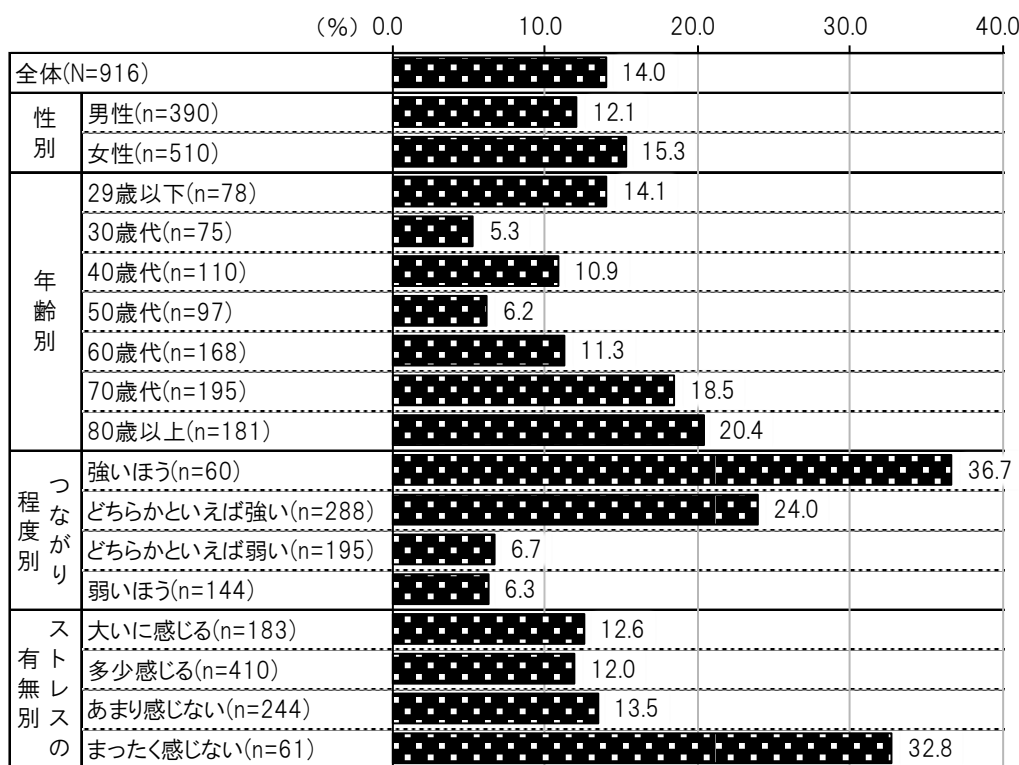
ここでは、アンケート調査結果からみた、地域福祉に関する現状や意識等について整理しています。

#### 【市民アンケート結果より】

##### （1）近所付き合いの状況

70歳以上の年齢層や地域のつながりが強いと感じる人ほど、とても親しく付き合っている人が多い傾向にあります。また、ストレスをまったく感じていない人は、とても親しく付き合っている人が多く、ストレスを感じている人との差が目立っています。

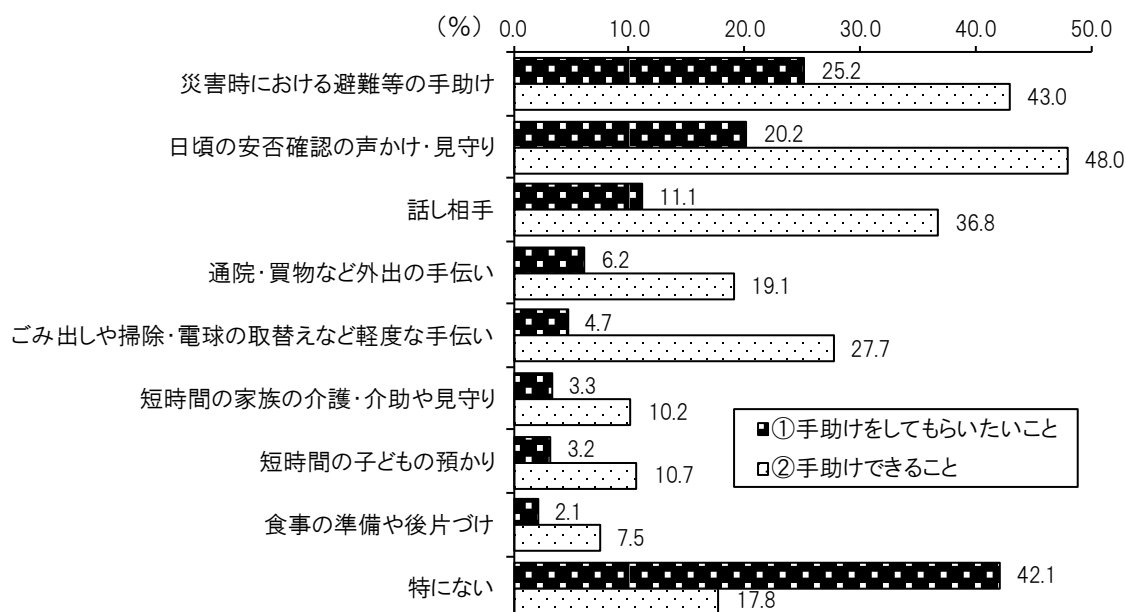
【「とても親しく付き合っている人がいる」人の割合】



## (2) 手助けをしてもらいたいことと手助けできること

近所の人から手助けをしてもらいたいことでは、「災害時における避難等の手助け」「日頃の安否確認の声かけ・見守り」などが多く回答されていますが、回答者の4割以上が手助けできることと回答しています。また、この他に手助けできることとして、「話し相手」「ごみ出しや掃除・電球の取替えなど軽度な手伝い」などが多くなっています。

【「手助けをしてもらいたいこと」と「手助けできること」の比較】

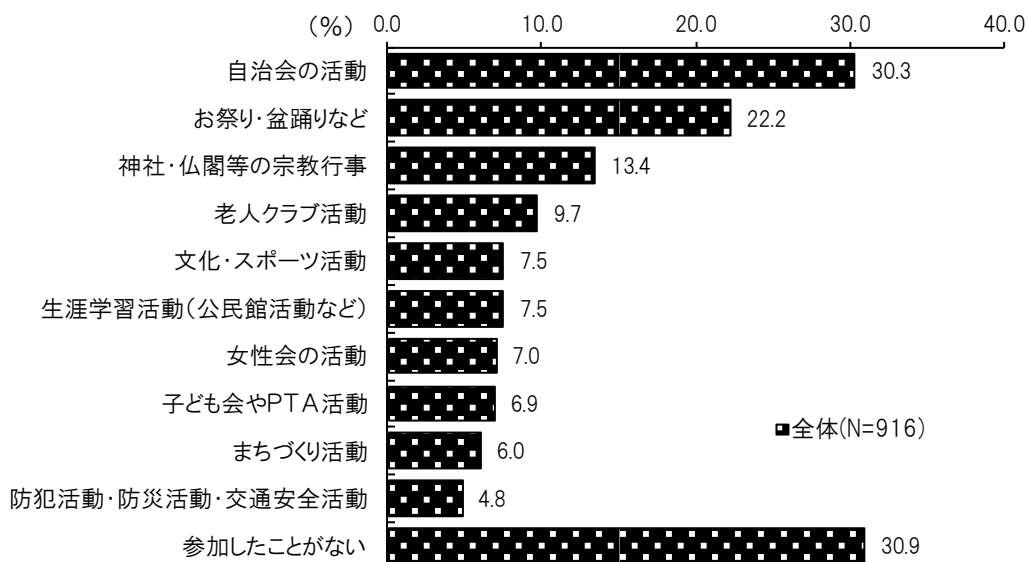


注:「無回答」は省略している。(以下同様)

## (3) 社会活動への参加状況

社会活動への参加状況については、「自治会の活動」「お祭り・盆踊りなど」が多くなっています。一方、約3割は「参加したことがない」と回答しています。

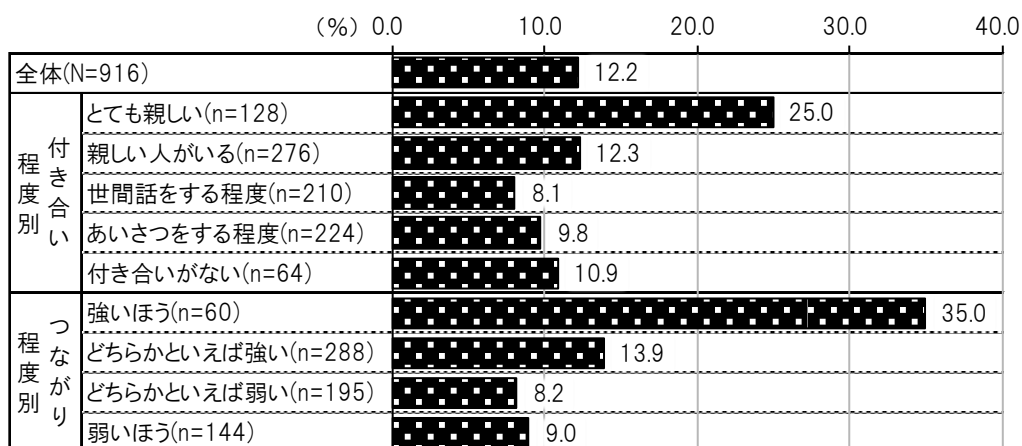
【参加している社会活動】



#### (4) 福祉課題への関心度

福祉課題に非常に関心がある人は1割程度となっており、近所付き合いがとても親しい人や、地域のつながりが強いと感じる人ほど、関心が高くなる傾向にあります。

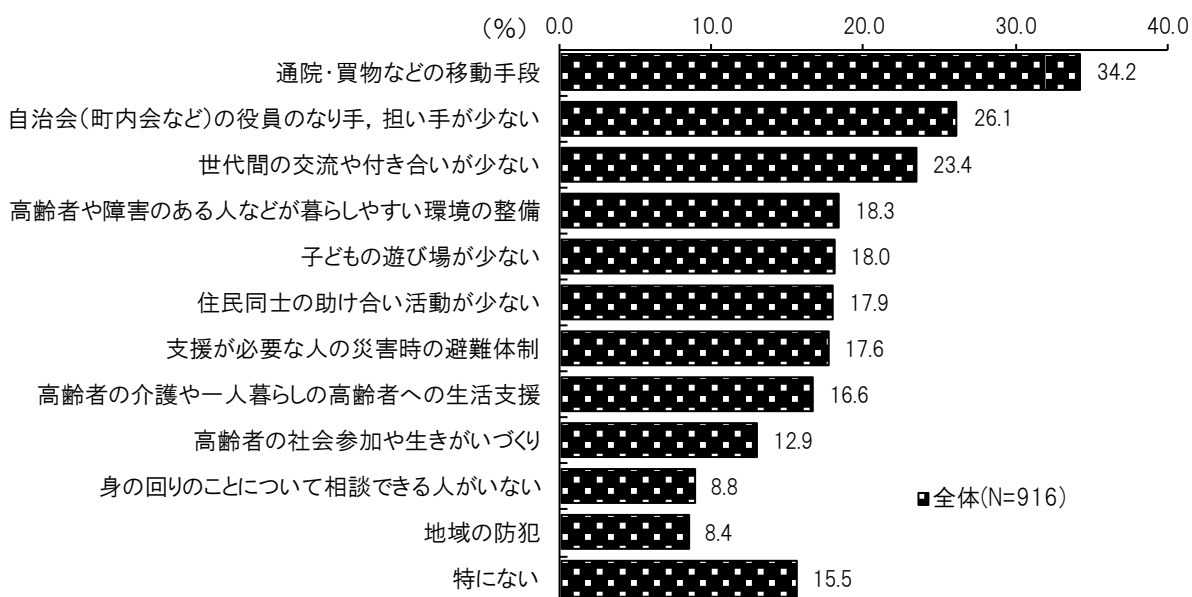
【福祉課題に「非常に関心がある」人の割合】



#### (5) 地域の問題や課題

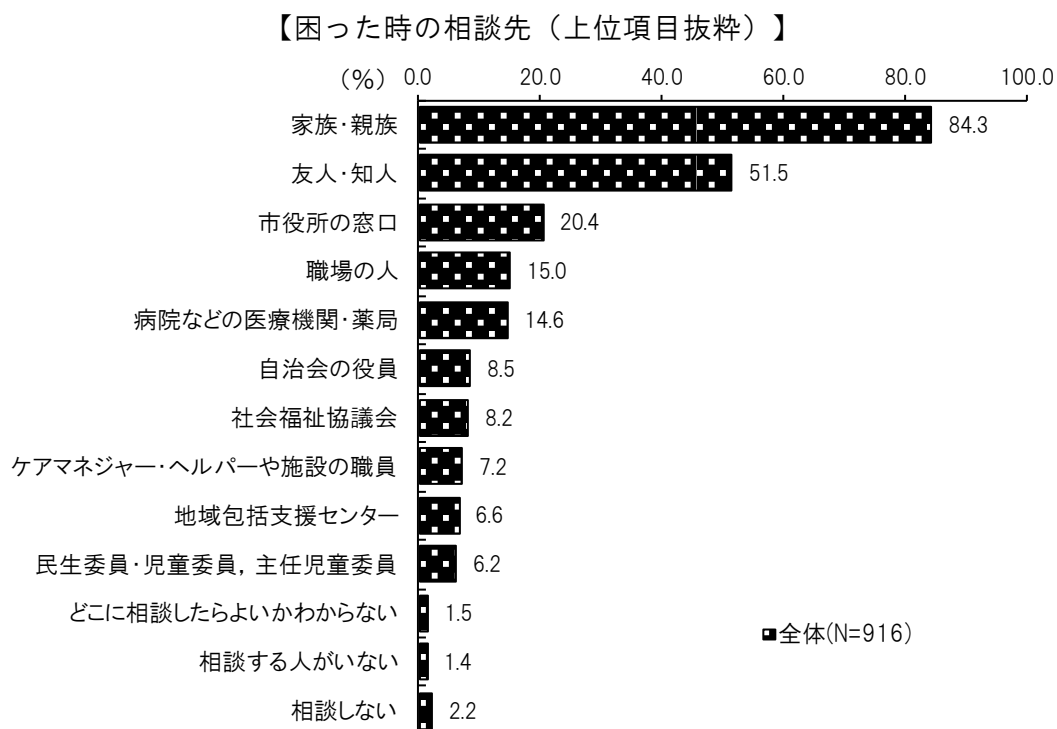
地域の問題や課題として、「通院・買物などの移動手段」が最も多く、次いで「自治会（町内会など）の役員のなり手、担い手が少ない」「世代間の交流や付き合いが少ない」の順となっています。

【地域の問題や課題（上位項目抜粋）】



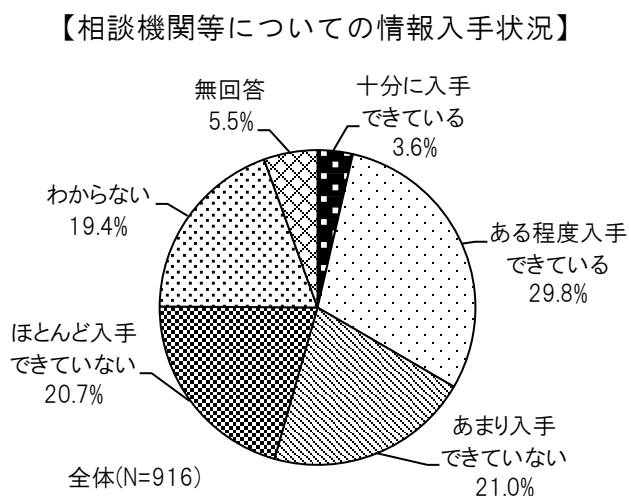
## (6) 困った時の相談先

困った時の相談先としては、「家族・親族」が最も多く、次いで「友人・知人」「市役所の窓口」となっています。



## (7) 相談機関等についての情報入手状況

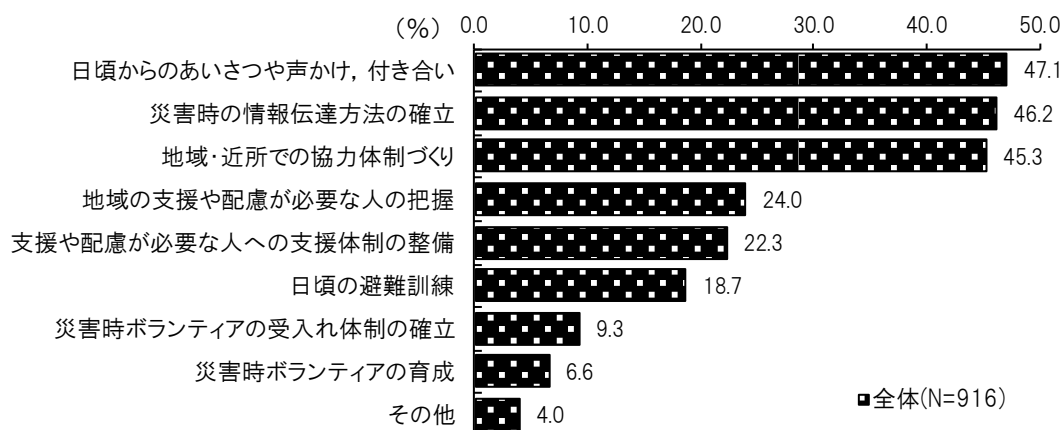
相談機関等についての情報入手状況については、『入手できている』が約3割(33.4%),『入手できていない』が約4割(41.7%),『わからない』が約2割(19.4%)となっています。



## (8) 災害に対する備えについて

災害に対する備えについては、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」「災害時の情報伝達方法の確立」「地域・近所での協力体制づくり」が多くなっています。

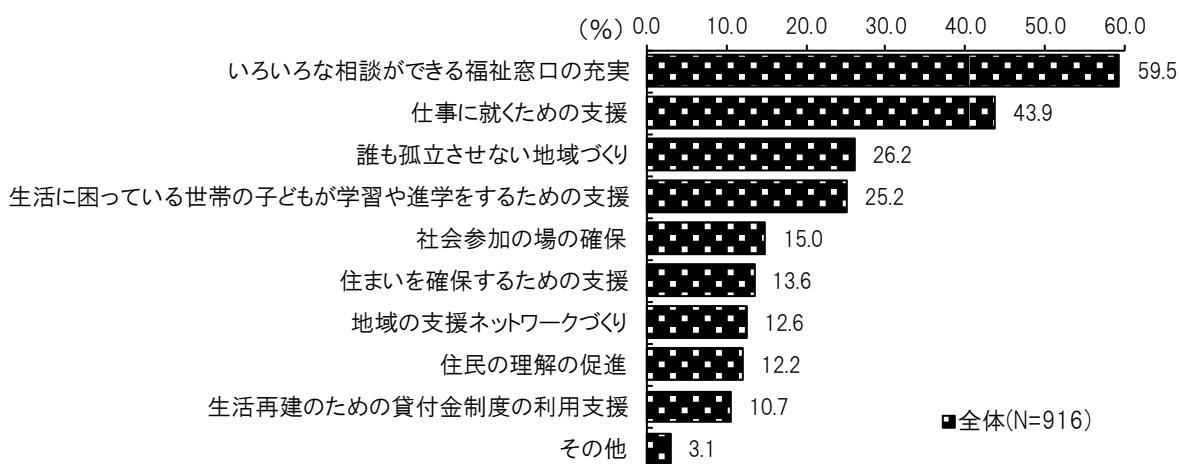
【災害に対する備えとして重要なこと】



## (9) 生活支援について

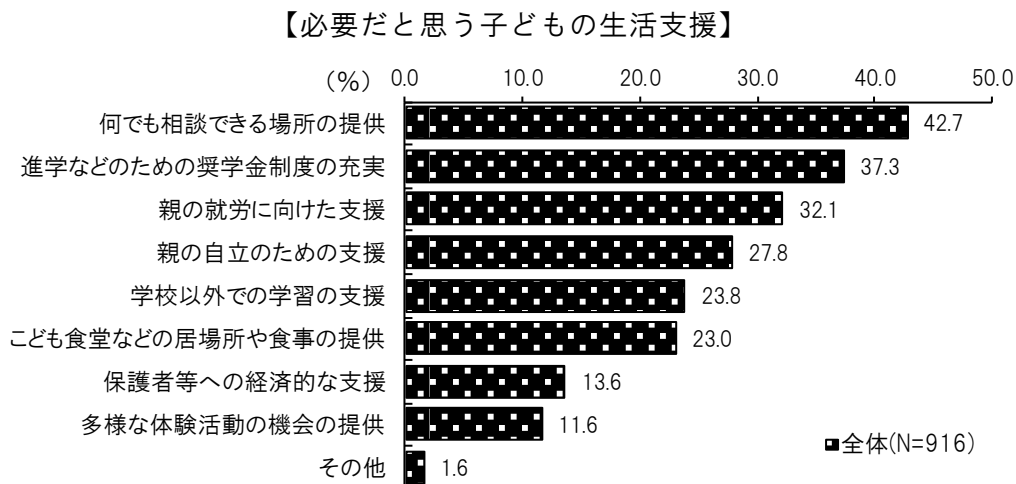
生活支援については、「いろいろな相談ができる福祉窓口の充実」が最も多く、次いで「仕事に就くための支援」「誰も孤立させない地域づくり」「生活に困っている世帯の子どもが学習や進学をするための支援」の順となっています。

【必要だと思う生活支援】



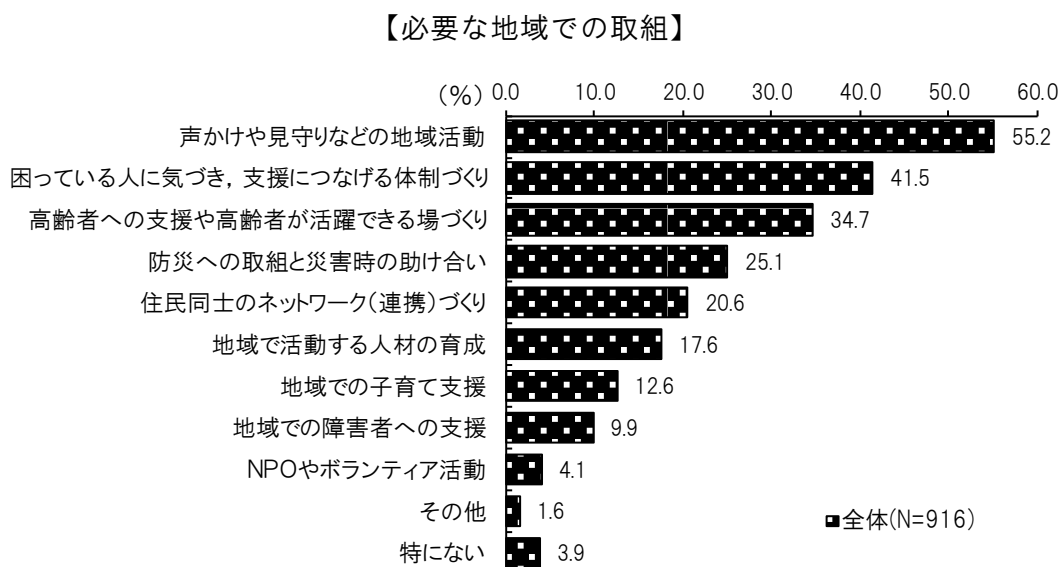
## (10) 子どもの生活支援について

子どもの生活支援については、「何でも相談できる場所の提供」が最も多く、次いで「進学などのための奨学金制度の充実」「親の就労に向けた支援」「親の自立のための支援」が多くなっています。



## (11) 必要な地域での取組

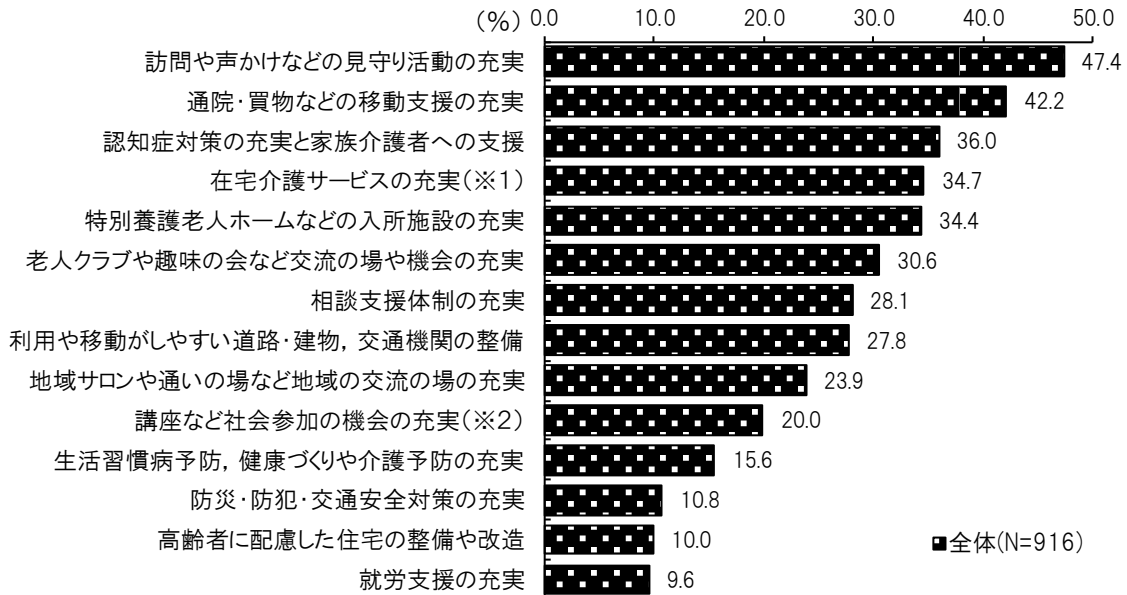
必要な地域での取組については、「声かけや見守りなどの地域活動」が最も多く、次いで「困っている人に気づき、支援につなげる体制づくり」「高齢者への支援や高齢者が活躍できる場づくり」「防災への取組と災害時の助け合い」の順となっています。



## (12) 高齢者福祉について

高齢者福祉については、「訪問や声かけなどの見守り活動の充実」が最も多く、次いで「通院・買物などの移動支援の充実」「認知症対策の充実と家族介護者への支援」などが多くなっています。

【重要だと思う高齢者福祉（上位項目抜粋）】



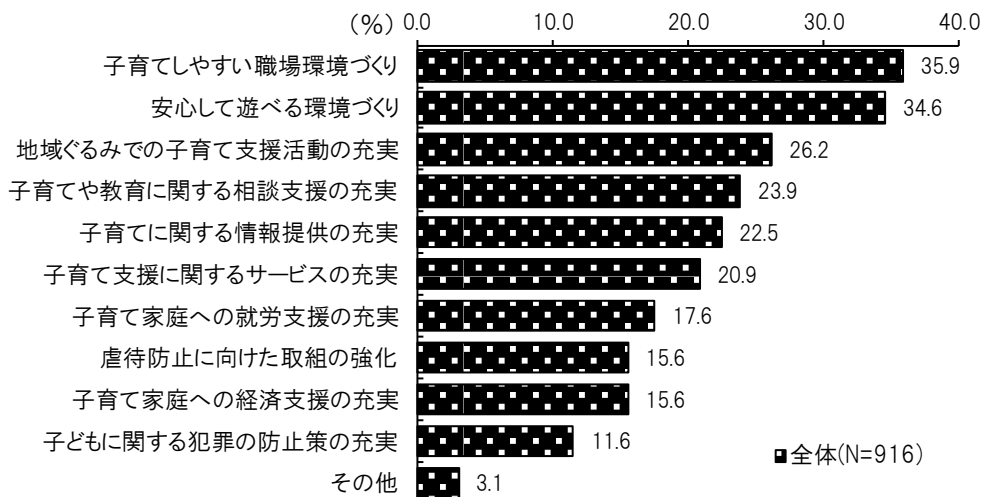
※1: デイサービスやホームヘルプサービスなどの在宅介護サービスの充実

※2: スポーツ・レクリエーション、教室・講座など社会参加の機会の充実

## (13) 子育て支援について

子育て支援については、「子育てしやすい職場環境づくり」「安心して遊べる環境づくり」「地域ぐるみでの子育て支援活動の充実」などが多くなっています。

【重要だと思う子育て支援】

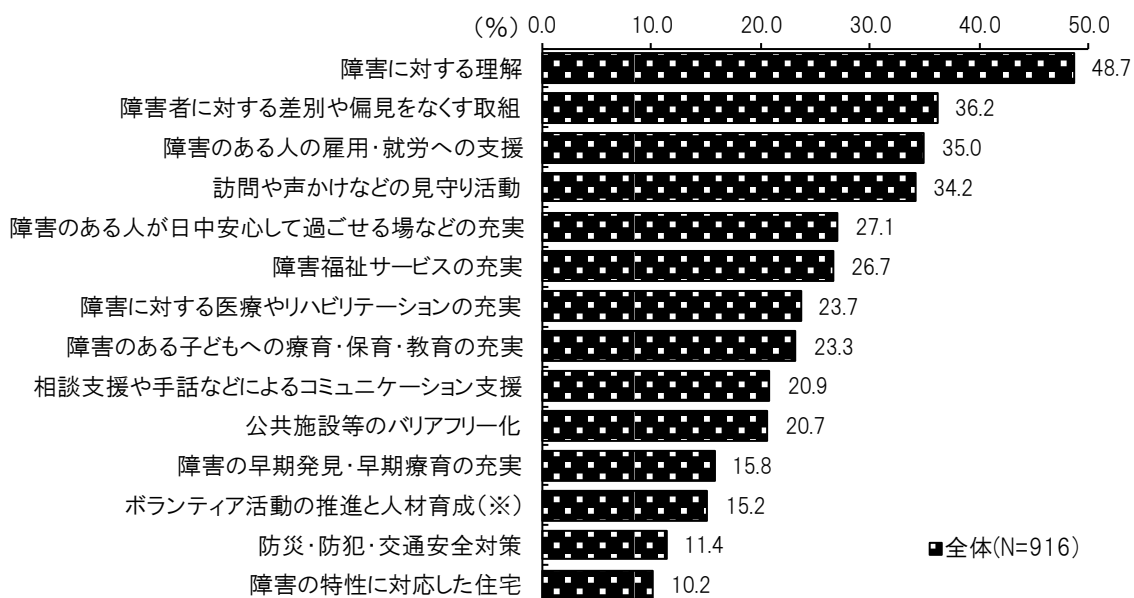




## (14) 障害者福祉について

障害者福祉については、「障害に対する理解」が最も多く、次いで「障害者に対する差別や偏見をなくす取組」「障害のある人の雇用・就労への支援」「訪問や声かけなどの見守り活動」が多くなっています。

【重要だと思う障害者福祉（上位項目抜粋）】

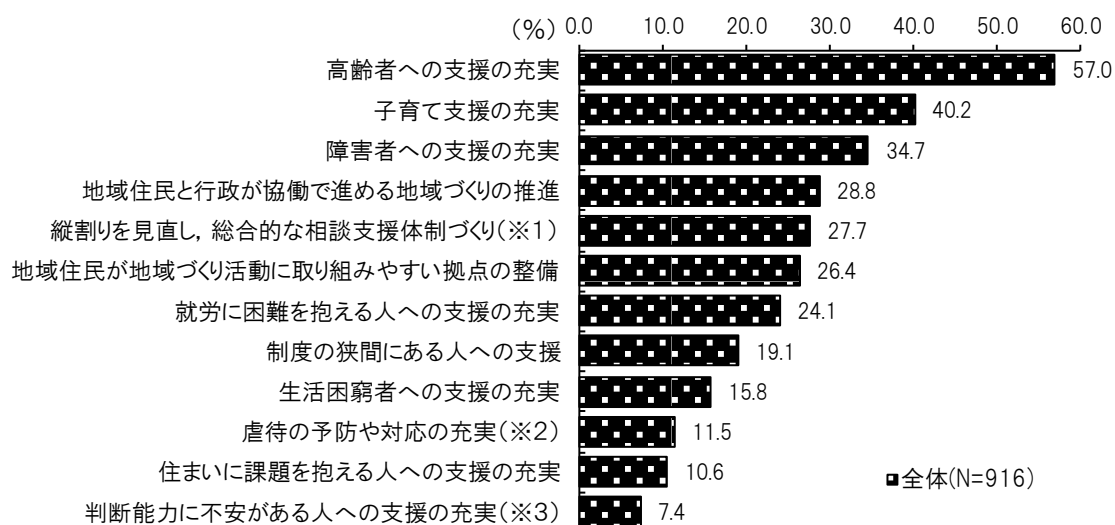


※障害のある人を支援するボランティア活動の推進と人材育成

## (15) 市が力を入れるべき福祉施策

市が力を入れるべき福祉施策については、「高齢者への支援の充実」が最も多く、次いで「子育て支援の充実」「障害者への支援の充実」の順となっています。

【市が力を入れるべき福祉施策（上位項目抜粋）】



※1：縦割りを見直し、高齢者、障害者、子どもに対する総合的な相談支援体制づくり

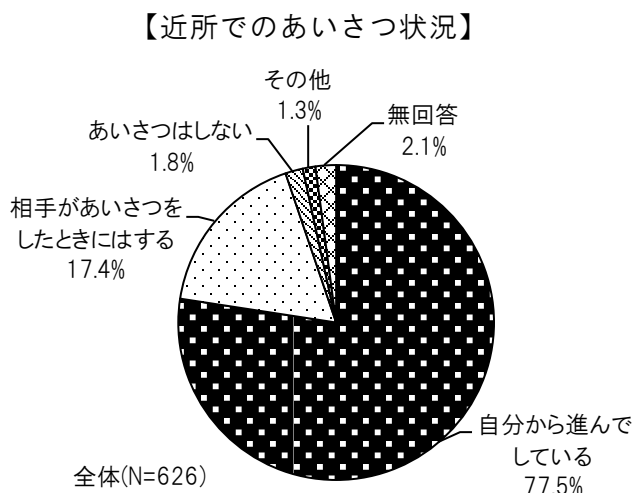
※2：高齢者、障害者や子どもに対する虐待の予防や対応の充実

※3：成年後見人等の育成や判断能力に不安がある人への支援の充実

## 【小・中学生アンケート結果より】

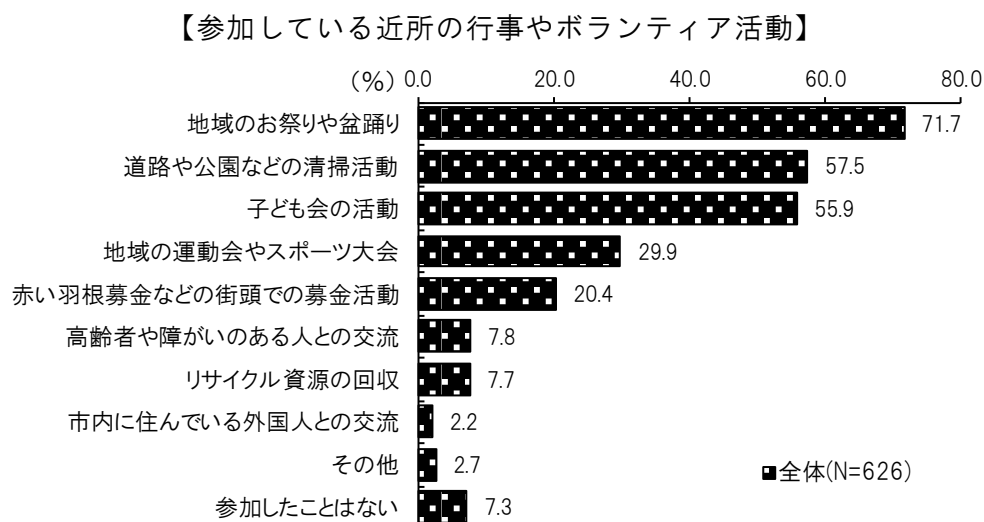
### (1) 近所でのあいさつ状況

近所でのあいさつ状況については、「自分から進んでしている」が8割近く（77.5%）を占めており、「相手があいさつをしたときにはする」が17.4%、「あいさつはしない」が1.8%となっています。



### (2) 近所の行事やボランティアへの参加状況

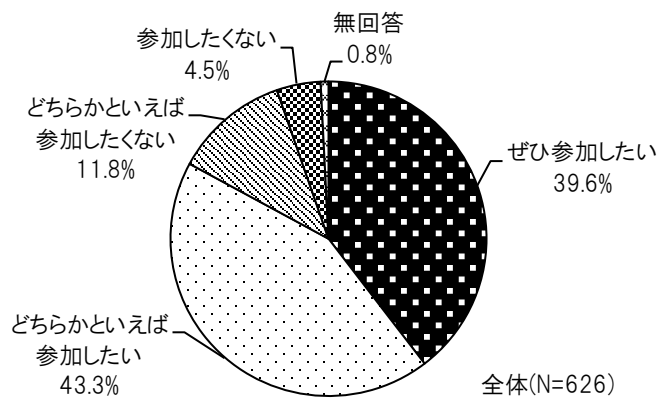
近所の行事やボランティアへの参加状況については、「地域のお祭りや盆踊り」が最も多く、次いで「道路や公園などの清掃活動」「子ども会の活動」が多くなっています。



### (3) ボランティア活動参加意向

ボランティア活動参加意向については、『参加したい』が8割以上（82.9%）を占めており、『参加したくない』は16.3%となっています。

【ボランティア活動参加意向】



## 2 グループインタビュー調査結果の概要

本計画策定に当たっては、アンケート調査に加え、各種団体や市民等へのグループインタビュー調査を実施し、地域における活動の取組状況や今後の課題、取組意向等について、計画策定に有益な意見やアドバイスをいただきました。

以下に、寄せられた回答から課題の要旨を整理します。課題は、多数いただいたご意見の中から抽出し、発言の意図を変えないよう配慮して要約しています。

### 【第1グループ】自治会・女性会・老人クラブ・民生委員・児童委員

- ・見守り活動を行うにも、個人情報共有の問題がある。
- ・民生委員等関係機関との連携・ネットワークができていない。
- ・弁当配達などを通じた見守り活動と、早期に異変等に気付く仕組みづくりが必要。
- ・完全なボランティアでなく、インセンティブを活用した協力依頼も検討すべき。
- ・市民一人ひとりが、地域を大事にしたいとする意識を醸成する。

### 【第2グループ】養護教諭

- ・児童・生徒への、自己肯定感を高めるふれあいが大事。
- ・地域での支え合いは、公的なつながりと、芯のある人（やる気のある人）の両方が必要。
- ・年代別の居場所づくり、「生きづらさ」を抱えている人の居場所づくりが必要。
- ・インターネットやスマートフォンなど、多様化するメディア社会において、児童・生徒へのルールづくりと脳への影響について、行政からも情報を発信することが必要。

### 【第3グループ】商工会

- ・課題は地域によって異なるため、それぞれの地域の課題に応じた取組の推進が必要。
- ・バリアフリーなど、誰もが暮らしやすいまちづくりの促進。
- ・福祉サービス提供体制の充実。

### 【第4グループ】子育て世代

- ・公園が無いなど、遊べる場所が不足している。
- ・地域の居場所や異年齢など様々な人と交流ができる場所づくり、コミュニティの形成が必要。
- ・江田島の魅力である自然環境を、保育園や子育て施設で生かしてきれていない。
- ・小児向け病院が不足している。

### 【第5グループ】ケアマネジャー

- ・地域に民生委員のサブ的な人（補助ができる人）が必要。
- ・関係機関及び行政と連携を強化し、情報の共有をはじめ困難事例や虐待の可能性のあるケースなど、協働して対応を図ることが重要。

## 【第6グループ】社会福祉協議会

- ・地域福祉の課題として災害時の定義は決まっているが、ルールづくりができていない。
- ・普段から住民にできること，我々・行政・専門職がやることをあらかじめ決めておく。

### 3 調査結果等から読み取れる課題

地域福祉に関する統計，アンケート及びグループインタビュー調査結果等から読み取れる課題を整理します。

#### (1) 地域福祉に関する意識啓発と情報提供

○市民一人ひとりが，地域との関わりを持てる仕組みを検討し，「我が事・丸ごとの地域共生社会」の意義を理解することが重要です。

- ・アンケート調査では，「世代間の交流や付き合いがない」ことが，地域の問題や課題として上位にあげられています。近所の人との親密度では，年齢が上がるほど近所付き合いが親密な傾向にあるものの，年齢が若い層ではその割合は減る傾向にあります。また，地域とのつながり意識が強い人ほど，近所付き合いも親密な傾向にあります。
- ・地域の福祉課題に対する関心度をみると，近所付き合いが親密な人ほど関心度が高く，同様に地域とのつながり意識が強い人ほど関心度も高い傾向にあります。
- ・近所付き合いの親密さと地域とのつながり意識，福祉課題への関心度は，相互に関連していることがうかがえます。
- ・グループインタビュー調査では，昔ながらの「隣近所」の関係が希薄化していることに対する憂慮が示されるとともに，隣近所でお互いに助け合う関係の重要性や，地域での取組として「日常からのつながりづくりが必要」とする意見が寄せられました。
- ・市民一人ひとりが，地域との関わりを持てる仕組みを検討していくことが必要です。そのためには，「我が事・丸ごとの地域共生社会」の意義を幅広く周知するとともに，広報や情報提供を充実することにより，地域福祉の活動内容をよりわかりやすく周知し，市民への意識啓発を図ることが重要です。また，できるだけ年齢の若い時期から，地域とのふれあいや交流，助け合い・支え合いの考え方について学べる機会を多く持つことで，地域との関わりを強め，助け合いの意識を醸成していくことが重要です。

#### (2) 地域福祉活動の充実と担い手の育成

- 次代を担う若年層の社会活動への参加が必要です。
- 誰もが参加しやすく，参加者への負担に配慮した地域活動の促進が必要です。

- ・アンケート調査では，社会活動への参加状況をみると，自治会活動やお祭り，イベント等の参加者は全体的に多く，また，30～40歳代の子育て世代では，PTA活動や子ども会活動への参加者が多くなっています。一方で，全体的に若い年齢層における社会活動への参加者は少なくなっています。住んでいる地域については，「自治会の役員の成り手，担い手がない」といった問題が上位にあげられています。

- ・グループインタビュー調査では、「地域福祉のキーパーソンになる人や担い手が不足している」「地域で福祉の取組の組織化に力を注ぐ必要がある」「隣近所など、できるだけ多くの人と顔を合わせ、会話する機会を増やせるよう声を掛け合うことが必要」「お互いが地域の担い手としての意識を持つことが必要」といった意見が寄せられました。
- ・少子高齢化が進行する本市において、次代を担う若年層の社会活動への参加は今後の課題と言えます。隣近所の付き合いをはじめ、自治会等への加入や地域活動への参加は、地域との関わりを持つ身近な機会でもあることから、誰もが参加しやすい、また、参加者の負担感に配慮した地域活動の促進が必要です。
- ・また、参加を継続させていくために、子育て中の保護者向けや高齢者を介護する家族向けなど、参加者の関心や生活状況に応じた活動の紹介や情報提供を図る必要があります。

### (3) 福祉のネットワークづくりと交流拠点づくり

- 地域で課題を抱える人を把握するため、地域全体による見守り活動が重要です。
- 支援が必要な人を適切な支援につなぐため、地域の見守りネットワークの構築が必要です。

- ・アンケート調査では、一人ひとりが安心して、住み慣れた地域で暮らしていくために必要と思う取組として、「声掛けや見守り活動などの地域活動」「困っている人に気付き支援につなげる体制づくり」などをはじめ、「住民同士のネットワーク（連携）づくり」が上位に回答されています。市が力を入れるべき施策については「協働で進める地域づくり」が上位に回答されています。
- ・グループインタビュー調査では、日常の地域活動において「見守り活動を充実させたいが、民生委員・児童委員との連携・ネットワークができていない」「関係機関、地域とネットワークを生かして、困っている人の早期発見ができるようにしていく必要がある（ネットワークづくり）」といった意見が寄せられました。
- ・地域で課題を抱える人を把握し（気付き）、早期の支援につなぐためには、行政と関係機関そして地域住民との連携など、地域全体による見守り活動が重要です。多様な関係機関が連携し、支援を必要とする人に対して適切な支援につなぐため、地域のあらゆるところにも目が届く仕組み（ネットワーク）を構築していく必要があります。
- ・また、グループインタビュー調査では、「地域の色々な人が集まり、集える場が一つできると良い」「集える場、働く場、生きがいを見つける場など、それぞれの立場にある人の居場所を提供していく必要がある」「年代別の居場所づくりが必要」「年1回程度の地域住民の集いの場を開催する」など、「地域の交流拠点づくり」に関する意見が多く寄せられています。
- ・地域における仲間づくりの促進や、交流の場を充実させることは、地域福祉の推進につながることから、「地域の交流拠点づくり」が必要です。

#### (4) 相談支援体制の充実

- 一人ひとりが抱える悩みを、適切なサービス利用へつなげることができるよう、相談機関や窓口を広く周知することが必要です。
- 専門的な相談に対応できる体制づくりが重要です。

- ・アンケート調査では、困ったときの相談先としては、家族をはじめとする身近な人が多くを占め、市役所等の相談窓口の利用は相対的に少なくなっています。また、日頃の悩みや不安の内容は年齢によって差がみられ、福祉に関する相談機関や相談場所など、必要な福祉サービス情報を「十分に入手できている」割合は僅かであり、情報提供の充実が求められます。
- ・経済的に困っている人への支援については、「相談窓口の充実」への回答が6割以上で最も多く、子どもの生活支援に対しても「何でも相談できる場所の提供」が必要とされています。さらに、市が力を入れるべき施策について「縦割りを見直し、総合的な相談支援体制づくり」が上位に回答されています。
- ・グループインタビュー調査では、「年代によって悩みや相談内容が違う」「地域活動に関する相談窓口の充実が必要」「具体的にどのような活動をすればいいのか聞ける場、アドバイスをもらえる場があれば活動しやすい」「地域の人とのつながりを強化し、気軽に相談してもらえるように働き掛けることが重要」といった意見が寄せられました。
- ・一人ひとりが抱える悩みを、サービスの利用等へつなげていけるよう、行政や地域で相談支援体制を充実していくことが重要です。相談先が分からないことにより、悩みを抱え込むことがないように、相談機関や窓口を広く周知するとともに、地域の相談から専門的な相談そして支援へとつながるよう、地域との情報共有の仕組みづくりが必要です。また、市民一人ひとりの年齢や性別、生活状況によって悩みは多様であるため、それぞれの分野の専門的な相談に対応できる体制づくりも重要です。

#### (5) 福祉サービス提供体制の充実

- 福祉サービスの周知及び提供体制の充実が必要です。
- 虐待の防止や差別の解消などをはじめ、啓発活動や権利擁護の取組が重要です。

- ・高齢者や障害者福祉、子育て支援などそれぞれの福祉分野について、住民同士や地域による「互助」の重要性が高まっています。アンケート調査では、高齢者福祉分野の対策として「訪問や声掛けなどの見守り活動」「移動支援」「認知症対策」など、障害者福祉分野の対策として「障害に対する理解の促進」「差別や偏見を無くすための取組」「雇用・就労の支援」など、子育て支援分野として「子育てしやすい職場環境づくり」「安心して遊べる場所」「地域ぐるみでの子育て支援」などがそれぞれ重要だとされています。



- ・グループインタビュー調査では、「福祉サービスを知らない人が多い」「人材不足により十分なサービスが提供できない」「サービスが使いたくても使えない、制度の狭間の人がいる」といった意見が寄せられました。
- ・高齢者、障害者、子育て支援、生活困窮世帯への支援など、様々な分野において福祉サービスの周知及び提供体制を強化するとともに、これからは「共助」や行政による「公助」のみならず、住民同士の「互助」の充実も必要です。
- ・また、高齢者、障害者、子ども等に対する虐待の防止や、差別意識の解消など、引き続き啓発活動や成年後見制度等の制度の適切な運用も重要です。

## (6) 災害時の支え合いと安心・安全な環境づくり

○安全・安心な暮らしに向けて、地域住民が協働して防犯や防災対策に取り組むことが重要です。

- ・アンケート調査では、ふだん手助けしてもらいたいこととして「災害時の避難」や、「日頃の見守り活動」が上位に回答されており、子育て世代では「短時間の子どもの預かり」が求められています。手助けできることについても同じ回答傾向にあり、それぞれの取組のマッチングを図ることにより、効率的な「互助」の充実につなげる必要があります。
- ・災害時など、緊急時の備え意識としては「日頃からのあいさつや声掛け」「災害時の情報伝達」「近所での協力体制づくり」といった回答が多く、市が力を入れるべき施策についても「防災」が上位に回答されています。
- ・グループインタビュー調査では、災害時「要支援者の地域における情報共有、災害発生時の要支援者対策、避難所設備の改善が必要」「災害時に誰が誰を見守るかは、あらかじめ決めておかないといけない」といった、災害時の協力体制づくりに関する意見が多数寄せられました。
- ・避難行動要支援者については、地域での情報共有や要支援者台帳への登録など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要です。また、防災に限らず、防犯や交通安全など、安全な生活環境と安心な地域づくりのためには、個人情報の取扱いに配慮しながら、見守り活動や支え合い活動の推進が必要です。

## 【4】第2次計画の検証と評価

### 1 第2次計画の検証と評価の方法

地域福祉計画の事業分野は、福祉・保健部門はもとより、学校教育や生涯学習部門、商工・労働部門など、庁内横断的な取組が必要です。

本市では、第2次計画に基づき実行している施策や事業について、定期的に点検や評価を行い、その進捗状況を整理することによって問題点や課題を抽出し、本計画の取組に反映させることとしています。

### 2 第2次計画検証結果から読み取れる今後の取組の方向性

第2次計画における取組内容を検証し、第2次計画における体系順に、基本的課題ごとに検証結果から読み取れる今後の取組の方向性を示しています。

#### ●基本目標1● 地域で支え合う環境をつくろう

施策の方向	【1】地域福祉に関する意識啓発
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	1 学童期からの福祉意識の向上 2 福祉や人権に関する意識啓発 3 地域福祉活動に関する講座の充実
今後の主な 取組の方向性	●総合的な学習の時間を活用した、地域福祉をテーマとした教育 ●啓発事業における、若年層の参加促進 ●生涯学習活動の場の整備（建物・設備等の老朽化対策）

施策の方向	【2】地域福祉の担い手の育成
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	4 民生委員・児童委員やボランティアの活動の支援と環境の整備 5 高齢者の生きがいや仲間づくりの推進 6 多くの人が参加できる各種行事や交流機会への取組・支援 7 団塊世代、現役世代を対象とした啓発活動や講演会等の開催 8 NPO等の発足支援
今後の主な 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員、ボランティア活動者の担い手の育成</li> <li>●ボランティア交流会・養成講座への参加促進</li> <li>●高齢者の生きがいづくりや仲間づくりのための世話人の育成と負担軽減</li> <li>●地域によって異なる要望やニーズに応えるサロンづくり</li> <li>●百歳体操等を行う通いの場の立ち上げ及び担い手の育成</li> <li>●各種行事や交流機会の参加促進と担い手の養成</li> <li>●団塊世代や現役世代を対象とした啓発活動等への参加促進</li> <li>●市民団体活動への支援</li> </ul>

施策の方向	【3】地域福祉活動の充実
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	9 各種団体が実施する活動の紹介及び参加促進 10 世代間交流を促進する取組の実施 11 ボランティアや各種団体同士の交流の場の提供及び活動の支援 12 地域活動団体や社会福祉協議会に対する総合的な支援
今後の主な 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種団体が実施する地域福祉活動への市民への参加促進</li> <li>●世代間交流を促進する取組の充実と参加促進</li> <li>●ニーズに合わせた居場所づくり及び交流のきっかけづくり</li> <li>●ボランティアや各種団体同士のネットワークづくり</li> <li>●自治会や社会福祉協議会への支援</li> </ul>

●基本目標2● 地域で、集い、話し、学べる場をつくろう

施策の方向	【1】小地域福祉活動の連動
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	13 「江田島市見守り支援ネットワーク推進協議会」の運営や活動の支援及び推進協議会の推進・充実 14 「市民参加と協働のまちづくり」への理解を深めるための普及啓発及び活動紹介
今後の主な 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●推進協議会の生活支援体制整備事業への移行</li> <li>●推進協議会の生活支援体制整備事業への理解促進</li> <li>●地域内の日常の関わりのツール探しやニーズを拾い上げる場の拡大</li> </ul>

施策の方向	【2】地域福祉の活動拠点
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	15 様々な立場の人が交流できる場や機会の増加 16 誰もが参加しやすい生涯学習や交流・イベントの開催の促進 17 活動の場として、地域の多様な資源の有効活用
今後の主な 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な立場の人が交流できる場や機会への参加促進</li> <li>●生涯学習や交流・イベントの場の整備と参加促進</li> <li>●公民館等の公共施設再編整備（建物・設備等の老朽化対策）</li> <li>●空き家バンク登録者・提供物件の拡大、空き家利用の促進</li> <li>●普通財産となった行政財産の有効な活用方法の検討</li> </ul>

●基本目標3● いつでも必要な福祉サービスが受けられる仕組みをつくろう

施策の方向	【1】保健・医療・福祉サービス提供体制の整備
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	18 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障害者プラン」「次世代育成支援行動計画」「健康江田島21計画」などの推進 19 地域包括ケア体制の整備及び保健・医療・福祉に関する専門的人材の確保・養成 20 公的サービスにおける苦情対応や指導・評価体制の充実 21 判断能力が不十分な人の権利を守るための諸制度についての周知 22 虐待やDVの防止に関する関係機関との連携の強化と啓発 23 生活に困難を抱える世帯の経済的負担の軽減や自立支援 24 低所得者への生活援助や自立支援
今後の主な 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者福祉，障害者福祉，子育て支援，健康増進等個別計画の作成（見直し）・推進</li> <li>●保健・医療・福祉に関する各種講座や研修の開催</li> <li>●認知症の相談窓口や利用可能なサービスの広報活動</li> <li>●「認知症地域支援・ケア向上事業」の実施</li> <li>●「権利擁護センターえたじま」の周知</li> <li>●成年後見制度の利用促進</li> <li>●権利擁護に関する専門職員と相談窓口の充実</li> <li>●権利擁護に関する講演会の開催</li> <li>●要支援家庭の早期発見のための関係機関との連絡調整・支援の在り方についての検討</li> <li>●虐待やDV防止に関する啓発活動及びオレンジリボンの着用</li> <li>●虐待やDVに関する専門職員の充実</li> <li>●虐待やDVの知識を深めるための更なる啓発活動</li> </ul>

今後の主な 取組の方向性 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就学援助の申請促進</li> <li>●経済的負担の軽減や自立を支援する制度や事業の周知の徹底・利用促進</li> <li>●要支援家庭の把握</li> <li>●関係課間の連携強化</li> <li>●生活援助や自立支援事業の周知の徹底</li> <li>●潜在的な生活困窮者の早期発見・把握</li> <li>●低所得者層に対する保育料の軽減措置の実施</li> </ul>
-------------------------	---

施策の方向	【2】情報提供の充実
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	25 様々な媒体を活用した地域福祉活動に関する情報提供 26 イベントや福祉行事を活用した地域福祉活動に関する情報提供 27 市政出前講座の開催
今後の主な 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「障害福祉のしおり」配付による情報提供</li> <li>●市が主催するイベントや福祉行事への参加促進</li> <li>●地域のニーズに応じた市政出前講座の開催</li> </ul>

施策の方向	【3】総合相談支援体制の整備
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	28 担当課間、関係機関との連携強化及び総合的な相談体制の構築 29 相談窓口の整備・充実 30 相談支援の中核拠点の周知と機能充実
今後の主な 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口の整備</li> <li>●担当する部署間の連携強化</li> <li>●江田島市障害者相談支援事業所「ぱすてる」の周知徹底</li> <li>●妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援・相談</li> </ul>

●基本目標4● 安心して暮らせる環境をつくろう

施策の方向	【1】支援を必要とする人を地域で支える環境づくり
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	31 市役所や公共施設でのあいさつ励行 32 災害時の避難場所の周知 33 見守りネットワークの推進支援及び公的サービスとの連携体制確保 34 地域での災害時の体制整備支援 35 緊急時の連絡体制の整備(緊急通報装置等の設置) 36 情報機器を活用した見守りサービスの整備
今後の主な 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市役所や公共施設でのあいさつ励行</li> <li>●公共施設・公園の管理・活用の見直し</li> <li>●見守り支援体制の強化</li> <li>●地域の特性に応じた見守り支援</li> <li>●地域における防災の担い手の育成</li> <li>●災害時の助け合いの仕組みづくり(避難行動要支援者の避難誘導)</li> <li>●避難行動要支援者への個別支援計画づくりや地域でのミーティングの推進</li> <li>●緊急時の連絡体制の整備</li> <li>●見守りサービスで使用する情報機器の整備</li> </ul>
施策の方向	【2】支え合いによる移動手段の確保
具体的取組 (第2次計画 記載内容)	37 関係機関と連携した買物支援施策の周知
今後の主な 取組の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おれんじ号全路線赤字運行対策</li> <li>●地域のニーズに合わせた事業のマッチング</li> <li>●地域のニーズに応じた買物支援事業体制の整備</li> </ul>

## 【5】計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

本市では、少子高齢化や小世帯化の進行、地域の支え合い意識の低下などを背景として、地域で支援を必要とする人や、課題を抱え厳しい状況に置かれている人は少なくありません。

このような地域の課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスの提供のみならず、市民が相互に助け合い、地域の関係機関や関係団体及び行政が連携し、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本市の最上位計画である「第2次江田島市総合計画～協働と交流で創り出す恵み多き島えたじま～」では、これからの少子高齢化社会を、誰もがいきいきと生活することができる社会としていくために、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域の絆により住民相互の支え合い、助け合い活動が活発に展開されていく「地域共生社会の実現」を目指した福祉のまちづくりを推進しているところです。

本計画においては、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、これまでの地域福祉の取組における課題の整理を踏まえ、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、次のように「基本理念」を掲げ、その実現に向けて地域福祉を推進します。

#### ● 江田島市地域福祉計画の基本理念 ●

---

～ “お互いさま” でつながる 新たなえたじまコミュニティ ～

**一人ひとりが自分らしく輝き  
共に生きるまち・江田島**

---

この基本理念に基づき、市民、地域、関係機関、民間団体、企業、学校等関係機関が行政と協働し、地域全体で福祉施策の総合的な推進を図り、市民の誰もが自分らしく輝けるまちづくりを目指します。

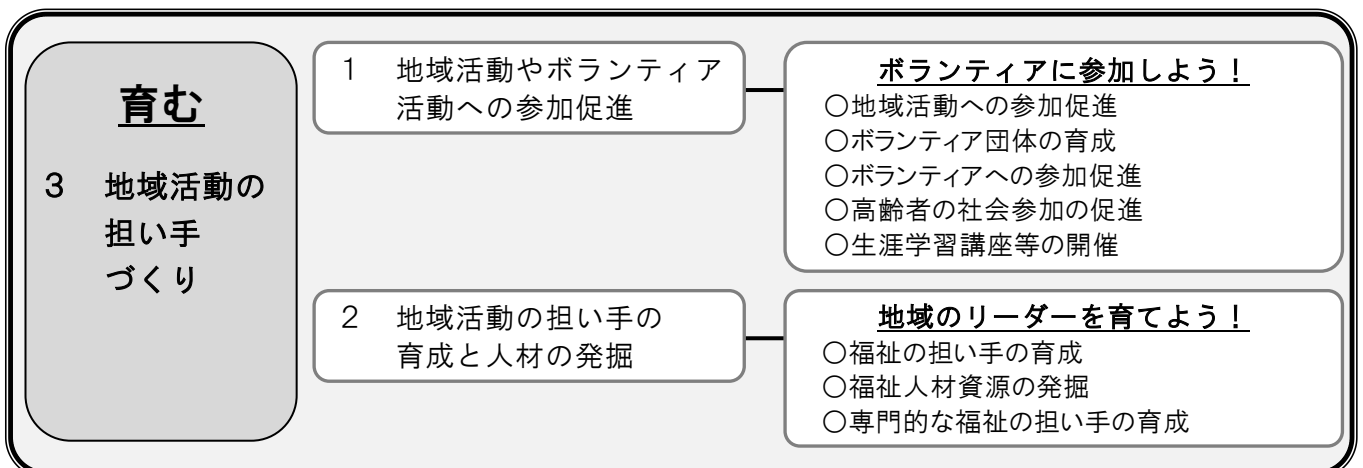
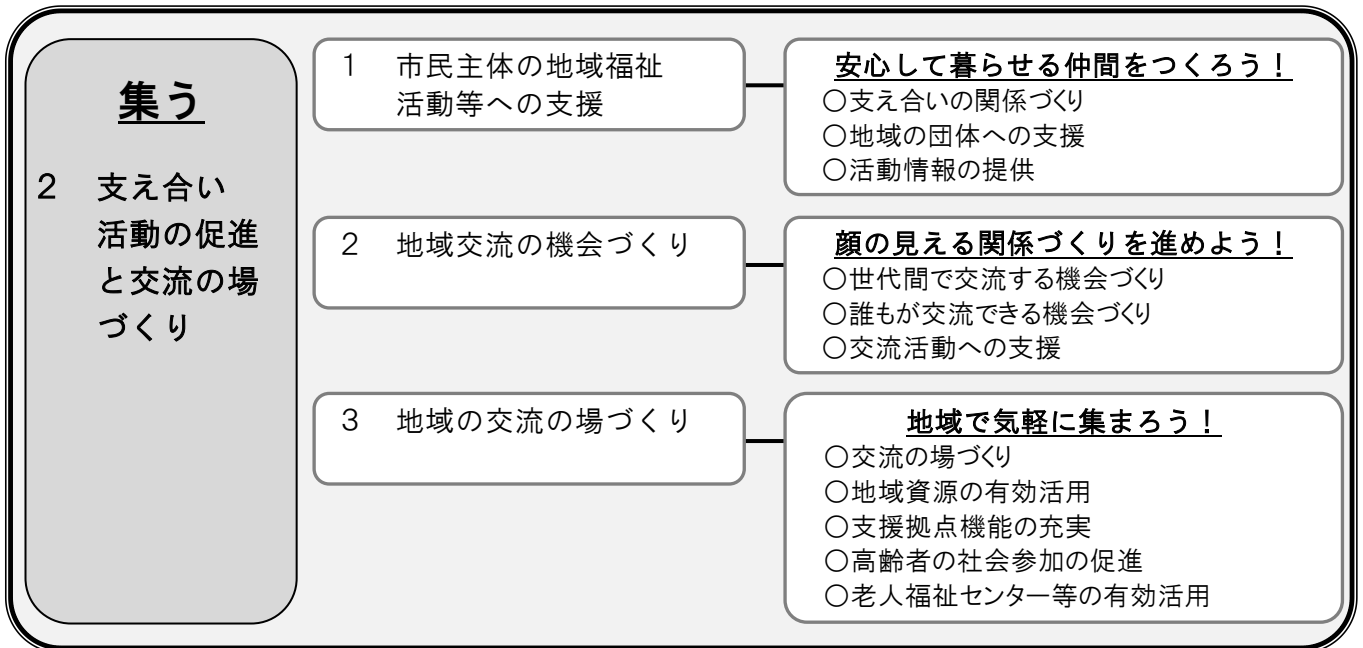
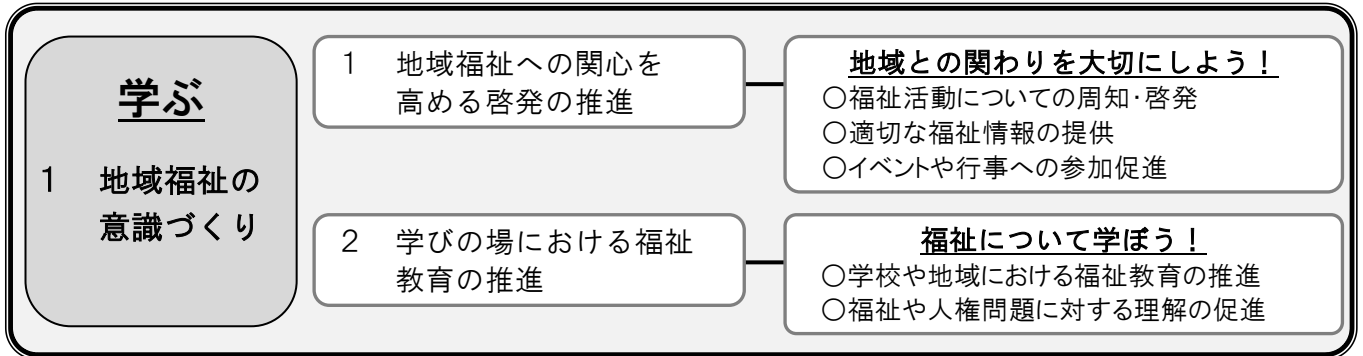
## 2 施策体系

<b>基本理念</b>	<b>“お互いさま” でつながる 新たなえたじまコミュニティ</b> <b>一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島</b>
-------------	---

【基本施策】

【施策の方向】

【みんなの活動目標と取組内容】





【基本施策】

【施策の方向】

【みんなの活動目標と取組内容】

<b>つながる</b> 4 地域活動の つながり づくり	1 きめ細かな相談支援体制	<b>悩みは抱え込まずに相談しよう！</b> ○相談しやすい環境の整備 ○相談支援における連携の仕組みづくり ○相談機能の専門性の確保 ○(仮称)共生社会推進センターの設置
	2 相談支援機関の連携と ネットワークづくり	<b>困っている人に声を掛けよう！</b> ○地域の相談支援活動への支援 ○見守り支援活動への支援 ○地域福祉のネットワークづくり ○地域包括ケアシステムの深化 ○制度の隙間にある人への対応

<b>つかう</b> 5 暮らしを 支える福祉 サービス	1 福祉サービスの充実と 利用促進	<b>福祉サービスを適切に利用しよう！</b> ○福祉サービスの適切な利用促進 ○福祉サービスの質の確保 ○生活困窮者への支援 ○犯罪をした者等への支援
	2 権利擁護の推進	<b>権利擁護について理解を深めよう！</b> ○権利擁護の推進 ○虐待等の防止 ○あらゆる暴力の根絶

<b>守る</b> 6 安全・安心 な暮らしの 確保	1 防災・防犯対策の推進	<b>地域で防災・防犯に努めよう！</b> ○防災体制の充実 ○災害時の支援体制の充実 ○防犯対策の推進 ○地域の安全の確保
	2 人にやさしい共生の生活 環境の整備	<b>地域共生のまちづくりを進めよう！</b> ○生活環境の整備 ○移動支援

## 【6】 施策の展開

### 基本施策1 学ぶ ～ 地域福祉の意識づくり

#### 1 地域福祉への関心を高める啓発の推進

様々な生活課題に地域全体で取り組み、解決していくためには、市民一人ひとりが「自分たちの地域の福祉は自分たちでつくる」という意識を持つことが重要です。誰もが、地域に対する関心や愛着を高め、「自分や家族が暮らしやすい地域を考える」ための機会の充実が必要です。

我が事・丸ごとの「地域共生社会」の意義を幅広く周知し、市民一人ひとりの地域福祉への理解の促進を図り、関心が高まるよう、広報や情報提供の充実に努めます。

#### みんなの活動目標 地域との関わりを大切にしよう！

##### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとりが取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつや声掛けなど隣近所との関わりを深めましょう。</li> <li>○地域で助け合い、支え合う地域福祉の意識を持ちましょう。</li> <li>○地域のイベントや行事などに積極的に参加してみましょう。</li> </ul>
地域で協力して取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○声掛けやあいさつ、近所付き合いや見守りなどを大切にする地域づくりを進めます。</li> <li>○多様な媒体を活用し、地域福祉活動に関する様々な情報を発信します。</li> <li>○地域住民や企業等に、地域の行事やイベントへの参加を広く呼びかけます。</li> <li>○地域の行事やイベントでは、開催日時の工夫など、多くの人に参加しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>

##### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
福祉活動についての周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の地域福祉への意識が高まるよう、市の広報紙や市ホームページ、SNS<sup>※</sup>など多様な媒体を活用し、地域福祉に関する考え方や「地域共生社会」について周知・啓発を推進します。</li> </ul>

注【SNS(Social Networking Service)】パソコンやスマートフォンなどを利用したフェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどコミュニケーションツールの総称。

取組内容	
適切な福祉情報の提供	○福祉に関する情報を、誰にでも分かりやすく、また適切に得られるよう、市の広報紙や市ホームページ、講演会、出前講座等による情報提供の充実を図ります。
イベントや行事への参加促進	○市民に対して本市が主催するイベントや福祉行事、出前講座への参加を促進し、様々な地域福祉活動に関する周知啓発を図ります。

## 2 学びの場における福祉教育の推進

できるだけ年齢の若い時期から、地域とのふれあいや交流、助け合い・支え合いの考え方について学び、地域との関わり意識を高めることが重要です。

福祉教育とは、人を思いやる気持ちを育む道徳や人権尊重の意識を高め、地域で共に暮らす高齢者や障害者をはじめ様々な立場の人との交流を通じて、福祉への理解と関心を高め、地域に暮らす一員としてできることは何かを考え、行動するための力を育むことです。

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが福祉や人権について正しく理解し、地域全体で支え合う気持ちを育む教育を推進します。

<b>みんなの活動目標</b>	<b>福祉について学ぼう！</b>
-----------------	-------------------

### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとりが取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や福祉の情報に関心を持ち、理解を深めましょう。</li> <li>○地域や福祉に関する講演会やセミナーに積極的に参加してみましょ</li> <li>う。</li> <li>○参加して学んだことを、身近な人にも伝えましょう。</li> <li>○地域の福祉施設などへ見学に行き、現場を体感してみましょ</li> <li>う。</li> </ul>
地域で協力して取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会参加や生きがいにつながる学習機会を提供し、住民同士の交流の充実を図ります。</li> <li>○ボランティア体験学習や福祉講座を開催します。</li> <li>○住民の福祉意識の向上と地域福祉活動への理解を深めるため、各種講座や研修会等の企画・開催に努めます。</li> </ul>

● 行政による取組（共助・公助） ●

	取組内容
<p>学校や地域における福祉教育の推進</p>	<p>○児童・生徒に対して、福祉への理解と関心を高めるため、総合的な学習の時間等を活用し、地域に暮らす一員としてできることは何かを考え、行動するための力を育むことができるよう、福祉に関する教育を推進します。</p> <p>○福祉施設への訪問や共同募金など、様々な体験活動を通じた福祉教育を推進します。</p>
<p>福祉や人権問題に対する理解の促進</p>	<p>○生涯学習事業や隣保館事業の講座やセミナー、公民館等における講演会の開催などを通じて、市民の福祉や人権問題に対する理解と認識を深めます。</p>

## 基本施策2 集う ～ 支え合い活動の促進と交流の場づくり

### 1 市民主体の地域福祉活動等への支援

地域で課題を抱える人を把握し、早期の支援につなぐためには、地域住民が主体となり、地域全体による見守り活動などが活発に行われることで、地域の課題解決力の強化につながります。

自治会、老人クラブ、社会福祉協議会などによる地域での活動支援をはじめ、地域福祉の推進や課題解決の基盤となる「市民主体の地域福祉活動」を支援し、活動の活性化を図ります。

#### みんなの活動目標

#### 安心して暮らせる仲間をつくろう！

#### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとりが取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○隣近所で暮らす一人暮らし高齢者の話し相手になるなど、地域住民同士の交流を深めましょう。</li> <li>○自治会などの役員の引き受けなど、地域の活動に積極的に関わりを持ちましょう。</li> <li>○地域で困っている人や、助けが必要な人がいないか、みんなで集まり話し合ってみましょう。</li> </ul>
地域で協力して取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民同士が福祉課題を話し合い、助け合いながら地域の課題を解決できる仕組みづくりを目指します。</li> <li>○地域福祉活動や民生委員・児童委員の訪問活動を通じて、地域で課題を抱えている人や支援を必要とする人の把握に努めます。</li> </ul>

#### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
支え合いの関係づくり	○身近な地域で、子育て家庭や高齢者・障害者などが抱える様々な悩みや不安を把握し、その解決に向けて、住民同士が支え合える関係づくりを促進します。
地域の団体への支援	○自治会、老人クラブ、社会福祉協議会など、地域で活動する団体・組織の運営や活動を支援し、活動の活性化を図ります。
活動情報の提供	○地域における市民主体の地域福祉活動に対して、必要な情報や先進事例、ノウハウなどを提供し、活動の促進を図ります。

## 2 地域交流の機会づくり

地域福祉活動を活性化させるためには、住民同士における「顔の見える関係づくり」を深めていく必要があります。子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流し、また、関係する組織や団体などとの交流の促進が重要です。

地域福祉活動への、より多くの住民の参加と協力を促進するため、誰もが地域に関わり交流が持てるよう、地域における様々な交流の機会づくりを推進し、住民の主体的な活動を支援します。

<b>みんなの活動目標</b>	<b>顔の見える関係づくりを進めよう！</b>
-----------------	-------------------------

### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助）●

市民一人ひとり が取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の仲間づくりや世代間交流に、仲間を誘って積極的に参加し、様々な人と知り合いましょう。</li> <li>○仲間と一緒に、誰でも気軽に参加できる行事などを企画してみましよう。</li> </ul>
地域で協力して 取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民同士の相互理解を深められるよう、交流の場や交流機会の充実を図ります。</li> <li>○地域の交流の場や地域活動に、誰もが気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>

### ● 行政による取組（共助・公助）●

取組内容	
世代間で交流する 機会づくり	○地域で「顔の見える関係づくり」を促進するとともに、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が福祉活動に参加できるよう、生涯学習やイベントなど、世代間で交流する機会づくりに努めます。
誰もが交流できる 機会づくり	○社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、要介護高齢者や障害者、子育て家庭等に対して、地域行事やイベントなどへの参加の呼び掛けを促進し、ひきこもりの防止に努めます。
交流活動への支 援	○社会福祉協議会や自治会等が行う地域住民との交流活動を促進するため、必要な支援を行います。

### 3 地域の交流の場づくり

住民主体の助け合い、支え合い活動の活性化や、地域住民同士の交流、つながりづくりを促進するために、誰もが気軽に集まり、交流することができる居場所づくりを推進します。これらの居場所については、市内の様々な施設資源の有効活用を図りながら、住民主体の地域福祉活動の拠点として、その整備や提供に努めます。

<b>みんなの活動目標</b>	<b>地域で気軽に集まろう！</b>
-----------------	--------------------

#### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助）●

市民一人ひとりが取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の身近な活動の拠点を知り、積極的に活用しましょう。</li> <li>○地域の空き店舗や、空き家などを活用した地域の居場所づくりに、できる範囲で協力しましょう。</li> </ul>
地域で協力して取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の施設や空き店舗、空き家などを活用し、地域住民の交流・活動拠点づくりを進めます。</li> <li>○行政と連携し、高齢者や障害者を対象としたサロンの開催や、介護予防の場、子どもの居場所づくりに努めます。</li> </ul>

#### ● 行政による取組（共助・公助）●

取組内容	
交流の場づくり	○子育て世代や高齢者・障害者など、様々な立場の人が交流することができる場の整備や提供に努めます。
地域資源の有効活用	○公民館等の老朽化対策など、公共施設の再編整備を検討するとともに、福祉活動のために、多様な地域資源の有効活用を努めます。
支援拠点機能の充実	○ニーズに応じて気軽に利用できる福祉の拠点として、地域包括支援センターをはじめ、子育て世代包括支援センターなど拠点機能の充実に努めます。
高齢者の社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者の社会参加の促進や学習機会の拡充等、関係機関と連携し、生涯現役社会の実現を目指した取組を総合的に推進します。</li> <li>○住民自らが主体的に運営する「住民主体の通いの場」への立ち上げや活動支援を行い、参加者同士の交流を促進するとともに、介護予防による地域づくりを推進します。</li> </ul>

取組内容	
老人福祉センター等の有効活用	<p>○老人福祉センターや各地域の老人集会所等を活用し、教養の向上や地域交流の場などとして利用促進を図り、高齢者の生きがい活動や社会参加意欲の向上を図ります。老人集会所については、地域のニーズに応じた活用方法を検討します。</p>



## 基本施策3 育む ～ 地域活動の担い手づくり

### 1 地域活動やボランティア活動への参加促進

地域福祉活動を継続するためには、活動を支える人材の確保や育成が必要です。地域活動に関する情報を、様々な媒体や機会を通じて広く市民に周知し、幅広い年齢層や多様な職種の人が、身近な活動に気軽に参加できる環境づくりに努めます。また、ボランティア活動への参加促進をはじめ、高齢者の社会参加機会の充実など、誰もが参加しやすい地域活動を促進します。

#### みんなの活動目標

#### ボランティアに参加しよう！

#### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとり が取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の中で、自分ができることはないか、考えてみましょう。</li> <li>○ボランティア活動に関する情報を収集し、理解を深めましょう。</li> <li>○関心を持つボランティア活動があれば、できる範囲で参加してみましょう。</li> </ul>
地域で協力して 取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティアの募集や呼び掛けなどの情報提供を行います。</li> <li>○ボランティア体験学習や福祉講座を開催します。</li> <li>○福祉サービス提供事業者における、魅力ある職場環境づくりに努めます。</li> <li>○ボランティアに関する情報発信を充実し、市民にボランティア活動を広めます。</li> <li>○ボランティアへの登録を促進し、安心して活動できるよう環境づくりに努めます。</li> </ul>

#### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
地域活動への参加促進	○社会福祉協議会や自治会等と連携し、地域で行われる様々な地域活動についての周知・啓発を図り、幅広い年齢層や職種の地域住民の参加を促進します。
ボランティア団体の育成	○社会福祉協議会と連携し、幅広い年齢層へのボランティア意識の普及をはじめ、ボランティア団体の育成を支援します。

取組内容	
ボランティアへの参加促進	○社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの活動を周知するとともに、ボランティアへの参加の促進と活動の活発化を図ります。
高齢者の社会参加の促進	○高齢者の生きがいをづくりと、知識や経験を生かす社会奉仕の場である老人クラブ活動への参加を促進します。 ○働く意欲のある高齢者への就労の場の提供により、培ってきた知識や経験と能力を生かして地域社会に貢献できるよう支援します。
生涯学習講座等の開催	○幅広い年齢層を対象とした、生涯学習・文化芸術・スポーツなどの講座の開催をはじめ、高齢者の知識や技術の伝承活動の活性化を図ります。

## 2 地域活動の担い手の育成と人材の発掘

「支援する側とされる側」という、一方通行の考え方から、誰もが福祉の担い手として「みんなで地域を支え合う」福祉への転換を図る必要があります。

しかし、本市では地域福祉のキーパーソンになる人や、担い手が不足していることから、地域での研修や講座などを通じて、担い手づくりに取り組み、本市の実情に応じた多様な人材の発掘に努めます。

<b>みんなの活動目標</b>	<b>地域のリーダーを育てよう！</b>
-----------------	----------------------

### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとりが取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の担い手やリーダーの負担軽減に向けて、できる範囲で活動に協力しましょう。</li> <li>○活動に参加したことがある人は、活動の楽しさや、やりがいを地域の人に伝えましょう。</li> </ul>
地域で協力して取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における活動を通じて、福祉の担い手の発掘・育成に取り組みます。</li> <li>○地域活動の担い手やリーダーが抱える問題点や課題を把握し、その解決策を検討します。</li> <li>○地域の課題別に、人材の確保に向けた取組を進めます。</li> <li>○地域活動の担い手を養成するための講座・研修会の開催や、社会福祉協議会や行政の取組に協力します。</li> </ul>

### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
福祉の担い手の育成	○誰もが福祉の担い手となれるよう、人材育成の講座などを行い、福祉への理解を深め、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや、活動団体の育成を図ります。
福祉人材資源の発掘	○地域住民の経験や能力を福祉活動に生かすため、地域の人材資源の発掘に努めます。
専門的な福祉の担い手の育成	○認知症サポーターやゲートキーパーの養成など、地域福祉の担い手の育成を推進します。

## 基本施策4 つながる ～ 地域活動のつながりづくり

### 1 きめ細かな相談支援体制

高齢者，障害者，子育て家庭，経済的に生活が困難にある人など，地域住民の身近な困りごとは，それぞれの立場によって多岐にわたります。また，性別や年齢，職業や住んでいる地域によってもその内容は異なります。

相談窓口は，法律に基づいて対象者ごとに分かれている場合が多く，どこへ相談したらよいか，分かりにくいこともあります。そのため，誰もが気軽に相談でき，どこへ相談しても適切な支援につながるよう，窓口間の連携を図るとともに，相談機能の充実に努めます。

#### みんなの活動目標

**悩みは抱え込まずに相談しよう！**

#### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとりが取り組むこと（自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不安や悩みごとは一人で抱え込まず，相談窓口を活用しましょう。</li> <li>○困ったときに相談できる窓口の情報を入手し，必要に応じて利用したり，窓口を紹介したりしましょう。</li> </ul>
地域で協力して取り組むこと（互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な地域で情報提供や相談ができる環境づくりに努めます。</li> <li>○地域活動を通じて，情報提供や関係機関との連絡調整を図ります。</li> <li>○住民による見守り活動を促進します。</li> </ul>

#### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
相談しやすい環境の整備	○地域住民の身近な困りごとなど，様々な相談に対応するとともに，利用者の視点に立った相談しやすい環境を整備し，総合的な対応ができる相談支援を目指します。
相談支援における連携の仕組みづくり	○相談窓口から得られた内容について，庁内各部署や関係機関との連携を強化し，個人情報の扱いに配慮しながら情報の共有を図り，適切な支援につながるよう努めます。
相談機能の専門性の確保	○利用者が適切な福祉サービスを利用できるよう，窓口間の連携を図るとともに，保健師等の専門職による相談など，相談機能の専門性を確保します。

取組内容	
(仮称) 共生社会推進センターの設置	○高齢者、障害者、生活困窮者など、複合的かつ多様な課題を抱える人への包括的な相談支援のため、社会福祉法人など各機関の専門職を配置する「(仮称) 共生社会推進センター」の設置など、全世代・全対象型の支援に向けた体制づくりの検討を進めます。

## 2 相談支援機関の連携とネットワークづくり

様々な理由で相談に行くことができない人や、制度の狭間にある人のニーズは地域の中で見落とされがちです。地域の住民や専門職等がその課題に気づき、問題を抱える人に積極的に出向いて、適切な支援に結びつける仕組みづくりが必要となっています。

そのため、各分野の相談窓口や相談支援機関の連携、協働に向けたネットワークの構築を図り、分野を超えた包括的な相談支援体制を目指します。

<b>みんなの活動目標</b>	<b>困っている人に声を掛けよう！</b>
-----------------	-----------------------

### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとりが取り組むこと (自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な相談先として、地域を担当する民生委員・児童委員を把握し、できる範囲でその活動に協力しましょう。</li> <li>○新聞や郵便物がたまっている、地域の集まりにいつも来る人が来ないなど、気になることがあれば声を掛けてみましょう。</li> <li>○困りごとや悩みごとを持つ人に気が付いたら、相談先を紹介しましょう。</li> </ul>
地域で協力して取り組むこと (互助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の様々な集いの場や活動の機会を活用し、見守りや声掛け活動を促進し、支援が必要な人の状況の把握に取り組みます。</li> <li>○社会福祉協議会や市による包括的な相談支援体制の構築に向けた取組に協力します。</li> <li>○制度の狭間や複合的な課題を持つ人の現状を把握し、地域住民が認識を深め、対応策を検討することができる仕組みを検討します。</li> </ul>

● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
地域の相談支援活動への支援	○民生委員・児童委員など，地域において住民の見守りや相談活動を行う人が，きめ細かな活動ができるよう，社会福祉協議会と連携して，その活動を支援します。
見守り支援活動への支援	○社会福祉協議会と連携し，「江田島市見守り支援ネットワーク推進協議会」の運営や活動を支援します。
地域福祉のネットワークづくり	○社会福祉協議会と連携し，民生委員・児童委員や自治会の見守り活動等を通じて，住民が抱えている様々な福祉課題を発見できる仕組みづくりを促進します。 ○市民，関係機関，社会福祉協議会，行政がそれぞれの役割分担のもと，重層的に地域の支え合い活動に関わり，相互に連携・協働していくことができる地域福祉ネットワークの構築を目指します。
地域包括ケアシステムの深化	○医療・介護・福祉など，関係機関の多職種が連携し，地域包括支援センターを中心とした，地域包括ケアシステムの深化を図ります。
制度の隙間にある人への対応	○必要な支援に結びついていない人や，制度の隙間となる人への対応ができるよう，保健・医療・福祉の関係機関との連携や調整を図る，地域ケア会議の充実に努め，庁内関係課との分野横断的な連携強化を図ります。

## 基本施策5 つかう ～ 暮らしを支える福祉サービス

### 1 福祉サービスの充実と利用促進

福祉サービスや制度に関する情報提供は、利用者に配慮した分かりやすい内容であることが重要です。一方で、福祉サービスや制度が周知されていないことや、福祉サービスに求める利用ニーズが多様化している現状を踏まえ、福祉サービスを適切に選択して利用できる環境づくりが必要となっています。

福祉サービスや制度を必要とする人が、安心して利用できるよう情報提供を充実するとともに、関係機関と連携して住民の身近な困りごとの把握に努め、サービス提供体制のより一層の充実を図ります。

また、生活困窮や公的な福祉サービスだけでは支援が困難なケースなど、地域住民や関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

**みんなの活動目標**

**福祉サービスを適切に利用しよう！**

#### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとりが取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>○どのような福祉サービスや制度があるか、市役所などが発信する情報をチェックしておきましょう。</li><li>○福祉サービスについて分からないことは問い合わせ、納得した上で利用しましょう。</li><li>○福祉サービスについて苦情があるときは事業者へ伝え、解決できないときは身近な相談窓口を活用しましょう。</li></ul>
地域で協力して取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"><li>○広報や回覧板を活用し、福祉の制度やサービスに関する情報を発信します。</li><li>○福祉の制度やサービスの利用が必要と考えられる人に、相談や話合いを通じて適切な利用につなげます。</li><li>○地域における福祉サービスの提供量や質について状況を把握し、サービスの充実等について行政や関係機関に情報を発信します。</li></ul>

● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
福祉サービスの適切な利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが自ら希望する福祉サービスを選択し、利用できるよう、サービス内容についての、分かりやすい情報提供に努めます。</li> <li>○社会福祉協議会や自治会、民生委員・児童委員等と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めます。</li> <li>○様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援や福祉サービスについて検討します。</li> <li>○高齢者、障害者、子育て家庭など、個別の計画に基づき、適切なサービスの提供に努めます。</li> </ul>
福祉サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス提供事業者向けの研修や人材確保を支援し、サービスの質の向上に努めます。</li> <li>○福祉サービスに対する、問合せや苦情などを申し立てやすい環境づくりに努めるとともに、利用者やその家族に対する苦情解決方法を周知し、苦情解決体制の充実を図ります。</li> </ul>
生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済的問題や社会的孤立、複合的な問題などを背景として生活困窮の状態にある相談者への、就労や住まいなど様々な生活課題の解決に向けて、きめ細かな支援に努めます。</li> </ul>
犯罪をした者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪をした者等の社会復帰に向けた相談及び支援体制づくりを検討します。</li> </ul>



## 2 権利擁護の推進

認知症の人や障害のある人が、地域生活を継続していく上で、判断能力やコミュニケーション能力が不十分であることから、財産管理や制度・サービスの利用などにおいて様々な権利の侵害を受けることがあります。本市では、障害等により判断能力が十分ではない人が、地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進など権利擁護の推進に努めてきました。

認知症や障害等で判断能力が十分でない人の権利を擁護し、できるだけ本人の望む生活を続けることができるよう、引き続き、権利擁護の制度に関する普及・啓発や、きめ細かな情報提供、関係機関等と連携した相談支援等に取り組みます。

また、DV<sup>注</sup>をはじめ、デートDVから虐待に至るまで、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に取り組みます。

### みんなの活動目標

### 権利擁護について理解を深めよう！

#### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとりが取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護の重要性や、成年後見制度について理解を深めましょう。</li> <li>○身近に権利擁護の必要がある人に気付いたら、民生委員・児童委員や市役所などに連絡しましょう。</li> </ul>
地域で協力して取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護の重要性や制度・事業についての理解を深め、地域の活動に生かします。</li> <li>○地域活動や日常業務において、権利擁護の支援が必要なケースに気付いた場合、市や社会福祉協議会等に連絡・通報・相談し適切な支援につなげます。</li> </ul>

#### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○判断能力が十分でない人の権利を守る、福祉サービス利用援助事業（かけはし）や成年後見制度の普及に努め、制度の周知と利用促進に向けた、支援体制の充実を図ります。</li> <li>○社会福祉協議会と連携し、「権利擁護センターえたじま」の周知を図るとともに、権利擁護に関する講演会の開催や、専門職員との相談窓口の充実を図ります。</li> </ul>

注【DV(ドメスティック・バイオレンス)】夫婦や恋人などの親密な関係にある(あった)パートナーから振られる暴力のこと。「デートDV」は、交際相手から振られる暴力のこと。殴る・蹴る等の身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅す等の精神的暴力、交友関係の監視・制限等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力などがある。

取組内容	
権利擁護の推進	○判断能力を欠く状況にある人への支援や、高齢者の権利擁護や養護者に対する支援など、地域包括支援センターを中心として、社会福祉協議会など関係機関との連携を強化し、権利擁護の取組を充実します。
虐待等の防止	○高齢者や障害者、子どもなどへの虐待を未然に防ぐため、介護・介助者や保護者の負担を軽減するなどの支援を行います。また、関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。
あらゆる暴力の根絶	○DVやデートDV、ストーーカー行為や虐待など、あらゆる暴力の根絶に向けて、広報紙等による意識啓発を推進するとともに、講座の開催等を通じて、市民の理解を深める取組を推進します。

## 基本施策6 守る ～ 安全・安心な暮らしの確保

### 1 防災・防犯対策の推進

災害時の避難の手助けや日頃の見守り活動に対する住民のニーズは高く、「互助」として取り組みやすい活動です。また、災害発生時の要援護者対策や、避難所設備の充実などの防災対策、災害時の協力体制など、災害発生時の対応を日頃から話し合う体制づくりに取り組んでいくことが必要です。

防災に対する意識の醸成や、地域の防災力の向上、緊急時・災害時に必要な人に支援が行き届く仕組みづくりなど、防災対策の充実に取り組みます。

生活の安全・安心を確保するためには、防災対策のみならず地域の防犯対策の推進も重要です。関係機関と連携し、防犯意識の向上など啓発活動に努め、総合的に安全・安心なまちづくりを推進します。

#### みんなの活動目標

#### 地域で防災・防犯に努めよう！

#### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとり が取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"><li>○日頃から防災用品や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。</li><li>○防災の知識を身に付け、食糧や水の備蓄に努めましょう。</li><li>○災害時の要配慮者の支援に、できる範囲で協力しましょう。</li><li>○防災訓練や防災について学ぶ場へ、積極的に参加しましょう。</li><li>○地域の防犯活動やパトロールに積極的に参加しましょう。</li><li>○自転車や自動車を運転する際は、交通マナーを守りましょう。</li></ul>
地域で協力して 取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"><li>○防災訓練や防災について学ぶ機会の充実に努めます。</li><li>○災害時に避難する際は、隣近所で声を掛け合います。</li><li>○災害時には、企業や商店は施設や設備をできるだけ地域に開放し、支援活動に協力します。</li><li>○防犯や交通安全活動に、住民が参加しやすい仕組みづくりを検討します。</li><li>○防犯意識を高める講演会や学習会など、学ぶ機会の充実に努めます。</li></ul>

● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市の広報紙や市ホームページ，SNSなど多様な媒体や，市民が集う場や機会を活用し，災害時の避難場所の周知に努めます。</li> <li>○自主防災組織の育成や活動を支援し，災害時の支援体制を強化します。</li> <li>○災害時の支援体制の確保に向けて，地域における見守りネットワークの構築を支援します。</li> </ul>
災害時の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「江田島市地域防災計画」「江田島市災害時要援護者避難支援制度実施要綱」に基づき，高齢者や障害者，子育て家庭や外国人等への災害時の情報伝達，避難誘導體制及び避難所生活への配慮など，総合的な対策を充実します。</li> </ul>
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における防犯意識を高めるため，広報・啓発活動に努め，関係機関と連携し，近隣住民同士が日常生活において声掛け・見守り活動を行う体制づくりを支援します。</li> <li>○関係機関と連携し，特殊詐欺など消費者被害の実態やその防止方法等の啓発に努めるとともに，被害に遭った場合の相談支援に努めます。</li> </ul>
地域の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市防犯連合会，警察署，自治会などと連携して，地域の防犯パトロールの促進や，交通安全対策の推進など，安全・安心なまちづくりを総合的に推進します。</li> </ul>

## 2 人にやさしい共生の生活環境の整備

地域共生社会の実現には、住民の福祉意識の向上のみならず、誰もが利用しやすい施設や外出しやすい道路の整備なども重要です。

誰もが安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設や交通機関、道路等においてユニバーサルデザインの考えに基づくバリアフリー化などを推進します。また、市民の生活に配慮した移動手段の確保や、良好な住環境の整備を図ります。

<b>みんなの活動目標</b>	<b>地域共生のまちづくりを進めよう！</b>
-----------------	-------------------------

### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

市民一人ひとり が取り組むこと （自助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困っている人へ積極的に手助けをしましょう。</li> <li>○外出や移動の際は、互いに協力しましょう。</li> <li>○地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>○地域で危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供しましょう。</li> </ul>
地域で協力して 取り組むこと （互助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の危険箇所等を把握し、点検や改善に取り組みます。</li> <li>○公共交通が利用しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>○隣近所や地域の商店等が協力し、買物支援を検討します。</li> </ul>

### ● 行政による取組（共助・公助） ●

取組内容	
生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者や障害者、子どもをはじめ、誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、公共施設や公園など、ユニバーサルデザインの考えに基づき、生活空間のバリアフリー化を推進します。</li> <li>○道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備、バスの低床化など、公共交通機関のバリアフリー化を促進します。</li> </ul>
移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加を目的とした外出時の移動を支援します。</li> </ul>

# 第3章 江田島市自殺対策計画

## 【1】江田島市自殺対策計画の概要

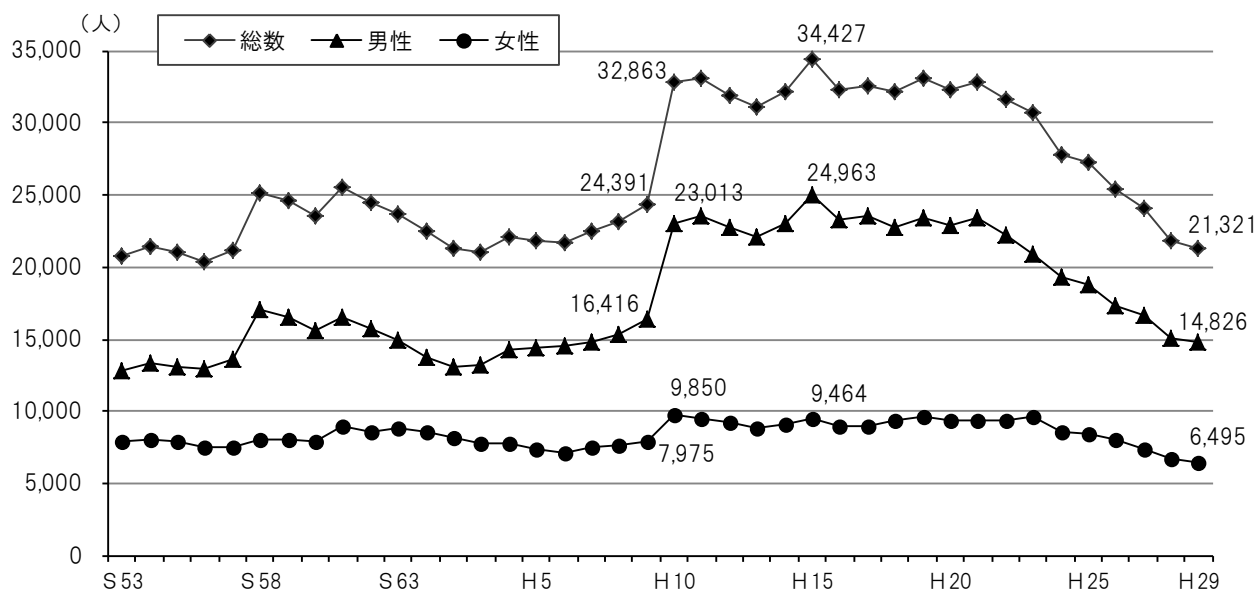
### 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10（1998）年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成18（2006）年の「自殺対策基本法」の施行を契機に、総合的な自殺対策の取組が推進されてきました。その結果、平成22（2010）年以降、自殺者数は減少で推移し、平成27（2015）年には平成10（1998）年の急増前の水準まで減少しました。

しかし、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされている現状にあります。

平成28（2016）年4月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

【自殺者数の推移（全国）】



※凡例：H29は平成29（2017）年を示す。  
資料：厚生労働省自殺対策推進室

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと、転換を図っていくことが必要という考え方にに基づき、平成 29（2017）年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

【参考／自殺総合対策大綱の概要（抜粋）】

第1 基本理念	○誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す	
第2 基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺は、その多くが追い込まれた末の死である</li> <li>●年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態ははまだ続いている</li> <li>●地域レベルの実践的な取組をPDCA サイクルを通じて推進する</li> </ul>	
第3 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生きることの包括的な支援として推進する</li> <li>②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む</li> <li>③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる</li> <li>④実践と啓発を両輪として推進する</li> <li>⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する</li> </ul>	
第4 重点施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</li> <li>2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</li> <li>3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</li> <li>4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</li> <li>5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</li> <li>7 社会全体の自殺リスクを低下させる</li> <li>8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</li> <li>9 遺された人への支援を充実する</li> <li>10 民間団体との連携を強化する</li> <li>11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</li> <li>12 勤務問題による自殺対策を更に推進する</li> </ul>

資料：厚生労働省「自殺総合対策大綱(概要)」より抜粋

本市では、「健康江田島21計画」において、「こころの健康」分野の取組を進める中で自殺対策を図ってきましたが、新たに自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として「江田島市自殺対策計画（本章では、以下「本計画」と言います。）」を策定し、本市の自殺対策の指針として位置付けます。

## 2 計画の概要

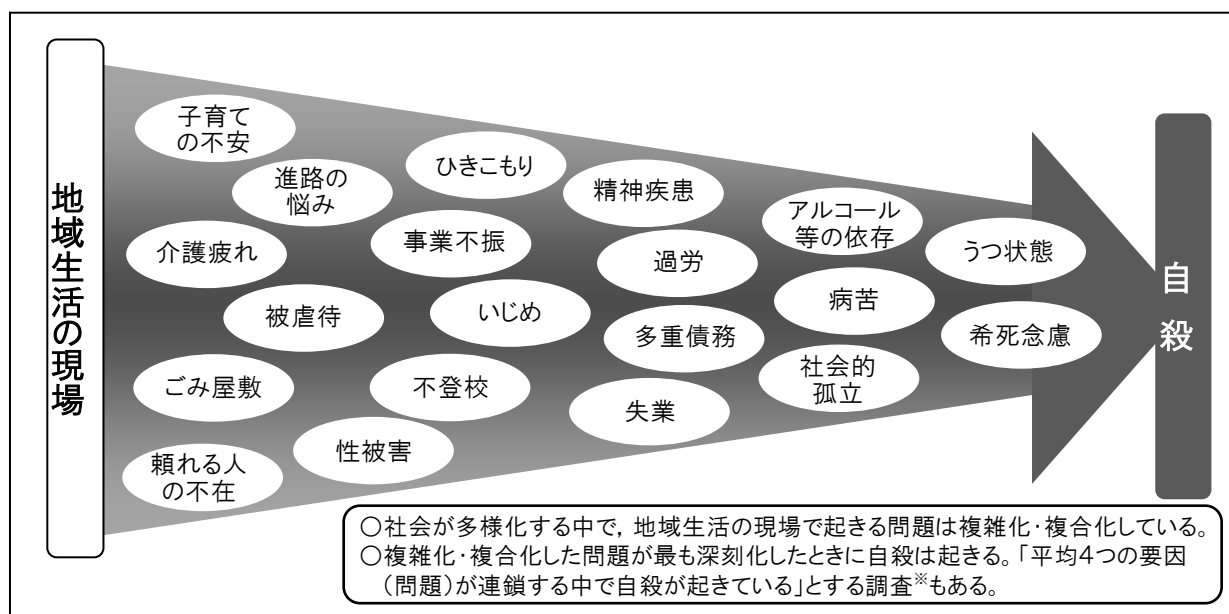
### (1) 計画策定の目的

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、行政をはじめ、関係団体や企業、地域住民等が協働して自殺防止の対策を推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

「生きることの包括的な支援」についての計画は、自殺以外の問題解決にも有効に機能するセーフティネットの構築につながります。また、自殺リスクが低い人の早期支援からリスクが高い人への専門的支援まで、包括的な対応が可能となります。

【自殺の危機要因イメージ図】



※自殺実態白書 2013(NPO法人ライフリンク)

資料:厚生労働省



## **(2) 計画の策定方法**

計画の策定に当たっては、平成 30（2018）年度に実施した、市民アンケート調査（江田島市 地域福祉の推進に関する住民意識調査）及び小中学生アンケート（江田島市小・中学生の日常生活に関するアンケート調査）を通じて、自殺に関わる実態や意見等を把握するとともに、江田島市保健福祉審議会において本計画の内容の審議を行いました。

この他、関係団体へのグループインタビュー等により、幅広く意見を募りました。

## **(3) 計画の期間**

本計画の期間は、令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度までの 5 年間とします。計画の最終年度に当たる令和 5（2023）年度に、それまでの取組の評価を行い、令和 6（2024）年度からの次期計画につなげます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

## **(4) 計画の数値目標**

年間自殺者数を 0 人とすることを目標とします。

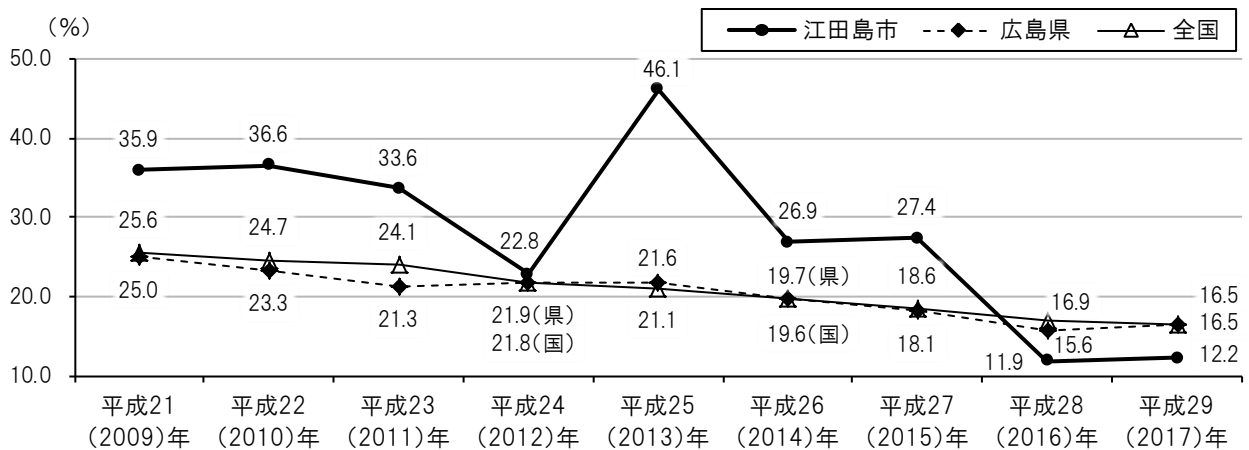
## 【2】本市の現状

### 1 既存データからみた地域特性

#### (1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、近年、減少傾向にあります。人口 10 万人対でみた自殺死亡率は、平成 29 (2017) 年では 12.2% となっており、全国や広島県を下回っています。なお、本市では国や県と比べて人口が少ないため、数人の自殺者数の変動で、自殺死亡率の増減が大きくなっています。

【自殺死亡率（人口 10 万対）の推移】

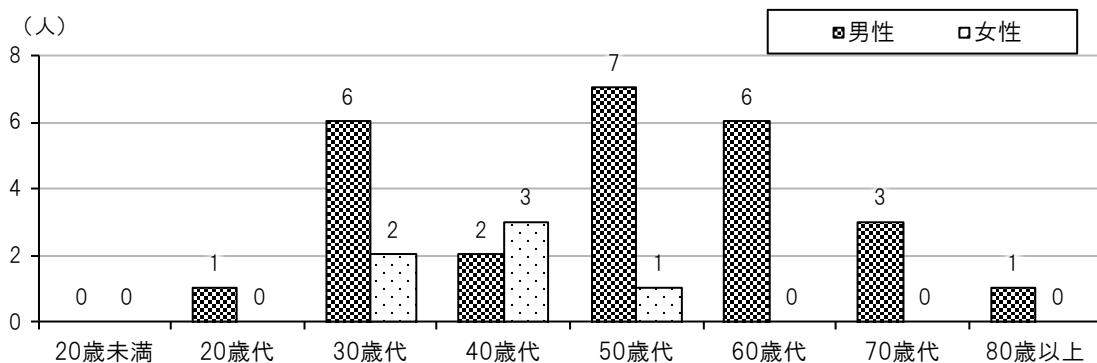


資料:厚生労働省自殺対策推進室

#### (2) 年齢別自殺者数

年齢別自殺者数を平成 25 (2013) ~平成 29 (2017) 年の合計で見ると、男女共に 30~60 歳代で多く、特に男性は女性に比べ 50 歳以上の年齢層で多くなっています。

【年齢別自殺者数】



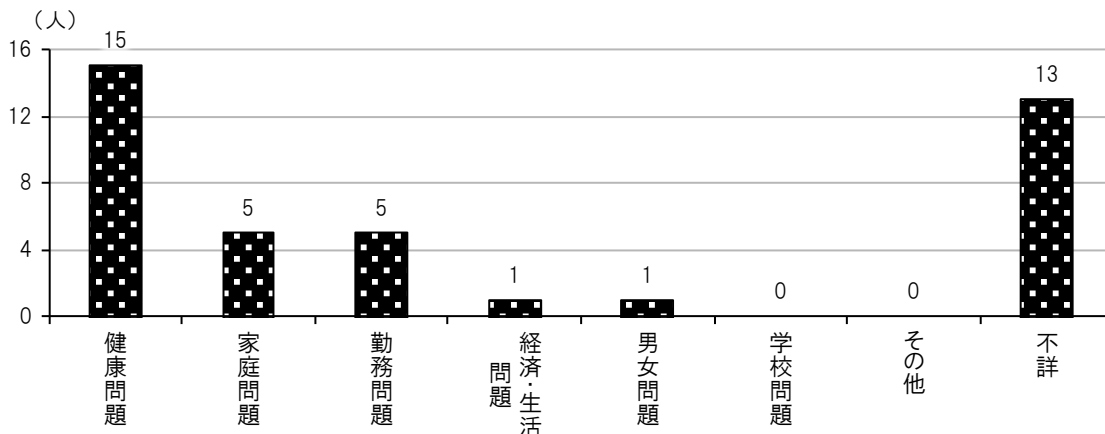
注:平成 25(2013)~平成 29(2017)年の合計

資料:厚生労働省自殺対策推進室

### (3) 原因・動機別件数

原因・動機別の件数をみると、「不詳」以外では「健康問題」が突出しており、次いで「家庭問題」「勤務問題」が多くなっています。

【原因・動機別件数】



注:平成 25(2013)～平成 29(2017)年の合計  
資料:厚生労働省自殺対策推進室

### (4) 本市の特徴

#### ①自殺の特徴

国の自殺総合対策推進センターが取りまとめた「地域自殺実態プロファイル」によると、本市の自殺の特徴は次のとおりです。

自殺に至るまでの経路は、いくつかの要因が重なっていることが多く、原因を一つの要因に特定することが難しいことが分かりますが、自殺に至る前は、「うつ状態」になっていることが特徴です。

#### 【主な自殺の特徴】

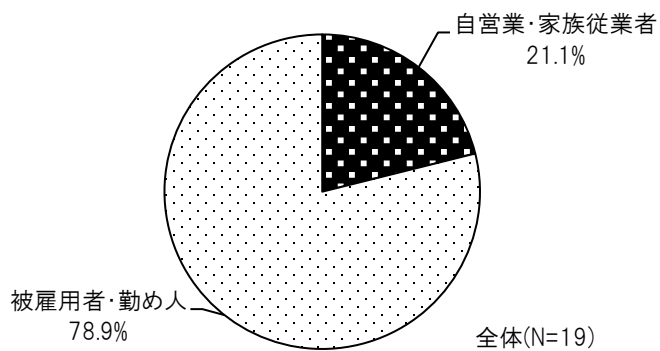
上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
男性 60歳以上無職同居	6	18.8%	44.7	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
男性 20～39歳有職同居	5	15.6%	77.3	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
男性 40～59歳有職同居	5	15.6%	53.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
女性 40～59歳有職同居	3	9.4%	47.5	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
男性 40～59歳無職独居	2	6.3%	842.3	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

注:平成 25(2013)～平成 29(2017)年の合計  
資料:自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

## ②有職者の状況

有職者の自殺の内訳をみると、被雇用者・勤め人の自殺者の割合は、自営業・家族従業者の割合を大きく上回っています。

【有職者の自殺の内訳】



注：平成 25(2013)～平成 29(2017)年の合計

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

## 2 アンケートからみた地域特性

本市では、本計画策定に当たり、市民アンケート調査（江田島市 地域福祉の推進に関する住民意識調査）及び小中学生アンケート（江田島市小・中学生の日常生活に関するアンケート調査）を実施しています。

ここでは、アンケート調査結果からみた、自殺を取り巻く要因（特性）について整理しています。

### 【市民アンケート結果より】

#### （1）ストレスについて

30～40歳代の働き盛りの年齢層ではストレスを感じている人が多く、特に睡眠が不足している人ほどストレスが大きくなる傾向にあります。また、暮らしが苦しいと感じる人や自殺を考えたことがある人では、ストレスを大いに感じる人が多くなっています。

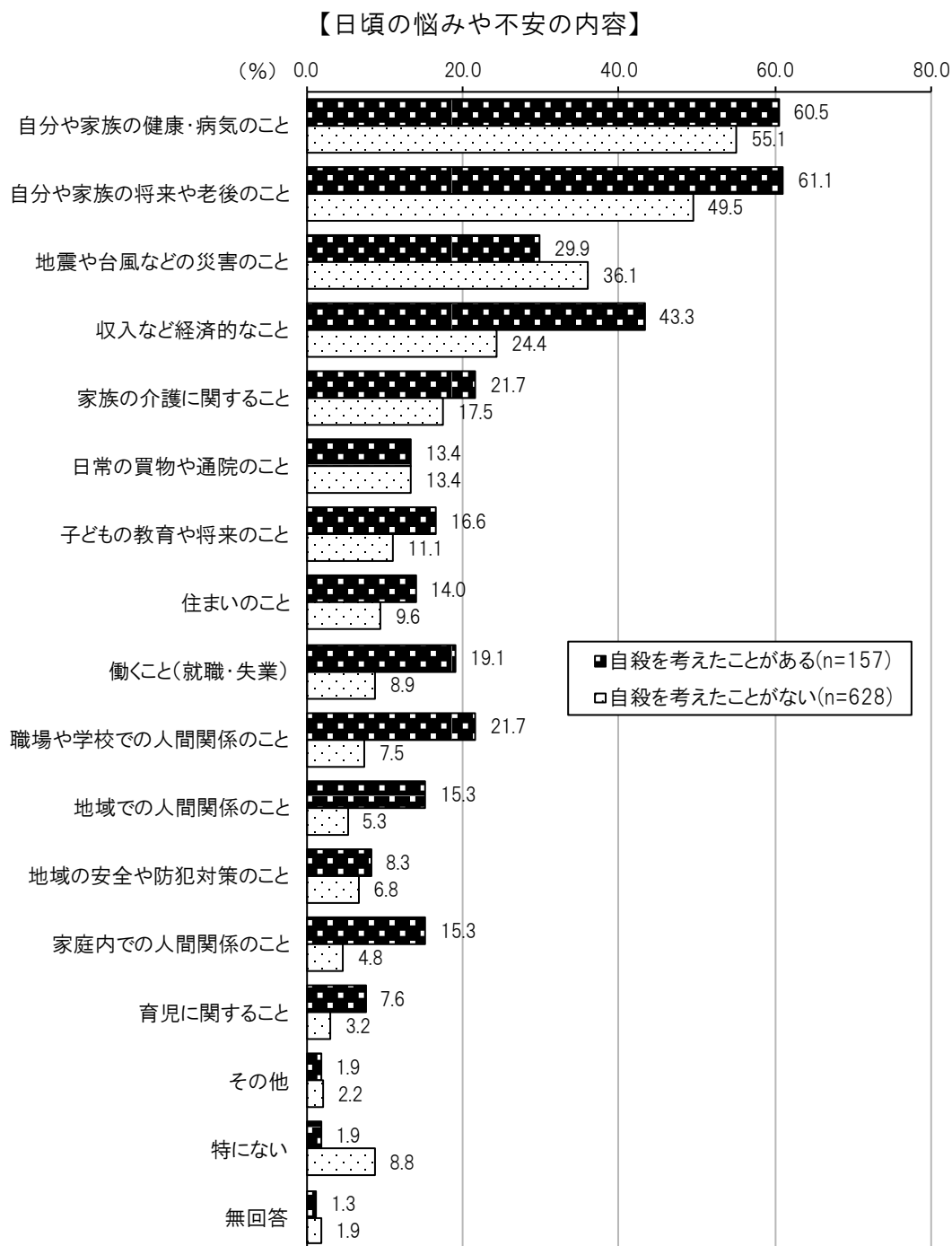
【最近1か月の間にストレスを「大いに感じる」人の割合】

		(%) 0.0	20.0	40.0	60.0	80.0
全体(N=916)			20.0			
性別	男性(n=390)		19.7			
	女性(n=510)		20.2			
年齢別	29歳以下(n=78)		21.8			
	30歳代(n=75)		32.0			
	40歳代(n=110)		32.7			
	50歳代(n=97)		24.7			
	60歳代(n=168)		17.9			
	70歳代(n=195)		11.3			
	80歳以上(n=181)		15.5			
	睡眠の充足度別	十分とれている(n=184)		7.1		
とれている(n=413)			13.8			
やや不足(n=237)			31.6			
不足している(n=64)			57.8			
暮らし状況別	とてもゆとりがある(n=22)		22.7			
	ゆとりがある(n=119)		10.1			
	ふつう(n=579)		14.9			
	苦しい(n=134)		37.3			
	とても苦しい(n=41)		65.9			
自殺を考えた経験別	ある(n=157)		40.8			
	ない(n=628)		15.6			

## (2) 日頃の悩みや不安

実際に自殺を考えたことがある人は、「健康・病気」「将来や老後」「収入など」に関する悩みが多数を占め、特に「将来や老後」「収入など」「働くこと」「人間関係」などでは、自殺を考えたことがない人に比べ、大きな差がみられます。

仕事に関することや将来への喪失感が自殺に結びついている可能性がうかがえます。



ストレスを大いに感じる人では「収入など」や「働くこと」の割合が高くなっており、暮らしが苦しいと感じる人では「収入など」「子どもの教育や将来」「住まい」「働くこと」など、悩みが多岐にわたっています。

【悩みや不安の具体的な内容（上位項目抜粋）】

単位 (%)	自分や家族の健康・病気のこと	自分や家族の将来	地震や台風などの災害のこと	収入など経済的なこと	家族の介護に関すること	日常の買物や通院のこと	子どもの教育や将来のこと	住まいのこと	働くこと（就職・失業）	職場や学校での人間関係のこと	地域での人間関係のこと	地域の安全や防犯対策のこと
全体(N=916)	56.9	50.7	34.3	26.7	18.0	13.6	11.1	10.2	9.9	9.6	7.2	7.2
【ストレスの有無別】												
大いに感じる(n=183)	60.1	59.0	32.2	41.0	23.0	19.1	14.8	14.8	20.8	19.1	12.6	8.7
多少感じる(n=410)	62.4	57.8	36.1	30.5	20.0	16.1	13.4	11.5	9.0	11.7	8.8	7.6
あまり感じない(n=244)	54.5	41.4	37.7	15.6	15.6	8.6	7.4	7.0	6.6	2.0	2.0	7.0
まったく感じない(n=61)	31.1	27.9	21.3	11.5	3.3	3.3	3.3	3.3	0.0	0.0	3.3	3.3
【暮らし状況別】												
とてもゆとりがある(n=22)	27.3	45.5	22.7	4.5	18.2	13.6	9.1	4.5	9.1	9.1	4.5	4.5
ゆとりがある(n=119)	52.1	40.3	40.3	14.3	17.6	5.9	8.4	8.4	9.2	10.9	7.6	5.9
ふつう(n=579)	60.1	51.6	34.0	19.2	18.0	14.5	9.3	7.4	6.9	10.2	5.9	7.1
苦しい(n=134)	59.7	61.9	35.8	64.9	20.1	16.4	20.1	21.6	17.9	6.7	10.4	9.7
とても苦しい(n=41)	51.2	56.1	31.7	68.3	19.5	19.5	19.5	24.4	34.1	12.2	19.5	9.8

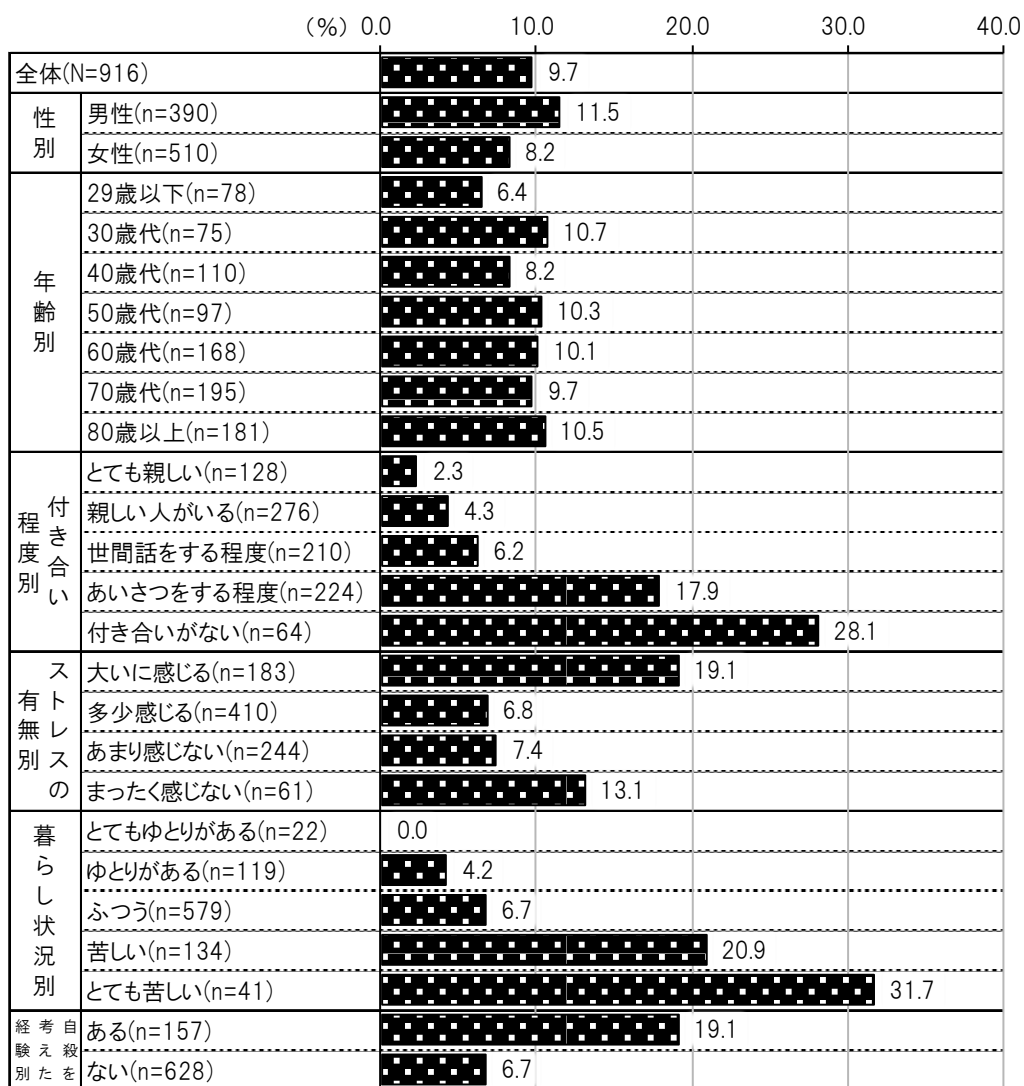
注：表中の「網掛け」は、各クロス集計において最も高い割合を示している。

但し、回答割合が10%未満の項目及び「その他」については網掛けしていない。（以下同様）

### (3) 不満や悩みを聞いてくれる人

近所付き合いがない人やストレスが大きい人、また、暮らしが苦しいと感じる人や自殺を考えたことがある人ほど、不満や悩みを聞いてくれる人がいない割合が高くなっています。

【不満や悩みを聞いてくれる人が「いない」人の割合】

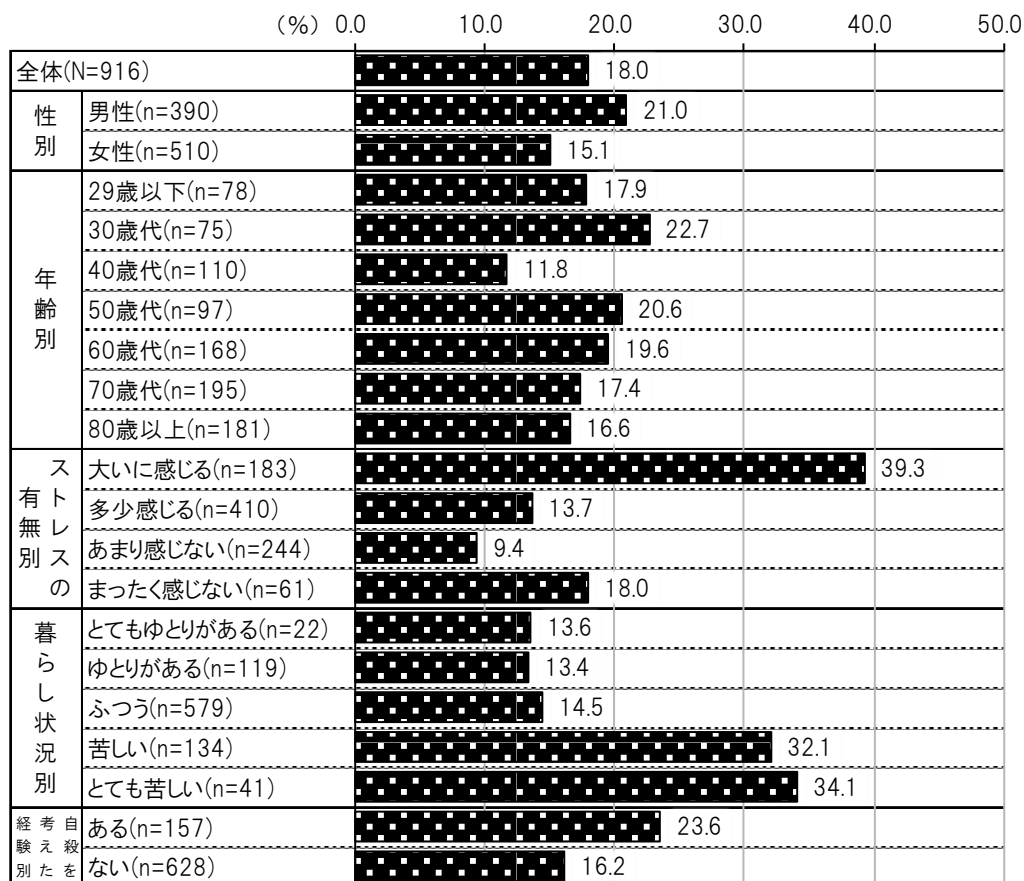




#### (4) 悩みを相談することについて

男性は女性に比べ、悩みを相談することにためらいを感じる人が多くなっています。ストレスを大いに感じる人の約4割が悩みを相談することにためらいを感じており、ストレスを感じない人との差が目立っています。また、暮らしが苦しいと感じる人や自殺を考えたことがある人では、悩みを相談することにためらいを感じる人が多くなっています。

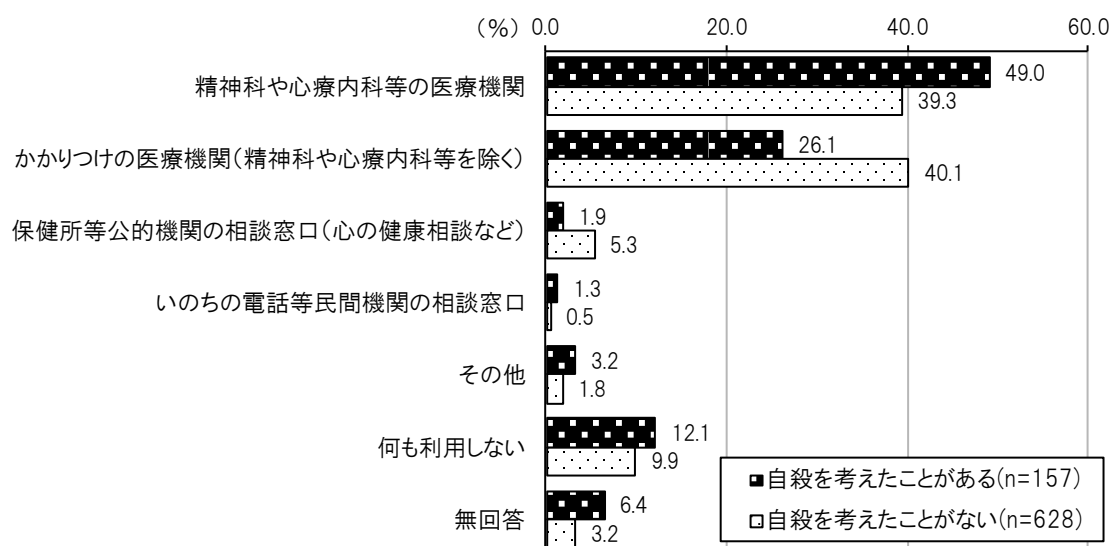
【悩みを相談することに「ためらいを感じる」人の割合】



## (5) うつ病の時に利用したい相談窓口

自殺を考えたことがある人が利用したい相談窓口として、「精神科や心療内科等の医療機関」「かかりつけの医療機関(精神科や心療内科等を除く)」が多くなっています。特に、自殺を考えたことがない人に比べ自殺を考えたことがある人が「精神科や心療内科等の医療機関」を相談窓口として利用したいと思っている人の割合が高くなっています。

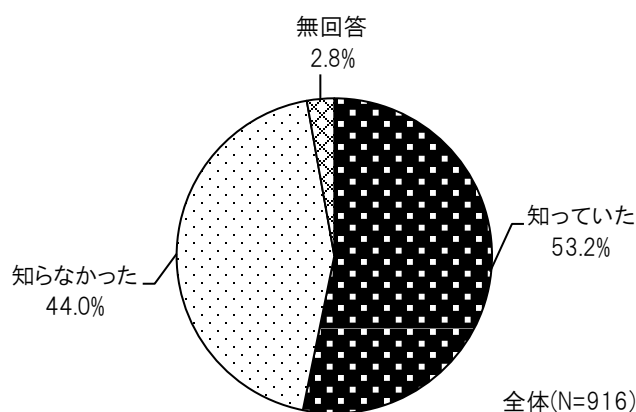
【うつ病の時に利用したい相談窓口】



## (6) 自殺者数の認知状況

自殺者数の認知率は5割を超え、知らなかった人を上回っています。

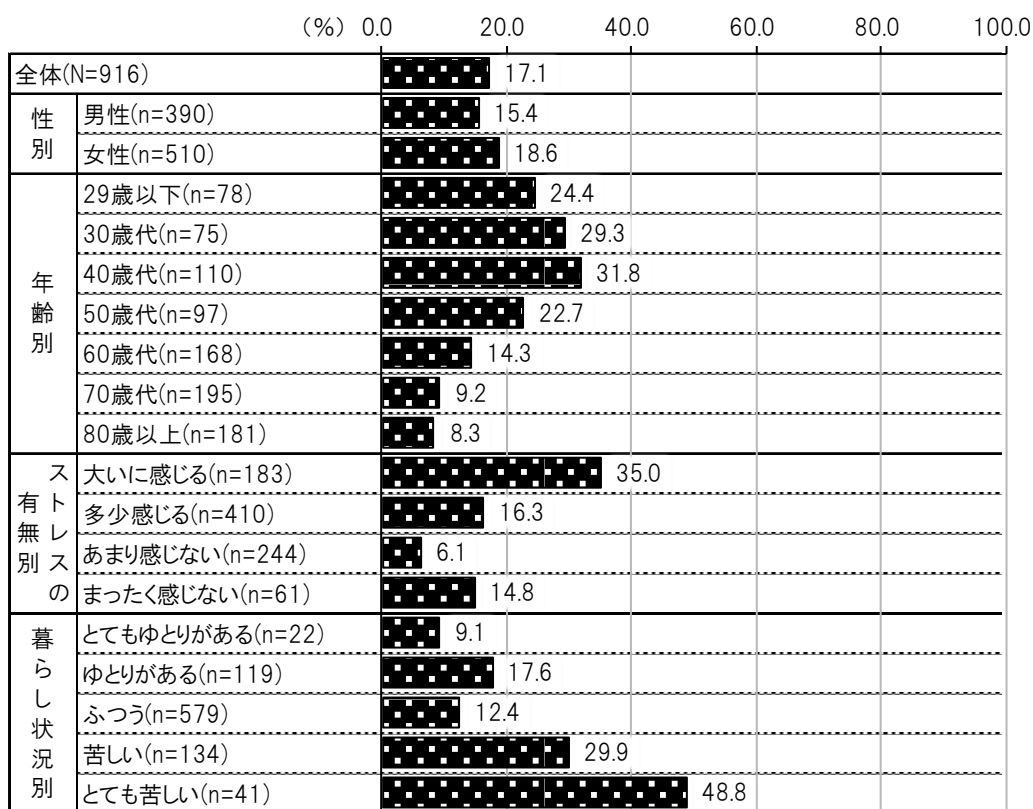
【自殺者数の認知状況】



## (7) 自殺を考えたことについて

ストレスを大いに感じる人の3割以上が、自殺したいと思ったことがあると回答しており、特に30～40歳代の働き盛りの年齢層で多くなっています。また、暮らしがとても苦しいと感じる人の約半数が、自殺したいと思ったことがあると回答しています。

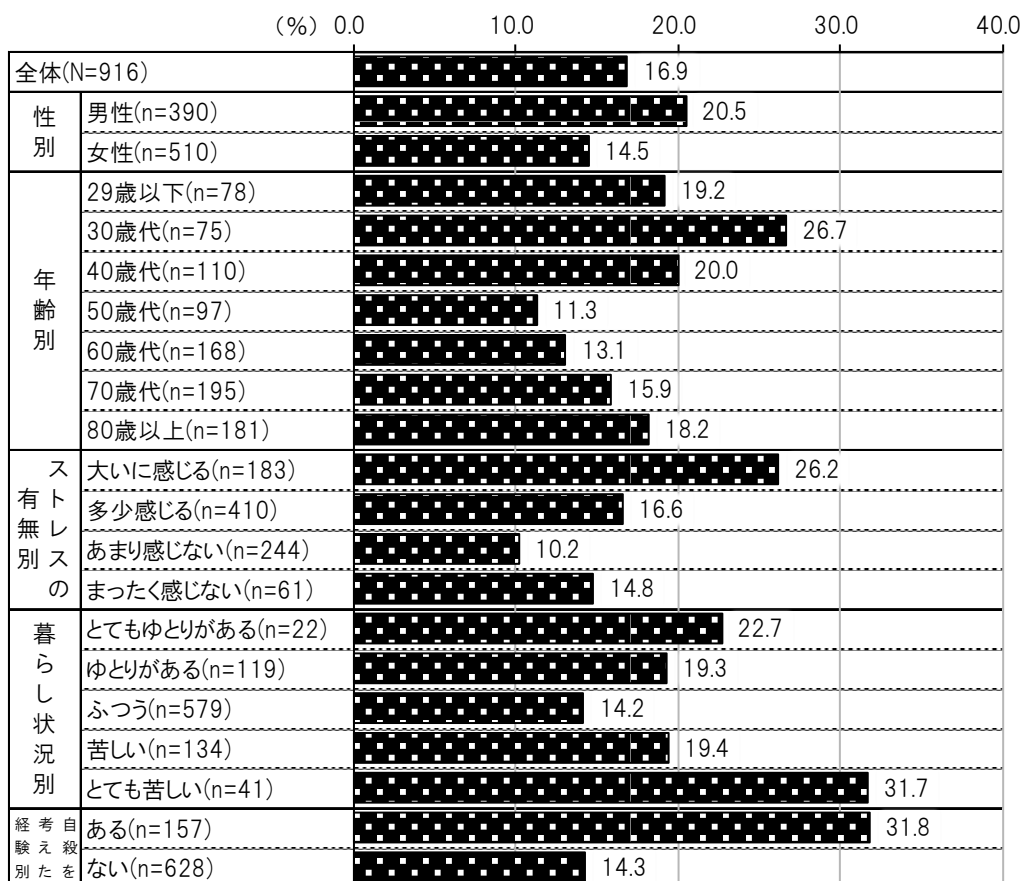
【「自殺したいと思ったことがある」人の割合】



## (8) 自殺対策との関わり意識

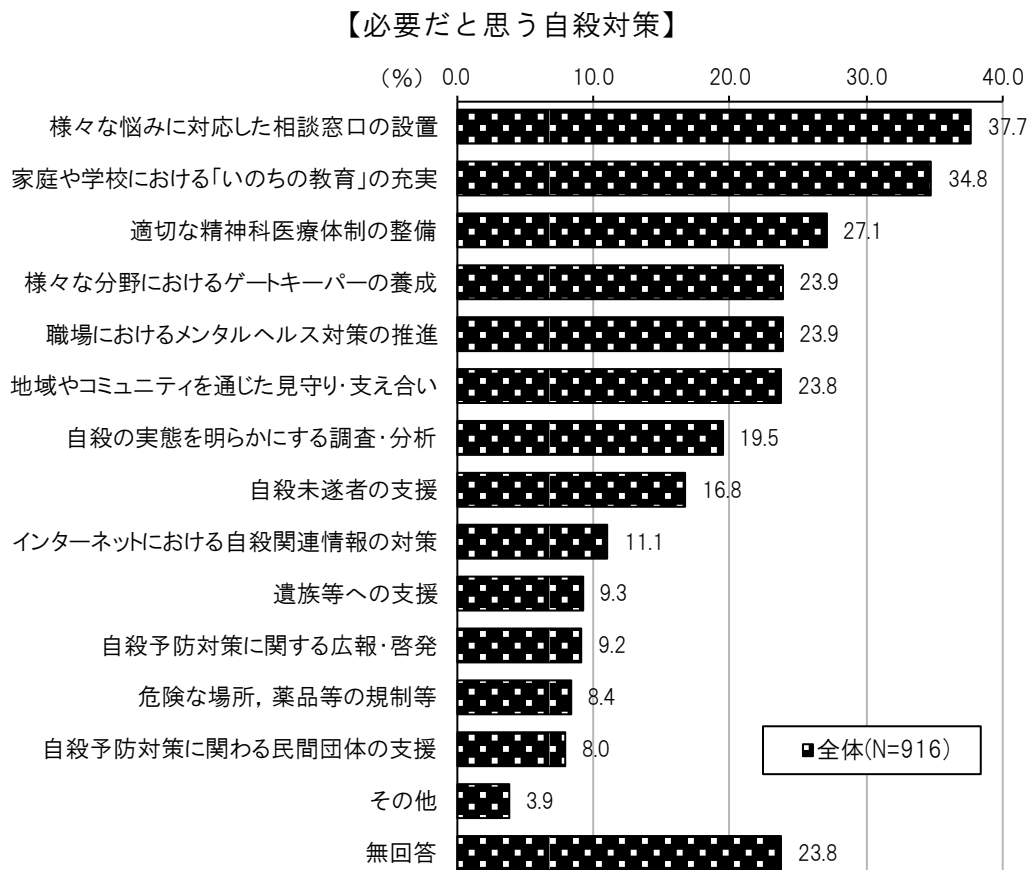
男性は女性に比べ、自殺対策が自分自身に関わる問題だと思う人の割合が高く、年齢別では、特に30歳代で多くなっています。また、ストレスを大いに感じる人や暮らしがとても苦しいと感じる人、自殺を考えたことがある人で、その割合が高くなっています。

【自殺対策が自分自身に関わる問題だと「思う」人の割合】



## (9) 自殺対策支援について

必要だと思う自殺対策については、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」「家庭や学校におけるいのちの教育の充実」「適切な精神科医療体制の整備」などが多くなっています。

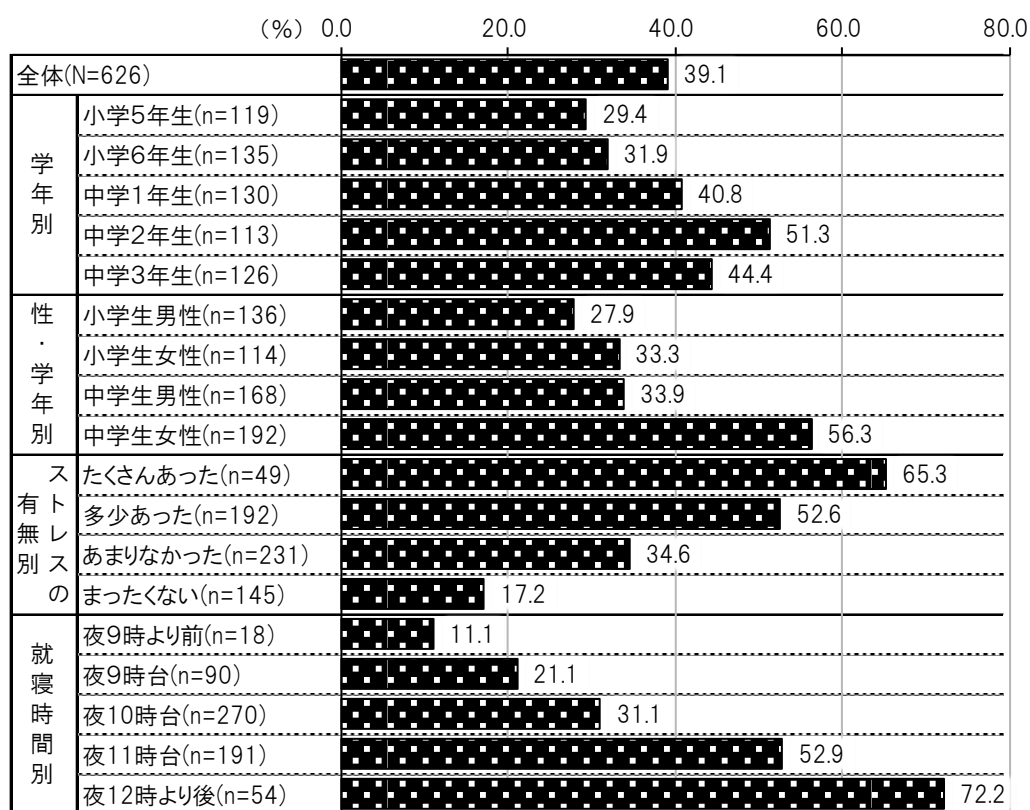


【小・中学生アンケート結果より】

(1) 睡眠不足感について

中学2年生や中学生女性で、睡眠不足を感じている人が多くなっており、特に中学生女性の半数以上が睡眠不足を感じています。また、ストレスが大きい人ほど睡眠不足を感じる傾向にあり、夜11時以降の就寝では半数以上が睡眠不足を感じています。





















【睡眠不足を「感じている」人の割合】



## (2) 不満や悩み、ストレスについて

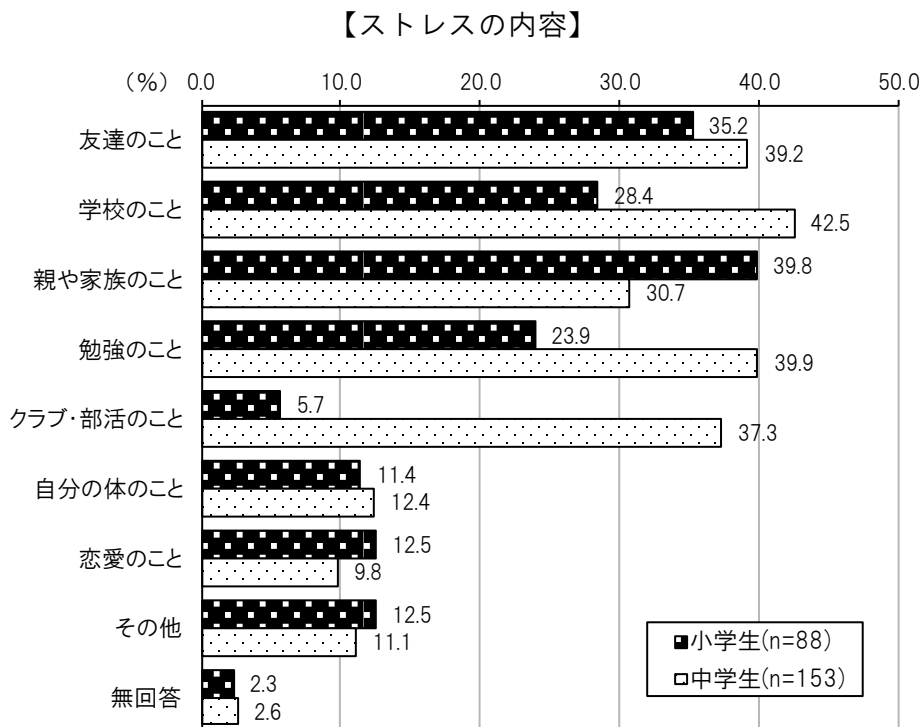
女性は男性に比べストレス等を多く感じており、特に中学3年生で多くなっています。また、部活動をしている人やいじめをされたことがある人でストレスが多く、睡眠不足を感じている人の半数以上がストレスを感じています。

【ストレス等が「たくさんあった」と「多少あった」人の合計の割合】

		(%)	0.0	20.0	40.0	60.0	80.0	
全体(N=626)							38.5	
性別	男性(n=307)						29.9	
	女性(n=306)						47.4	
学年別	小学5年生(n=119)						31.1	
	小学6年生(n=135)						37.8	
	中学1年生(n=130)						38.4	
	中学2年生(n=113)						39.8	
	中学3年生(n=126)						46.0	
性・学年別	小学生男性(n=136)						30.9	
	小学生女性(n=114)						39.4	
	中学生男性(n=168)						29.7	
	中学生女性(n=192)						52.1	
部活動参加	している(n=550)						39.8	
	していない(n=64)						28.1	
不睡眠	感じている(n=245)						54.3	
	感じていない(n=379)						28.5	
経い験じ別め	したことがある(n=16)						56.3	
	されたことがある(n=35)						65.7	
	見聞きしたことがある(n=46)						52.2	
	あてはまるものはない(n=535)						35.5	

### (3) ストレスの内容

小学生では「親や家族」「友達」の割合が高くなっていますが、中学生では「学校」「勉強」「友達」「クラブ・部活」と、ストレスの内容が多岐にわたっています。また、いじめをされたことがある人は、「友達」「クラブ・部活」などの割合が高くなっています。



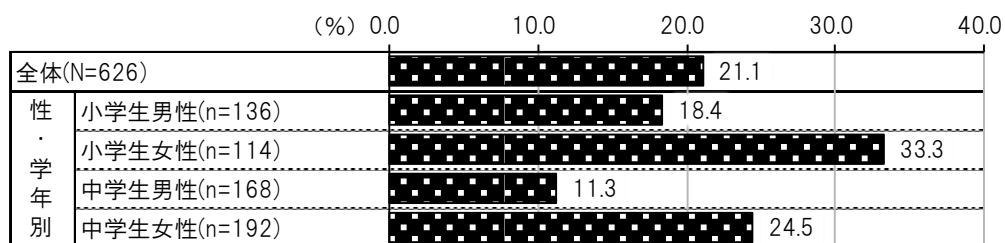
単位(%)	友達のこと	学校のこと	親や家族のこと	勉強のこと	クラブ・部活のこと	自分の体のこと	恋愛のこと	その他
全体(n=241)	37.8	37.3	34.0	34.0	25.7	12.0	10.8	11.6
【いじめ経験別】								
したことがある(n=9)	44.4	11.1	33.3	44.4	11.1	0.0	11.1	11.1
されたことがある(n=23)	69.6	43.5	34.8	21.7	34.8	21.7	17.4	17.4
見聞きしたことがある(n=24)	37.5	45.8	20.8	37.5	25.0	20.8	8.3	12.5
あてはまるものはない(n=190)	34.2	36.3	35.3	34.2	25.3	10.0	10.5	10.5



#### (4) 家族への悩み事の相談状況

小学生，中学生ともに，女性は家族によく相談する割合が，男性を大きく上回っています。

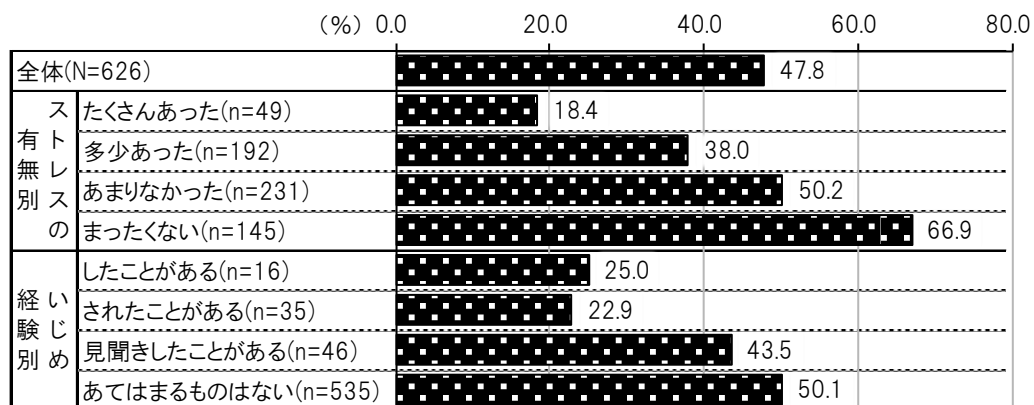
【家族に「よく相談する」人の割合】



#### (5) 学校生活の楽しさ

ストレスを感じていない人ほど，学校生活をととても楽しいと感じている傾向があります。一方，いじめをしたことがある人やされたことがある人では，その割合が低くなっています。

【学校生活が「とても楽しい」と感じている人の割合】



### 3 グループインタビュー調査で寄せられた意見

本計画策定に当たっては、アンケート調査に加え、各種団体や市民等へのグループインタビュー調査を実施し、自殺対策への取組状況や意識、今後の課題や取組意向等について、計画策定に有益な意見やアドバイスをいただきました。

以下に、寄せられた回答の要旨を整理します。回答は、多数いただいたご意見の中から抽出し、発言の意図を変えないよう配慮して要約しています。

#### 【第1グループ】自治会・女性会・老人クラブ・民生委員・児童委員

- ・自殺を考えている人は暗いイメージになる。周りの人がそのサインに気付き、声を掛ける、あいさつをすることが大事である。

#### 【第2グループ】養護教諭

- ・児童・生徒は態度である程度判別できるが、リストカットなどの行為は連鎖する傾向にある。
- ・学校では「どうやって生きるか」を教える。
- ・児童・生徒の日頃との違いを感じ取ることと、周りの先生との情報共有が大事である。
- ・自殺に至る悩みは年齢層（ライフステージ）によって異なる。学校でも家庭でもない、個人それぞれに応じた「居場所づくり」が必要。

#### 【第3グループ】商工会

- ・企業でストレスチェックを受ける人が少ない、自分の負担を真剣に捉えていない。
- ・悩んでいる人がいても相談しない人が多く、気付きにくい。
- ・ゲートキーパーには簡単になれない。

#### 【第4グループ】子育て世代

- ・親族や知人が少ない女性は、妊娠中や産後などに相談する相手がいない、孤立しがち。
- ・子育て世代にも、高齢者にあるサービスのような「買物支援」などの手助けがほしい。
- ・悩んでいる人への手助けをしてあげたいが、どこから情報をもらって良いか分からない。
- ・子育て中でもリフレッシュできる「居場所」がほしい。
- ・子育てに対する、世代間の意識のギャップが大きい。周囲の人の理解がほしい。

### **【第5グループ】 ケアマネジャー**

- ・家族介護者のストレス。追い詰められ、自虐的になる人もいる。そのような状況に気付いて、サービスにつなげていくことが必要。
- ・訪問を増やし、息抜きに話を聞く。
- ・介護を真剣，真面目，完璧にやろうとする人ほどストレスを持ちやすい。

### **【第6グループ】 社会福祉協議会**

- ・自殺は，うつや借金など色々なケースがある。多重的，多層的な自殺対策が必要。
- ・周りの人が早めに気付いてあげることが大事。

## 4 調査結果等から読み取れる課題

自殺に関する統計、アンケート及びグループインタビュー調査結果等から読み取れる課題を整理します。

### (1) 身近な人の変化に気付く

○ストレスから「うつ」が誘引され、自殺に至る傾向が分析されていることから、「うつ」を早期に発見し、適切な相談につなげること、地域ぐるみで取組を進めることが必要です。

- ・アンケート結果では、働き盛りの年齢層で日頃ストレスを感じている割合が高く、ストレスを大いに感じる人ほど「自殺したいと思ったことがある」と回答しています。
- ・自殺実態プロファイルの集計結果では、職場の人間関係や過労、仕事の悩みなどによるストレスから「うつ」が誘引され、自殺に至る傾向が分析されています。
- ・グループインタビュー調査では、「悩んでいる人は相談しない人が多く、気付きにくい」「周りの人が早めに気付いてあげることが大事」といった意見が寄せられています。

### (2) 誰もがいつでも相談できる体制づくり

○自殺に至る要因は複数あり、また自殺を考えたことがある人は相談に「ためらい」を感じていることから、いつでも気軽に相談できる体制づくりや窓口の充実、さらに「居場所」づくりが必要です。

- ・本市の自殺者数は、近年は年間おおむね 10 人未満で推移し、ここ数年は数人に減少しています。原因・動機としては「不詳」を除き、「健康問題」や「家庭問題」「勤務問題」などが多くなっていますが、自殺実態プロファイルの集計結果では、自殺に至る経路からその要因は一つではなく、複数の要因が重なっていることが推測されます。
- ・アンケート結果では、自殺を考えたことがある人は相談に「ためらい」を感じる割合が高くなっています。
- ・グループインタビュー調査でも、「悩んでいる人は相談をしない」といった意見が多く寄せられています。

### (3) 分かりやすい情報提供

○相談窓口の充実とともに、市や関係機関等が行っている各種相談事業や支援策を、分かりやすく市民に伝えていくことが重要です。

- ・現在、本市をはじめ関係機関等においては、子育て、高齢者、障害者、生活困窮など様々な分野で各種相談事業や支援策が実施されています。しかし、グループインタビュー調査では、そもそも相談する相手がいないことや、手助けをしてあげたくても、どこに情報を求めたら良いのか分からない、といった意見が寄せられています。

#### (4) 心の健康づくりに関する普及啓発

○自殺予防につながるよう、様々な啓発活動や保健事業を通じて、自殺に関連する事象等についての正しい知識を分かりやすく普及啓発していくことが必要です。

- ・本市では「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」等において、広島県と連携して自殺予防に関する様々な啓発活動を行っています。また、心の健康づくりに関する保健事業として、「アルコール健康相談会」などを開催しています。

#### (5) 生きることの促進要因への支援

○若年層から高齢者まで、全てのライフステージに応じた自殺対策が求められるとともに、家庭や地域、企業・事業所、学校など、あらゆる場における幅広い自殺対策の推進が必要です。

- ・本市の場合、男性は50歳以上の自殺者数が多くなっていますが、「うつ」傾向は20～50歳代の幅広い層で多くみられ、アンケート結果では働き盛りの若い年齢層で、日頃のストレスを感じている割合が高い傾向にあります。

#### (6) 自殺対策を含む健康づくり施策の推進

○健診事業等で自殺のリスクが高い人を早期に発見し、適切な情報の提供や相談へとつなぐ取組の強化が必要です。

- ・自殺の原因・動機では、「不詳」を除くと「健康問題」が最も多くなっています。本市では、「第3次健康江田島21計画」に基づき、健康の維持・増進に関する様々な施策を推進しています。
- ・グループインタビュー調査では、企業におけるストレスチェックを受けない人が多い、といった点が指摘されています。

#### (7) 子どもの頃からの学習の推進

○児童・生徒が今後、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法など、自殺対策に資する教育の推進が必要です。

- ・小中学生アンケートでは、性別では女性、また、学齢が上がるほどストレスを感じる割合が高く、いじめをされたことがある小中学生の、7割近くがストレスを感じています。
- ・ストレスの内容は、友達や学校のことを筆頭に、親や家族、勉強、部活など多岐にわたっています。
- ・いじめ対策や若年層へのこころの健康、ストレス解消の対処法に係る取組は、学校等において実施されていますが、携帯電話・スマートフォンやインターネットによるトラブルの増加など、新たな社会問題も顕在化しています。

## (8) 人材の確保及び育成

○自殺の危険を示すサインに気付いた時に適切に対応し、必要に応じて関係機関につなぐ「ゲートキーパー」の養成に取り組むとともに、多くの市民への周知も重要です。

- ・アンケート結果では、必要だと思う自殺対策支援として、「様々な分野におけるゲートキーパーの養成」が4人に1人の割合で回答されています。
- ・自殺の危険を示すサインに気付いた時に適切に対応し、必要に応じて関係機関につなぐ「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成が重要です。
- ・グループインタビュー調査では、「簡単にはゲートキーパーにはなれない」といった意見も寄せられています。

## (9) 精神科医療機関等との連携

○自殺のリスクが高いと判断された人を必要な支援機関へ適切につなぐことができるよう、精神科医療機関等との連携体制の充実が必要です。

- ・アンケート結果では、うつ病の時、利用したい相談窓口として「精神科や心療内科等の医療機関」が最も多く回答されており、自殺対策として必要だと思う支援では「適切な精神科医療体制の整備」が上位に回答されています。

## (10) 遺族への支援

○広島県や関係機関との連携を図り、悲しみや苦しみを抱えている遺族に必要な情報を提供し、適切な支援につなぐ体制の充実が重要です。

- ・悲しみや苦しみを抱えている遺族は、保健・医療面や心理面、経済面、あるいは法律の面などにおいて様々な課題を抱える可能性があります。
- ・広島県では、遺族の交流や相談支援等を行う遺族の集いの場「分かち合いの会」などがあります。

## (11) 庁内及び地域連携の強化とネットワークづくり

○関係機関が集まり、情報の共有方法の検討や相談・支援体制についての情報交換を行い、有効なネットワークづくりについて検討していくことが必要です。

- ・本市では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協力において、地域での見守り活動が行われています。しかし、単独世帯や核家族世帯、共働き世帯の増加等により、地域とのつながりが希薄な世帯が増える傾向にあります。
- ・地域福祉計画の取組として、行政と地域で活動している各種団体が十分な連携を図り、今後も見守り活動を強化し、地域ぐるみで自殺防止の取組を進める必要があります。

## 【3】計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

国の自殺総合対策大綱では、その基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。広島県の「広島県自殺対策推進計画（第2次）いのち支える広島プラン」では、誰も自殺に追い込まれることのない広島県を実現するために「生きる支援が日本一充実している県」をその目指す姿として定めています。

本市の保健・福祉部門計画における基本理念を、「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」と掲げ、地域福祉計画をはじめとする、各部門計画に共通した考え方として定めています。

これらの考え方を踏まえ、本市の自殺対策は「～誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して～一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島」を基本理念として、その実現に向けた自殺対策を推進します。

### ● 江田島市自殺対策計画の基本理念 ●

---

～誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して～

**一人ひとりが自分らしく輝き  
共に生きるまち・江田島**

---

この基本理念に基づき、市民、地域、関係機関、民間団体、企業、学校、行政等が連携・協働し、地域全体で自殺対策の総合的な推進を図り、市民の「いのち」と「こころ」を大切に、誰もが自分らしく輝けるまちづくりを目指します。

## 2 施策体系

本計画の骨格となる「施策体系」は、「自殺対策基本法」及び国の「自殺総合対策大綱」、広島県の「広島県自殺対策推進計画（第2次）いのち支える広島プラン」の方向性に基づき、本市独自の地域性を踏まえた上で取組の方向を定めます。

### 【施策体系】

キーワード (施策の考え方)	基本施策	取組の方向性
知る	【1】理解の促進と意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周知・啓発・情報発信</li> <li>○ 講演会などの開催</li> <li>○ 研修・教育など学びの場の提供</li> </ul>
育む	【2】こころの健康づくりと支援者の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ こころの健康づくり</li> <li>○ 庁内における人材育成・研修</li> <li>○ 地域における人材育成</li> </ul>
つなぐ	【3】相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口の周知</li> <li>○ 日常生活に関する相談支援</li> <li>○ 健康問題に対する相談支援</li> <li>○ 保護者の心理的な負担の軽減</li> <li>○ 気軽に集える相談の場づくり</li> </ul>
支える	【4】自殺を予防する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会参加・仲間づくり</li> <li>○ 連携・ネットワークづくり</li> <li>○ 遺族や被災者等への支援</li> <li>○ 各種制度に基づく支援</li> </ul>



### 3 活動目標

本計画では、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して、市民一人ひとりを取り組むこと、地域で協力して取り組むことをそれぞれ掲げ、地域全体で自殺対策を推進できるまちづくりに取り組みます。

#### ● 主に市民・地域による取組（自助・互助） ●

<p>市民一人ひとり が取り組むこと （自助）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺防止について正しい知識を持ち、理解を深めましょう。</li> <li>○講演会やセミナーなど学べる場に積極的に参加しましょう。</li> <li>○参加して学んだことを身近な人にも伝えましょう。</li> <li>○健康診断や職場でストレスチェックを受け、自分のこころの状態を知りましょう。</li> <li>○家族など身近な人のこころの状態にも関心を持ちましょう。</li> <li>○身近な人にも健康診断やストレスチェックの受診を勧めましょう。</li> <li>○地域の中で、自分ができることはないか、考えてみましょう。</li> <li>○不安や悩みごとは一人で抱え込まず、相談窓口を活用しましょう。</li> <li>○困ったときに相談できる窓口の情報を入手し、必要に応じて利用しましょう。</li> <li>○困りごとや悩みごとを持つ人に気が付いたら、相談窓口を紹介しましょう。</li> <li>○近所で暮らす一人暮らし高齢者の話し相手になるなど、地域住民同士の交流を深めましょう。</li> <li>○自治会役員の引き受けなど、地域の活動に積極的に関わりましょう。</li> <li>○地域で困っている人や、助けが必要な人がいないか、みんなで集まり話し合ってみましょう。</li> <li>○地域の身近な活動の拠点を知り、積極的に活用しましょう。</li> <li>○地域の空き店舗や、空き家などを活用した地域の居場所づくりに、できる範囲で協力しましょう。</li> </ul>
<p>地域で協力して 取り組むこと （互助）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺やこころの健康づくりに関する意識の醸成や、理解を促進するため、講座や研修会等の企画・開催に努めます。</li> <li>○ゲートキーパーの養成や自殺対策を支える人材の育成、活動の支援に努めます。</li> <li>○行政の自殺対策の取組に協力します。</li> <li>○身近な地域で情報提供や相談ができる環境づくりに努めます。</li> <li>○地域活動を通じて、情報提供や関係機関との連絡調整を図ります。</li> <li>○見守りや声掛け活動、民生委員・児童委員の訪問活動を通じて、制度の狭間や複合的な課題を持つ人を把握し、地域住民が認識を深め、対応策を検討することができる仕組みづくりに努めます。</li> </ul>

地域で協力して  
取り組むこと  
(互助)

- 地域住民同士の相互理解を深められるよう、交流の場や交流機会の充実に努めます。
- 地域の交流の場や地域活動に、誰もが気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 既存の施設や空き店舗、空き家などを活用し、地域住民の交流・活動拠点づくりを進めます。
- 行政と連携し、高齢者や障害者を対象としたサロンの開催や、介護予防の場、子どもの居場所づくりなどに努めます。

## 【4】施策の展開

### 基本施策1 知る～理解の促進と意識の醸成

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であるとともに、誰にでも起こり得る身近な問題です。また、自殺の危機に陥った人の心情や背景は、理解されにくい現実があります。

そのような心情や背景への理解を深め、「危機に陥った場合は誰かに助けを求める」という意識が社会全体の共通認識となるよう、周知及び啓発を行う必要があります。

本市では、「第3次健康江田島21計画」において、こころの健康に関する講座の実施等により啓発を行っているほか、「江田島市第2次男女共同参画基本計画」においても、人権に関する啓発事業等に積極的に取り組んでいます。

本市のあらゆる啓発の場を生かして、自殺の問題は一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民への理解促進を図ります。

自らのこころの不調や、周りの人のこころの不調に気付き、適切に対処することができるよう、学びの場の充実に努めます。

#### ● 取組の方向性 ●

- 自殺対策について、あらゆる啓発の場を生かした周知・啓発等により、市民への理解を促進します。
- 講演会や研修などを通じて、自殺対策に関する市民の意識の醸成と事業の周知を図ります。

#### ● 具体的な取組 ●

##### 【周知・啓発・情報発信】

取組	取組内容	担当課
8 広報紙等による周知	○広報紙や市のホームページ、SNS <sup>注1</sup> 、棧橋のデジタルサイネージ <sup>注2</sup> など様々な媒体を活用し、自殺対策関連情報を誰にでも分かりやすく周知し、理解を促進します。	関係部署
9 チラシ等による周知	○市の予約型乗合タクシー「おれんじ号」の車内や、船舶内に、チラシ等で自殺対策関連情報を掲示し、周知を図ります。	企画振興課

注1【SNS(Social Networking Service)】パソコンやスマートフォンなどを利用したフェイスブック、ツイッター、インスタグラムなどコミュニケーションツールの総称。

注2【デジタルサイネージ】照明目的以外の電灯器具であって、屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で電子的な表示機器(ディスプレイなど)を用い、広告などの情報を発信するメディアの総称。電飾看板。

取組		取組内容	担当課
74①	DV対策の周知	○啓発活動を通じて、DVに関する正しい理解を促進するとともに、売春防止法による女性相談及び配偶者等の暴力相談、DV被害者の安全確保のための一時保護を行います。	人権推進課
新	自殺予防週間等における啓発	○広島県と連携し、「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」等において、自殺予防に関する様々な啓発活動を行います。	保健医療課
36	いじめ撲滅月間における活動	○9月を「いじめ撲滅月間」と定め、学校で児童会、生徒会を中心とした取組を推進し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、早期対応が行えるよう集中した取組を行います。	学校教育課
47	図書館利用者への周知	○図書館に自殺対策関連ポスターの掲示や、リーフレットの配布、関連した図書の配架など、自殺対策の周知・啓発を行います。	生涯学習課 (江田島市立図書館)

#### 【講演会などの開催】

取組		取組内容	担当課
45① 75①	人権尊重についての講演会	○人権尊重についての講演会など、様々な機会を通じて、人権の大切さや基本的人権についての理解を促進し、豊かな人権感覚を養います。また、講演会などを通じて、孤立や孤独感を抱くことのない地域づくりを目指します。	人権推進課 生涯学習課

#### 【研修・教育など学びの場の提供】

取組		取組内容	担当課
2①	市職員への研修	○市職員に対して、人権に関する研修等への参加を促進し、人権意識の向上に努めます。	総務課 人権推進課
12	自治会役員等への研修	○自治会の役員等を対象としたコミュニティ活動において、自殺対策に関する研修会を開催し、住民の意識の醸成と事業の周知を図ります。	地域支援課
45②	人権作品コンクール	○小・中学生を対象とした、作文とポスターの作品募集による人権作品コンクールを行い、児童・生徒に人権について考える機会を提供し、人権感覚を育みます。	生涯学習課

## 基本施策２ 育む～こころの健康づくりと支援者の養成

本市では、自殺の要因の一つとして「健康問題」が最も多くみられますが、自殺に至る経緯は、経済的な問題や就労上の問題、家族・親族関係など、様々な事柄が複雑に絡み合っているとされています。本市では、こころの健康の維持・増進に関する施策を推進していますが、健診事業や職場におけるストレスチェック等で「うつ病」を早期発見するなど、自殺リスクの高い人を早期に発見し、適切な情報の提供や相談へとつなぐ取組の充実が必要です。

また、ストレス等への対処方法や相談体制、支援制度などに関する情報を、早い時期から身に付けておくことが重要です。そのため、こころの健康づくりを促進するための「学びの場」を充実します。

児童・生徒に対しては、ストレスや困難に直面した時の対処方法を学ぶ機会、いじめなどから発生しがちな不登校・引きこもり等を防ぎ、SOSの出し方に関する教育など、将来的なリスクの軽減を図ります。

さらに、自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のために、ゲートキーパーの役割を担う人材の養成とともに、自殺対策を支える人材に対し、自殺に関連する正しい知識を普及・啓発します。

### ● 取組の方向性 ●

- こころの健康づくりを促進するための「学びの場」を充実します。
- 市職員・教職員に対する研修などを通じて、こころの健康づくりを推進し、支援者を育成します。
- 地域で自殺対策を支える人材を育成します。

### ● 具体的な取組 ●

#### 【こころの健康づくり】

取組		取組内容	担当課
58	こころの健康に関する教育	○市民を対象としたこころの健康に関する内容をテーマとした健康教育を実施し、自殺に対するリスクの軽減を図ります。	保健医療課
6	市職員の健康づくり	○市職員に対する健診、人間ドック、産業カウンセラーによる相談窓口の開設、ストレスチェックの実施、リワークセンターの利用促進の実施などにより、心身の健康保持を図ります。	総務課
8	職員へのメンタルヘルス対策	○職員を対象としたメンタルヘルス（こころの健康）対策の研修を行い、強い不安や悩み、ストレスの解消を図り、職員の心の健康の保持・増進に努めます。	消防本部 総務課

取組		取組内容	担当課
37	教職員のメンタルヘルス把握	○教職員の服務管理や業務改善に係る内容について研修を行い、教職員のメンタルヘルスの状態を把握し、管理職による適切な支援につなげます。	学校教育課
39	教職員へのストレスチェック	○労働安全衛生法に基づき、教職員のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	学校教育課

### 【庁内における人材育成・研修】

取組		取組内容	担当課
2②	市職員への研修	○市職員に対して、メンタルヘルス（ラインケア、セルフケア）など、自殺対策の専門知識を習得するための研修を充実します。	総務課 人権推進課
3	市職員対象のゲートキーパー養成講座	○市職員に対して、ゲートキーパー養成講座への参加を促進し、自殺予防に取り組める人材の育成を図ります。	総務課
14	徴収嘱託職員対象のゲートキーパー養成講座	○税金等について相談を受ける職員や、徴収を行う職員等を対象として、ゲートキーパー養成講座への参加を促進し、気付き役やつなぎ役としての役割を担えるよう努めます。	税務課
38	教職員向けの研修	○様々な困難を抱え、自殺リスクが疑われる児童・生徒に対する、問題行動の未然防止を含めた教職員向けの研修体制を充実させ、理解を深めてもらう機会を提供します。また、SOSの出し方を身に付ける教育を推進します。	学校教育課
83	水道料金等徴収職員への研修	○水道料金等の徴収職員に、ゲートキーパー養成講座への参加を促進し、他課と連携を図りながら自殺予防対策に努めます。	水道業務課 水道施設課 下水道課
50	救急活動への反映	○地域メディカルコントロール協議会検証医と連携し、自殺関連事案の対処方法を身に付け、救急活動への反映を図ります。	消防本部 警防課
49	救急救命士養成研修	○救急救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設け、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上に努めます。	消防本部 警防課

【地域における人材育成】

取組		取組内容	担当課
52	保護司会への支援	○地域の保護司会にゲートキーパー研修への呼び掛け及び研修の共同開催などを働き掛けることで自殺予防の理解促進を図ります。	社会福祉課
69	地域におけるゲートキーパーの養成	○地域における自殺予防に取り組めるゲートキーパーを養成します。	保健医療課
67②	母子保健推進員への研修	○地域での見守り活動を担う、母子保健推進員の活動に必要な知識や技術の習得に向けて、研修会を実施します。	子育て支援課
72	食生活改善推進員への研修	○食生活改善推進員の日頃の活動において、自殺予防の一翼を担う人材としての活動もできるよう、こころの健康づくりや自殺予防の取組等を内容とした研修会を実施します。	保健医療課
42	家庭教育支援事業等の実施	○家庭教育支援事業（親プロ）の実施を通じて、家庭教育力の向上と、子育て不安の解消を図ります。	生涯学習課

## 基本施策3 つなぐ～相談支援体制の充実

アンケート結果などから、自殺を考えたことがある人は、相談することに「ためらい」を感じる人が多く、また、「悩んでいる人は相談をしない」「どこに相談すればよいか分からない」といった特徴も指摘されています。

本市においては、子育て、高齢者、障害者、生活困窮など様々な分野で各種相談事業が実施されています。そのような窓口情報が、必要な人に十分に伝わっていない可能性もあることから、相談窓口の充実とともに、これらの情報を広く、そして分かりやすく市民に伝えていくことが重要です。

また、地域共生社会の視点から、包括的な相談支援体制の構築が求められています。

保健・医療・福祉をはじめとした様々な分野において、誰でも、いつでも気軽に相談することができる相談窓口を充実し、福祉サービスの提供を通じて、複雑・多岐にわたる問題に適切に対応できる相談支援体制を充実します。さらに、子育て中の保護者などが、孤立を防ぐための居場所づくりに取り組み、地域全体の自殺リスクの低下を図ります。

### ● 取組の方向性 ●

- 相談窓口に関する情報提供を充実します。
- 誰でも気軽に相談できる支援体制づくりを推進します。
- 孤立等を防ぐための居場所づくりの整備・充実に取り組みます。

### ● 具体的な取組 ●

#### 【相談窓口の周知】

取組		取組内容	担当課
8	広報紙等による周知	○広報紙や市のホームページ，SNSなど様々な媒体を活用し，自殺対策関連情報や相談窓口を，誰にでも分かりやすく周知します。	関係部署
71②	こころの悩み相談	○こころの悩みに関する相談に応じ，相談窓口等の周知に努めます。	保健医療課

#### 【日常生活に関する相談支援】

取組		取組内容	担当課
1	市民を対象とした法律相談	○市民を対象とした法律相談を開催し，法的なトラブル等に関する不安を軽減します。	総務課
11	消費トラブルの相談	○消費トラブルの相談において，法的な解決方法や多重債務の整理等が必要な場合は，関係機関を紹介して解決方法を助言し，相談者の支援に努めます。	危機管理課



取組		取組内容	担当課
74③	暴力に関する相談	○相談者のプライバシーに配慮しながら、DV等の暴力に関する相談を実施し、適切な対応や支援につなげます。	人権推進課
75②	人権問題に関する相談	○人権擁護委員と連携し、人権問題に関する相談窓口の充実を図ります。	人権推進課
76	市民の生活相談	○市民の福祉、就労、教育、生活等の相談に応じ、関係機関と連携し、相談者に寄り添いながら問題の解決に取り組み、不安の解消に努めます。	人権推進課
77①	外国人市民への支援	○外国人市民の行政手続きや、各種通知書の翻訳、生活相談等の支援を行います。	人権推進課
13	市税納付等に関する相談	○市税等の納付が困難な市民に対して、相談支援をはじめ、様々な支援につなげることができる体制づくりに努めます。	税務課
53	障害者差別解消に向けた相談	○障害を理由とする差別の解消を図るため、障害者相談支援センターに相談窓口を設置するとともに、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行います。	社会福祉課
55	日常生活の困り事に関する相談	○就労や高齢者支援、生活困窮等日常生活の困り事に関する相談支援を行います。	社会福祉課

### 【健康問題に関する相談支援】

取組		取組内容	担当課
59	健康相談・家庭訪問	○電話や訪問・来所による個別相談や、本人や家族・関係機関等からの相談・依頼による家庭訪問の機会において、自殺リスクを抱えていると思われる人に対して、必要な支援機関へつなげます。	保健医療課
62	妊産婦への相談	○母子健康手帳の交付時や訪問・健診等の機会において、マタニティブルーや産後うつ、育児不安や育児ストレス、孤立など、自殺のリスクを抱えていると思われる妊産婦に対して、個別に相談に応じる、必要な支援へつなげます。	子育て支援課
66	発達相談	○子育てや子どもの発達に不安を抱える保護者を対象として、個別に発達相談を実施し、育児不安の軽減及び必要な支援につなげます。	子育て支援課

取組		取組内容	担当課
67①	母子保健推進員による活動	○母子保健推進員が、地域で支援の必要な家庭を把握し見守るとともに、必要に応じて市や関係機関へ情報提供し、支援につなげます。	子育て支援課
70	精神疾患を抱える人への家庭訪問	○精神疾患を抱える人を対象に家庭訪問を実施し、不安や悩み、生活の困りごと等へ対応することで、自殺のリスクを軽減します。	保健医療課
17	乳幼児保育に関する相談	○保護者による家庭での保育が困難な、乳幼児の保育に関する相談を受け付け、適切な支援につなげます。	子育て支援課
18	保育料等滞納縮減対策	○保育料等の滞納者に対して、保育料等収納嘱託員による滞納者の実態調査や、夜間訪問を実施し、納入を呼び掛けるとともに、保育料の滞納縮減に努め、納入しやすい環境整備に努めます。	子育て支援課
20	保育コーディネーターによる相談	○保育コーディネーターを配置し、保育を必要としている世帯からの相談に応じ、ニーズに応じたサービスの情報を提供します。	子育て支援課
21	子どもと家庭に関する総合相談	○子育て世代包括支援センターにおいて、子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供を行います。	子育て支援課

### 【保護者の心理的な負担の軽減】

取組		取組内容	担当課
33	就学相談	○特別支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と連携し、障害及び発達の状態に応じた就学相談を行い、保護者の心理的な負担の軽減を図ります。	学校教育課
34	教育相談	○子どもの教育上の問題に係る相談を、対面や電話で行うことにより、保護者の心理的な負担の軽減を図ります。	学校教育課

**【気軽に集える相談の場づくり】**

取組		取組内容	担当課
68	アルコールに関する相談	○自殺のリスクにつながる可能性があるアルコール問題を抱える本人や、家族等を対象に「アルコール相談会」を実施し、同じ悩みを抱える仲間とのつながりを深め、孤立を防ぎます。	保健医療課
16	子育てに関する相談	○乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や、子育てに関する相談の場を設置します。	子育て支援課

## 基本施策4 支える～自殺を予防する環境づくり

本市では、民生委員・児童委員をはじめ、多様な支援者が地域での見守り活動を行っています。しかし、一人暮らし高齢者の増加などにより、地域とのつながりが希薄になる世帯も増えており、今後は、自殺防止も視野に入れた見守り活動が、より一層重要となってきます。また、悩みや不安など、生きることの「阻害要因」を減らすだけでなく、自己肯定感や信頼できる人間関係、社会参加の促進など、生きることの「促進要因」を増やすための取組も重要です。

自殺対策の総合的な推進に当たっては、多様な支援制度の活用促進をはじめ、家庭や地域、企業、学校など、あらゆる場における幅広い自殺対策の推進に向けて、地域の多様な関係者の連携・協力を促進し、自殺対策のネットワークづくりを図ります。

一方、悲しみや苦しみを抱えている遺族は、精神面や経済面をはじめ、様々な課題を抱えている可能性もあることから、遺族に対する適切な支援体制の充実を図ります。

さらに、近年、各地で自然災害が頻発しています。被災者に寄り添う視点も自殺対策では重要であることから、防災の取組に自殺対策の視点を反映させます。

### ● 取組の方向性 ●

- 生きることの「促進要因」を増やすための、社会参加・仲間づくりの機会を充実します。
- 支援者のネットワークづくりを推進します。
- 遺族や被災者に寄り添う支援に努めます。
- 多様な支援制度の活用を促進します。

### ● 具体的な取組 ●

#### 【社会参加・仲間づくり】

取組		取組内容	担当課
51	民生委員・児童委員による支援	○民生委員・児童委員の活動として、地域住民の悩みや相談に応じた適切な関係機関へつなぎます。	社会福祉課
86	一人暮らし高齢者訪問	○老人クラブの友愛活動として、一人暮らし高齢者を訪問し、安否確認などの見守り活動を行うことで、高齢者の孤立の解消を図ります。	高齢介護課
84	社会参加による介護予防の促進	○住民自らが運営する「住民主体の通いの場」の立ち上げや支援を行い、社会参加による介護予防（フレイル予防）を促進し、閉じこもりや孤食の防止、社会参加の促進、認知機能の低下や「うつ」の防止を図ります。	高齢介護課

取組		取組内容	担当課
85	高齢者の生きがいをづくりと社会参加の促進	○高齢者の生きがいをづくりと、社会奉仕の場である老人クラブ活動への参加を促進します。また、働く意欲のある高齢者への就労の場の提供により、培ってきた知識や経験と能力を生かして地域社会に貢献できるよう支援します。	高齢介護課
41	青少年育成支援	○青少年を対象とした芸術鑑賞を実施し、豊かな感性や想像力を養うとともに、青少年育成関係団体における事業活動を支援します（青少年育成事業）。	生涯学習課
44	市民の文化活動と交流の促進	○様々な年齢層を対象とした各種講座の開催や、公民館まつりなど、市民の文化活動や交流を促進し、文化・芸術の振興、社会福祉の増進に努めます（公民館管理運営事業）。	生涯学習課
46	図書館における生涯学習	○市民の生涯学習の場として、図書館の読書環境を充実させるとともに、読み聞かせ会や物づくり、講座やイベントの開催など、教育・文化事業を推進し、豊かな心の育成を図ります。	生涯学習課 （江田島市立図書館）

### 【連携・ネットワークづくり】

取組		取組内容	担当課
54	地域自立支援協議会による支援	○地域自立支援協議会において、多職種・多機関が連携し、医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築することにより、障害者の地域生活を支援します。	社会福祉課
35	家庭問題に関する児童・生徒への支援	○不登校に限らず、様々な家庭で問題を抱えている児童・生徒に対する支援について、関係機関等と連携して情報を共有し、問題解決を図ります。	学校教育課

### 【遺族や被災者等への支援】

取組		取組内容	担当課
新規	遺族への支援	○県や関係機関と連携し、遺族の交流や相談支援等の必要な情報を提供し、適切な支援につなげます。	保健医療課
10	被災者のメンタルヘルス対策	○地域防災計画において、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を推進します。	危機管理課

### 【各種制度に基づく支援】

取組		取組内容	担当課
74②	D V 被害者対策	○D V 被害者の安全確保のための一時保護を行います。	人権推進課
77②	外国人市民への支援	○外国人市民に対する日本語学習の機会を充実し、生活上必要な日本語の習熟を高めるとともに、地域への参画を促進し、孤独感の解消に努めます。	人権推進課
78	無料職業紹介所の運営支援	○江田島市社会福祉協議会と連携し、市内でハローワークと同じ機能を持つ無料職業紹介所の運営を支援します。	産業企画課
79	生活関連資金の低利融資	○地域の金融機関への預託を通じて、労働者の生活の安定と、福祉の向上のため、生活関連資金を低利で融資します。	産業企画課
80	企業等への借入金補助	○江田島市商工会の会員企業等に対して、金融機関からの設備資金や、運転資金の借入金を補助します。	産業企画課
81	企業等への支援	○江田島市内での創業や、新商品開発にチャレンジする事業者等へ、必要な経費の一部を補助します（江田島市がんばりすと応援事業補助）。	産業企画課
73	公営住宅使用料の滞納防止	○公営住宅使用料収納において、滞納の初期段階での納付指導や、生活状況調査に基づく適切な家賃賦課を行い、滞納の早期解消や未然防止につなげます。	都市整備課
30	子ども・子育て支援	○「江田島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的な子育て支援事業の推進を図ります。	子育て支援課
24	ひとり親家庭への支援	○ひとり親家庭に対して、自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金など、制度に基づく多様な経済的支援を行います。	子育て支援課

取組		取組内容	担当課
82	道路の適切な維持管理	○適切な道路の維持管理により，危険箇所を点検するとともに，ホームレスや社会的弱者のたまり場とならないように努めます（道路維持管理業務）。	農林水産課 建設課
32	就学のための支援	○経済的困難を抱えている保護者に対し，学用品費や給食費等の支給を行い，保護者や児童・生徒の経済的・心理的負担の軽減を図ります（就学援助）。また，必要に応じて相談先等の情報提供を行います。	学校教育課
43	放課後児童クラブ	○仕事などで日中保護者が家庭にいない小学生を対象に，授業終了後などに預かり，支援員の下，適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ（学童保育）を実施します。	生涯学習課

## 第4章 計画の推進

### 【1】計画の推進体制

#### 1 庁内推進体制の充実

地域福祉及び自殺対策に係る施策分野は、行政のあらゆる分野に横断的に関わっています。計画の推進に当たっては、庁内関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進します。

そのため、全ての職員が地域福祉や自殺対策について理解し、常に福祉の意識を持ちながら職務に当たるとともに、研修の機会などを通じて職員の意識の向上に努めます。

#### 2 関係機関・地域団体・事業所等との連携の強化

社会全体で地域福祉及び自殺対策を推進していくためには、行政をはじめ、市民、企業・事業所、学校、関係機関や関係団体等がより一層連携を深めていくことが重要です。相互に幅広い理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。

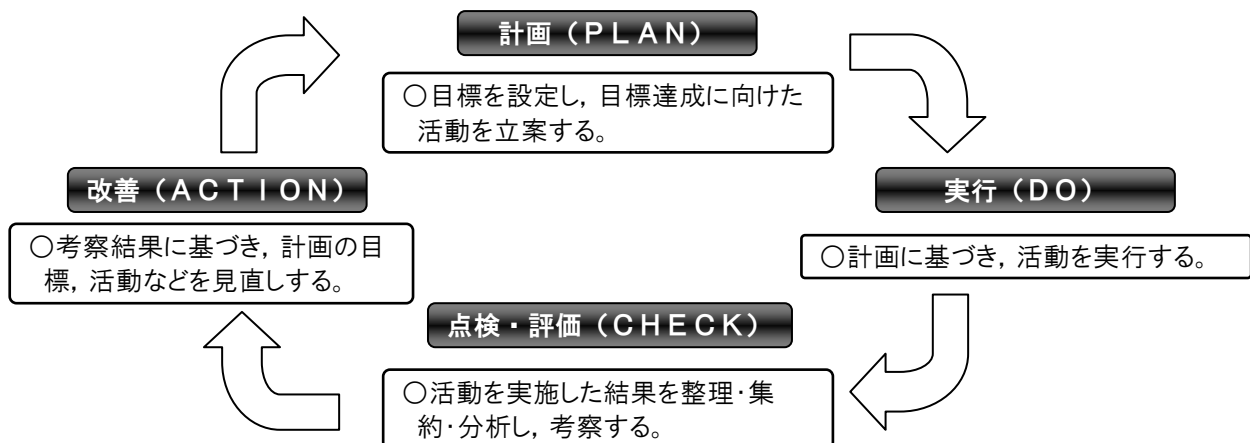
市民、関係団体、事業所等との連携の強化に努め、ネットワークの構築を目指します。

### 【2】計画の進行管理

#### 1 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を、より一層強化し、常に改善を図ります。また、定期的に事業の達成状況や評価について整理するとともに、その結果を踏まえて、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

【参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ】





## 資料編

※江田島市保健福祉審議会規則

※江田島市保健福祉審議会 地域福祉部会 委員名簿・・・等を想定